

平成 26 年度

宮城県歳入歳出決算審査意見書

宮城県基金運用状況審査意見書

宮城県健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書

平成 23 年度決算，平成 24 年度決算及び平成 25 年度決算
宮城県将来負担比率の修正に関する審査意見書

宮城県監査委員

目 次

I 宮城県歳入歳出決算審査意見書

1	審査の対象	1
2	審査の方法	1
3	審査の結果及び意見	2
(1)	審査の結果	2
(2)	意見	7
4	決算の概要	16
5	決算参考資料	19
(1)	一般会計	
ア	款別歳入額	19
イ	県税税目別課税収入状況	20
ウ	県税以外の収入未済状況	21
エ	款別歳出額	23
オ	前年度からの繰越額一覧表	24
カ	翌年度への繰越額一覧表	25
キ	四半期別資金の状況調	27
(2)	特別会計	29
ア	会計別歳入額	29
イ	会計別歳出額	30
ウ	収入未済状況	31
エ	前年度からの繰越額一覧表	32
オ	翌年度への繰越額一覧表	32
カ	四半期別資金の状況調	33
(3)	財産等	35
ア	公有財産	35
イ	重要物品	37
ウ	債務保証及び損失補償	37
エ	債権	37
オ	基金	40
カ	県債	43

II 宮城県基金運用状況審査意見書

1	審査の対象	-----	45
2	審査の方法	-----	45
3	運用の状況	-----	46
(1)	土地基金	-----	46
(2)	企業立地資金貸付基金	-----	47
(3)	美術品取得基金	-----	48
(4)	高等学校等育英奨学資金貸付基金	-----	49
4	審査の結果及び意見	-----	50

III 宮城県健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書

1	審査の対象	-----	51
2	審査の方法	-----	51
3	審査の結果及び意見	-----	52

IV 平成23年度決算、平成24年度決算及び平成25年度決算 宮城県将来負担比率の修正に関する審査意見書

1	審査の対象	-----	57
2	審査の方法	-----	57
3	審査の結果及び意見	-----	58

〈参考〉	前年度意見に対する執行部の対応状況	-----	59
------	-------------------	-------	----

宮 監 委 第 27 号

平成27年9月10日

宮城県知事 村 井 嘉 浩 殿

宮城県監査委員	安	部	孝
宮城県監査委員	ゆ	さ	み ゆ き
宮城県監査委員	工	藤	鏡 子
宮城県監査委員	成	田	由 加 里

平成26年度宮城県歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書について

地方自治法第233条第2項及び同法第241条第5項の規定により審査に付された平成26年度宮城県一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算並びに平成26年度宮城県基金運用状況について、別添のとおり意見書を提出します。

宮 城 県 歳 入 歳 出 決 算 審 査 意 見 書

I 宮城県歳入歳出決算審査意見書

1 審査の対象

平成27年7月9日審査に付された平成26年度宮城県歳入歳出決算は、次のとおりである。

- (1) 宮城県一般会計決算
- (2) 宮城県公債費特別会計決算
- (3) 宮城県母子寡婦福祉資金特別会計決算
- (4) 宮城県小規模企業者等設備導入資金特別会計決算
- (5) 宮城県農業改良資金特別会計決算
- (6) 宮城県沿岸漁業改善資金特別会計決算
- (7) 宮城県林業・木材産業改善資金特別会計決算
- (8) 宮城県県有林特別会計決算
- (9) 宮城県土地取得特別会計決算
- (10) 宮城県土地区画整理事業特別会計決算
- (11) 宮城県流域下水道事業特別会計決算
- (12) 宮城県港湾整備事業特別会計決算

2 審査の方法

一般会計及び各特別会計の全般について、決算の計数は正確であるか、予算の執行は議決の趣旨に沿い適正かつ効率的に行われているか、収入支出、契約及び財産管理等の財務の執行に関する事務については、関係法令等に基づき適正に処理されているかの視点をもって、対象機関から必要な資料の提出と説明を求め、既に行った定期監査及び例月出納検査の結果を参照し、慎重に審査を行った。県警察については、会計帳票・証拠書類の調査に加え、捜査員から聴取調査を実施した。

3 審査の結果及び意見

(1) 審査の結果

平成 26 年度宮城県歳入歳出決算について審査した結果、一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算における計数は正確と認められた。また、収入、支出、契約及び財産管理等の財務に関する事務の執行については、関係法令等に従い、概ね適正に処理されているものと認められた。

以下において、留意改善すべき事項として、既の実施した定期監査等（平成 26 年 9 月から平成 27 年 8 月まで実施）において認められた不適切な事務処理の内容を示す。

[収入関係事務]

① 県税の収入未済額は、53 億 1,007 万 744 円と前年度を 10 億 4,437 万 8,232 円（16.4%）下回り大幅に縮減されている。しかし、依然として多額の収入未済額が認められることから、引き続き適切な徴収対策を継続する必要がある。

○県税収入未済額 【税務課・地方税徴収対策室、各県税事務所(地域事務所含む。)]

現年度分	1,705,086,450 円	(1,778,539,538 円)	
過年度分	3,604,984,294 円	(4,575,909,438 円)	
合 計	5,310,070,744 円	(6,354,448,976 円)	* () 内の数字は、平成 25 年度決算額を表す。以下同じ。

② 県税以外の収入未済額（国庫支出金等の繰越事業に係る未収入特定財源を除く。）は、返還金（中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業）、特別納付金、県産材産地体制整備資金貸付金償還金、県営住宅使用料、母子寡婦福祉資金貸付金償還金など一般会計及び特別会計の合計で 22 億 7,025 万 7,165 円と前年度を 2 億 9,455 万 9,436 円（11.5 %）下回った。これは、特別納付金、母子寡婦福祉資金貸付金償還金、生活保護扶助費返還金などにおいては収入未済額が増加しているものの、県営住宅使用料、放置違反金などの収入未済額が減少していることによるものである。

○返還金（中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業）に係る収入未済額 【経済商工観光総務課・企業復興支援室】

現年度分	0 円	(628,210,533 円)	
過年度分	624,132,558 円	(0 円)	
合 計	624,132,558 円	(628,210,533 円)	

○特別納付金（産業廃棄物最終処分場の行政代執行に係る費用）に係る収入未済額 【循環型社会推進課・竹の内産廃処分場対策室】

現年度分	31,646,763 円	（ 23,411,985 円）
過年度分	513,622,996 円	（490,941,011 円）
合 計	545,269,759 円	（514,352,996 円）

○県産材産地体制整備資金貸付金償還金に係る収入未済額 【林業振興課】

現年度分	0 円	（ 0 円）
過年度分	271,654,077 円	（271,654,077 円）
合 計	271,654,077 円	（271,654,077 円）

○県営住宅使用料に係る収入未済額 【住宅課】

現年度分	21,001,353 円	（ 23,978,222 円）
過年度分	96,752,563 円	（166,772,338 円）
合 計	117,753,916 円	（190,750,560 円）

○母子寡婦福祉資金貸付金償還金及び児童保護費に係る収入未済額 【子育て支援課、各保健福祉事務所(地域事務所を含む。), 各児童相談所】

母子寡婦福祉資金貸付金償還金

現年度分	14,527,371 円	（ 15,849,127 円）
過年度分	84,768,164 円	（ 82,063,828 円）
合 計	99,295,535 円	（ 97,912,955 円）

児童保護費

現年度分	1,924,940 円	（ 2,781,780 円）
過年度分	12,198,550 円	（ 13,477,154 円）
合 計	14,123,490 円	（ 16,258,934 円）

○生活保護扶助費返還金に係る収入未済額 【社会福祉課、各保健福祉事務所(地域事務所を除く。)]

現年度分	17,588,225 円	（ 14,345,761 円）
過年度分	73,079,997 円	（ 67,341,455 円）
合 計	90,668,222 円	（ 81,687,216 円）

○高等学校等育英奨学資金貸付金償還金に係る収入未済額 【高校教育課】

現年度分	54,049,133 円	(43,865,050 円)
過年度分	57,772,663 円	(31,222,641 円)
合 計	111,821,796 円	(75,087,691 円)

○林業・木材産業改善資金貸付金償還金に係る収入未済額 【農林水産経営支援課】

現年度分	4,852,000 円	(4,280,000 円)
過年度分	25,336,000 円	(22,324,000 円)
合 計	30,188,000 円	(26,604,000 円)

○放置違反金に係る収入未済額 【警察本部】

現年度分	5,621,000 円	(5,772,000 円)
過年度分	11,819,509 円	(15,378,009 円)
合 計	17,440,509 円	(21,150,009 円)

○補助金等精算返還金（死亡牛適正処理施設整備事業補助金）に係る収入未済額 【畜産課】

現年度分	29,709,868 円	(0 円)
過年度分	0 円	(0 円)
合 計	29,709,868 円	(0 円)

○その他の収入未済額

現年度分	147,320,265 円	(39,717,982 円)
過年度分	282,700,966 円	(382,888,823 円)
合 計	430,021,231 円	(422,606,805 円)

③ 外来診療の窓口収入において、調定遺漏、調定遅延などが認められたので、今後再発しないよう対策を講じられたい。

○調定遺漏・調定遅延：【拓桃医療療育センター】

[支出関係事務]

- ① 需用費及び共済費の支出事務において、支払遅延、振込口座誤りなどによる遅収加算額等の発生が認められたので、今後再発しないよう対策を講じられたい。
 - 電気料金の支払遅延、振込口座誤りなどによる遅収加算額の発生：【計量検定所，仙台土木事務所，気仙沼支援学校，警察本部，泉警察署】
 - 労働保険料の支払遅延による延滞金の発生：【松山高等学校】
- ② 報酬及び賃金の支出事務において、支払遅延や支出金額の誤りなどが認められたので、今後再発しないよう対策を講じられたい。
 - 報酬の支払遅延：【第二工業高等学校】
 - 賃金の支払遅延：【消防学校】
 - 賃金の支出金額誤り：【気仙沼土木事務所】

[契約関係事務]

- ① 工事請負契約において、不適切な取扱いが認められたので、今後再発しないよう対策を講じられたい。
 - 変更契約の締結について、議会の議決を得るべきところ、得ていなかったもの：【河川課】
 - 工事の指名競争入札について、最低制限価格を設定すべきところ調査基準価格を設定していたもの。
- ② 委託契約の契約解除において、不適切な取扱いが認められたので、今後再発しないよう対策を講じられたい。
 - 契約不履行を理由とした契約解除に際し、物品調達等に係る事故発生報告を怠っていたもの：【松山高等学校，中新田高等学校】
- ③ 財産の売り払いにおいて、不適切な取扱いが認められたので、今後再発しないよう対策を講じられたい。
 - 予定価格を下回る見積金額で業者を決定していたもの：【白石工業高等学校】

[財産管理関係事務]

- ① 公用車の管理において、不適切な取扱いが認められたので、今後再発しないよう対策を講じられたい。
 - 自動車検査証有効期間満了日以降に車検を行っていたもの：【林業技術総合センター】

- ② 河川区域内において、不法占用が認められたので、一層の管理の徹底を図られたい。
- ③ 行政財産において、異動報告の遅延などが認められたので、今後再発しないよう対策を講じられたい。

[その他の事務]

- ① 個人情報の管理において、著しく適正さを欠き速やかに改善を要するものが認められたので、今後再発しないよう対策を講じられたい。
○防潮堤建設計画の見直しを求める住民組織の幹部等の個人情報について、地元住民に対し提供していたもの：【気仙沼土木事務所】
- ② 歳入歳出外現金の取扱いにおいて、所得税源泉徴収漏れによる不納付加算税及び延滞税の発生、払出遅延、受入額の超過などが認められたので、今後再発しないよう対策を講じられたい。
○所得税の源泉徴収漏れによる支払遅延のため、不納付加算税及び延滞税が発生したもの：【会計課】

(2) 意見

「宮城県震災復興計画」における再生期（平成 26 ～ 29 年度）の初年度である平成 26 年度は、「宮城の将来ビジョン・震災復興計画」（平成 26 年 3 月策定）に基づく復興関連事業が実施された。こうした県政の最優先課題である復旧・復興事業のほか、その他の事務事業の実施状況について、付託された平成 26 年度歳入歳出決算に係る審査結果を踏まえ、次のとおり意見を述べる。

① 財政の運営について

・ 本県の財政状況及び財政運営の考え方

平成 26 年度の国内の経済は、全体としては緩やかな回復基調が続いているものの、消費税率引上げに伴う駆け込み需要の反動減や輸入品価格の上昇などにより個人消費の弱さが見られることから、実質 GDP はマイナス成長となると見込まれている。

本県経済は、全国と同様に、消費税率引上げに伴う駆け込み需要の反動減が見られたが、復興需要に支えられ、震災からの回復が緩やかに続いている。具体的には、公共工事請負金額が前年度と比較し 2.7 % 増加となり、有効求人倍率も平成 26 年 12 月には震災後最高の 1.35 倍となり 3 年連続で 1 倍超の高水準となっている。また、新設住宅の着工戸数及び個人消費（大型小売店販売額）についても前年と比較し増加傾向となっている。

このような中で、本県の財政状況は、県税収入が県内企業の震災からの順調な復旧・復興などにより震災前の水準まで回復しつつある一方で、地方自治体の財政の弾力性を示す指標である経常収支比率が 90 % 台後半の高い水準で、厳しい状況が続いている。また、東日本大震災の「集中復興期間」（平成 23 ～ 27 年度）終了後の復旧・復興事業に対する地方の財政負担という新たな問題については、国の基本的な考え方は決定したものの、個々の事業レベルではなお不明な点もあり、平成 28 年度以降の財政に与える影響が懸念されるところである。

東日本大震災からの復旧・復興が最重要課題である本県では、「宮城の将来ビジョン・震災復興実施計画【平成 26 年度改訂版】」に基づき、単なる復旧にとどまらない抜本的な再構築に向け、「再生期」の事業の着実な執行が強く望まれている。また、復旧・復興に関する事業以外の県民生活に関わる事業についても、的確な対応が求められている。このため、「みやぎ財政運営戦略」に基づき、徹底した歳入確保策に努めるとともに、歳出面においても、効率的・効果的な事業の実施を図り、赤字団体又は財政再生団体への転落回避のための取組をさらに強く継続していくことが極めて重要である。

・平成 26 年度の歳入歳出、県債及び基金の状況

平成 26 年度は、「震災復興実施計画」における「再生期」の初年度であり、東日本大震災からの一日も早い復旧・復興に向けて重点的に予算配分を行うとともに、国の財政支援制度を最大限活用し、各種施策の必要な財源の確保に努めた。

その結果、一般会計及び特別会計の歳入決算額は 1 兆 8,304 億 1,274 万 8,445 円で、前年度と比較し 1,797 億 3,408 万 3,228 円（8.9 %）減少となり、歳出決算額は 1 兆 6,848 億 3,678 万 2,708 円で、前年度と比較し 1,640 億 4,218 万 8,991 円（8.9 %）減少となった。したがって、歳入歳出差引額（形式収支額）は 1,455 億 7,596 万 5,737 円の黒字となったが、前年度と比較すると 156 億 9,189 万 4,237 円（9.7 %）減少となり、この形式収支額から翌年度へ繰り越すべき財源 1,029 億 3,556 万 9,167 円を控除した実質収支額は 426 億 4,039 万 6,570 円で、このうち一般会計の実質収支額は 392 億 4,123 万 3,440 円の黒字となり、前年度と比較すると 110 億 5,389 万 3,634 円（39.2 %）増加となった。

この中で、近年において増加の一途をたどっていた県債の残高が 1 兆 7,518 億 41 万 9,484 円となり、前年度と比較すると 249 億 9,741 万 299 円（1.4 %）減少となっている。なお、平成 26 年度末の県債残高は、昭和 44 年度の地方財政状況調査の開始以降、初めて前年度と比較し減少に転じた。

また、財源調整機能を有する財政調整基金及び県債管理基金の合計残高は 1,108 億 7,311 万 3,594 円となり、前年度と比較すると 56 億 4,108 万 1,179 円（5.4 %）増加となった。

以上のように、実質収支額（一般会計）は黒字を計上し、財源調整機能を有する基金の現在高も増加しているが、実質収支額の中には、震災復興関連事業に係る国庫支出金及び特別交付税の過交付額が含まれており、当該分は翌年度以降に返還することが予定されている。また、基金現在高の増加分には、翌年度以降予定される県債償還や復興事業等の財源確保のための積立分が含まれている。

したがって、今後とも、財政の現状と今後の見通しについて県民にしっかりと説明するとともに、健全な財政運営に努められたい。

・財政運営の留意点

平成 21 年度に策定した「第三期財政再建推進プログラム」に基づき、厳しい経済状況の下で、財政再生団体への転落を回避するための各種の歳入確保・歳出抑制対策などの取組がなされてきた。

東日本大震災から 5 年目に入り、県の内陸部では復興が進んでいるが、その一方で甚大な被害を受けた沿岸部の市町においては、

防潮堤、災害公営住宅の整備などのまちづくりは、これからが正念場である。

県の財政状況を表す主な財政指標のうち実質公債費比率は、県債の年度末残高が減少したことなどにより 14.1 %となり、前年度と比較し 0.3 ポイント、また、将来負担比率も 187.2%となり、前年度と比較し 23.1 ポイント、それぞれ低下している。これら実質公債費比率及び将来負担比率が表している数値は、いずれも地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）の規定による健全な範囲にあるが、今後も指標の推移に十分注意しつつ、さらなる改善に向け財政運営を行う必要がある。

「宮城の将来ビジョン・震災復興実施計画（再生期：平成 26 ～ 29 年度）」により再生期 4 年間の政策推進の基本方向等が定められ、この 4 年間で、被災者の生活再建のための住宅や安定的な雇用の確保、さらには地域経済の再生に向けた取組を進めるとしている。これらを着実に実施するためには、引き続き歳入確保・歳出抑制に努めるとともに、国の集中復興期間終了後の財政支援措置について各省庁の動向を的確に把握し、国に対して財政支援措置の継続を求めていく必要がある。一層の要望活動を実施し、これから本格化する復興事業に必要な財源の確保を図られたい。

また、厳しい財政状況を乗り切るために、県民の理解は不可欠である。これまで財政に係る全国比較には、健全化判断比率等が用いられてきているが、さらに平成 29 年度に導入が予定されている新たな地方公会計制度では、統一的な財務書類の作成基準に基づくことにより、他の地方公共団体との比較が容易になる。この会計制度は、財務諸表等に基づき固定資産も含めた財政状況を把握できるようになるなどのメリットがあり、現行の官庁会計である単式簿記に基づく現金主義会計を補完するものとして有効活用が期待されるので、着実な実施に向け全庁一体となって準備作業を進められたい。

・ 行財政改革

平成 11 年の財政危機宣言以来、「財政再建推進プログラム」や「みやぎ財政運営戦略」などに基づき、事務事業の見直し、行政のスリム化など、財源不足を補いながら行政運営を行ってきたところである。平成 26 年 3 月には新たに「宮城県行政改革・行政運営プログラム」を策定しており、今後とも「持続可能な財政運営の確立」を確実に実行し、財政健全化に向けた取組に努められたい。

なかでも、公社等の外郭団体の改革については、「宮城県公社等外郭団体改革計画」などに基づき取組を行ってきた結果、一定の成果を上げてきた。しかしながら、収入未済を抱える団体及び累積債務を抱える団体などが認められたので、今後とも県の財政的関与の適正化や団体の自立化を図られるよう、より一層の取組強化に努められたい。

② 財務の執行について

・収入未済

平成 26 年度の一般会計及び特別会計収入未済額（繰越事業に係る未収入特定財源等を除く。）は、前年度と比較し 13 億 3,886 万 3,041 円（15.0%）減少している。

県税の収入未済額は 53 億 1,007 万 744 円で、前年度と比較し 10 億 4,437 万 8,232 円（16.4% うち不納欠損額 5 億 9,531 万 4,594 円）減少しており、収入率については 97.9%で、平成元年度以降 2 番目に高い水準となった。

個人県民税においては、引き続き各県税事務所に設置した「市町村滞納整理業務改善チーム」による市町村支援、特別徴収義務者一斉指定の推進及び宮城県地方税滞納整理機構と連携した徴収などを実施したほか、新たに県税職員の市町村職員併任制度の導入や県と市町村による合同公売会の開催を行った結果、前年度と比べ約 7 億 7 千万円減少している。

個人県民税以外の税目においても、被災した納税者への徴収猶予などの配慮を継続しつつ、滞納処分の強化や多様な納税手法の採用による滞納未然防止対策などの徴収努力により、前年度と比較して約 2 億 4 千万円減少している。

こうした減少に向けた努力は大いに評価するものである。しかしながら、県税の収入未済額は全体に占める割合が大きいことから、減少に向け一層の取組を進められたい。特に個人県民税については、引き続き「個人県民税の徴収対策は県と市町村の協働の仕事である」との認識の下、市町村と連携した取組を進められたい。

県税以外の収入未済額（国庫支出金等の繰越事業に係る未収入特定財源を除く。）についても、22 億 7,025 万 7,165 円と、前年度から 2 億 9,455 万 9,436 円（11.5%）減少している。これは、保留地処分金（土地区画整理事業）において収入未済額が生じたものの、県営住宅使用料及び放置違反金などにおいて、債権回収の強化や滞納の未然防止により収入未済額が減少していることによるものである。

また一方では、母子寡婦福祉資金貸付金償還金や生活保護扶助費返還金などにおいては、収入未済額が増加し続けていることに留意すべきである。このため他の成功事例、たとえば県税事務所の取組などについて、収入未済縮減推進会議や各事務所間で情報交換するとともに、すでに収入未済となっているものの回収のほか、新たな収入未済の発生の防止についてなお一層尽力願いたい。また、福祉関係の収入未済については、自立支援も含めた対応を図られたい。

なお、やむを得ず不納欠損処理を行う場合には、負担の公平性や県の取組について、県民に十分に説明責任を果たされたい。

・会計事務処理の遅延、誤り等

収入に関する事務では調定遺漏、調定遅延などが、支出に関する事務では支払遅延による加算金・延滞金の発生や支出金額の誤りなどが認められた。

今後、平成27年7月に運用開始した「内部統制行動計画（会計事務編）」の的確な運用により、ミスのない職場づくりを実践するとともに、職員の人事異動時の事務引継ぎの徹底、職員研修の充実、出納局及び本庁主務課による会計事務指導の強化などに取り組み、適正な会計事務執行に努められたい。

また、事務の適正化・効率化や職員の負担軽減の観点から、旅費システムを含む財務会計システムの改善及び旅費制度の見直しについて検討されるよう引き続き強く要望する。

・入札・契約に係る執行

工事請負契約の変更契約において、議会の議決を得ていなかったものが認められたほか、委託契約において、契約不履行に基づく契約解除に際し事故発生報告を怠っていたなど、制度の理解不足による不適切な取扱いが認められた。

今後、制度に関する知識習得及び職場内のチェック体制の強化を図り、再発防止に努められたい。

また、入札及び契約については、一般競争入札が原則であることを踏まえ、契約の競争性・透明性・公平性を確保するとともに、社会・経済情勢を慎重に見極めながら、随時必要な制度の見直しに努められたい。

なお、入札中止件数は減少しているものの、事務手続の誤りによる中止が散見される。入札中止によって応札者の事務負担の増加や工事施行の遅延等が生じることから、引き続き、手続ミスの未然防止に努められたい。

③ 組織の運営について

・内部統制システムの取組

東日本大震災からの復興の途上にある本県では、震災からの復興と同時に、人口減少や少子高齢化など社会経済環境の急激な変化と課題に対応していくことが必要であり、業務の内容はより高度化・複雑化している。また、復興に向けた事務事業が増大する中で、限られた職員体制で事務を執行しており、業務上のリスク増大も懸念される。

その中であっては、内部統制に取り組むことで、職員を業務上の様々なリスクから守るとともに、コンプライアンスや事務執行の有効性・効率性を確保していくことが不可欠であることから、近年の「歳入歳出決算審査意見書」では、内部統制システムを整備するよう強く要請してきたところである。

県では内部統制システムの整備を「宮城県行政改革・行政運営プログラム」の推進事項として位置づけるとともに、平成 26 年 6 月に知事を議長とする「内部統制システム推進会議」を立ち上げ、全庁的な取組の下で会計事務に係る「内部統制行動計画」を策定し、平成 27 年 7 月から会計事務執行における不祥事・ミスの発生防止に取り組むこととした。この取組については、高く評価するところである。今後は、PDCAサイクルの実践により、より実効性を高められることを期待したい。

さらに、内部統制は、職員を様々な業務上のリスクから守り、業務の円滑な推進に資するものであるとの認識に立ち、内部統制の庁内への浸透度を踏まえつつ、会計事務にとどまらず、県の業務全般に内部統制の取組を広げ、進化させていくことを強く要望する。

また、取組に当たっては、組織全体で内部統制に取り組むという姿勢を持った上で、職員一人ひとりが組織の目的や業務内容に必要な取組を自ら考え、実践し、必要な改善を重ねる必要がある。そのプロセスを通じて、県庁全体に目的志向を持ち、知恵と工夫で問題解決していく組織文化が醸成されることを強く期待する。

・ 県民等への説明と連携強化

事務事業の執行に当たっては、費用対効果に加え、より県民の視点に立った施策展開に努め、その結果について、県民向けに一層の「見える化」を図られたい。

また、業務遂行に当たっては、通常業務に加え、膨大な復興関連業務を円滑に推進するためにも、全庁一体となった取組が重要である。このため、関係部局間、本庁・地方機関間のみならず、特に各地方機関間における連携を一層強化するとともに、成功事例にとどまらず、失敗事例も含めた情報共有を図られたい。また、東日本大震災の復旧・復興等において大きな役割を果たした社会的・公益的な活動を担うボランティアやNPOなどの各種団体と県とのパートナーシップが広がりつつある。こうした流れを加速すべく、これらの団体に加え、県民等との連携強化にも努められたい。

④ 特に配慮すべき事項

・東日本大震災からの復旧・復興

東日本大震災に係る復旧・復興事業の推進に当たっては、「宮城県震災復興計画」に基づき、時代を先取りした「創造的な復興」の具現化に向けて、被災者の生活再建、産業の再生と雇用の場の確保、教育環境の維持向上、保健・医療・福祉の充実、各種社会資本整備などを迅速かつ計画的に推進していくことが強く求められている。また、時間の経過とともに、震災によるPTSDや不登校など心の問題が顕在化しつつある現状を踏まえると、教育・医療・福祉の連携による子どもから大人までの切れ目のない支援の継続が必要である。

さらに、東日本大震災により甚大な被害を受けた沿岸部では、産業も含めたまち全体の再構築という難題に加え、高台移転など生活基盤の整備の遅れといった大きな課題を抱え、住民の県内外への流出により、人口減少や少子高齢化が加速度的に早まっている状況にある。こうした状況の下、阪神・淡路大震災の復興状況を踏まえ、単なる復旧・復興にとどまらない抜本的な再構築を目指す本県の震災復興は、人口減少時代に日本が立ち向かうべき課題に先んじた取組を行っているといえる。

復旧・復興の進捗状況については、道路等の生活基盤や生産基盤の復旧を中心に、「宮城県震災復興計画」の復旧期 3 年間ににおいて一定の成果を挙げてきた。平成 26 年度からは再生期に入り、これまでの復旧の段階から、新しいまちづくりや恒久的住居環境への移行に加え、本格的に地域産業の再生・発展に取り組む段階に入っている。再生期の 4 年間は、引き続き生活再建や心のケアなど被災者に寄り添った施策の充実に努めつつ、平成 30 年度からの発展期を見据え、「創造的な復興」への着実な道筋を付けていく時期である。

そこで、「宮城将来ビジョン・震災復興実施計画【平成 26 年度改訂版】」に基づき、引き続き関係市町村との緊密な連携の下、迅速な復興事業の推進に向けて官民を挙げた取組を一層強化するとともに、震災復興という大きな課題に積極果敢に取り組むため、職員の政策立案能力の一層の強化を図り、課題解決型の人材の育成に努めながら、東日本大震災からの復興を成し遂げることを強く期待する。

また、東日本大震災から 5 年目に入り、震災の風化が懸念されることから、復興の進捗状況に加え、県内市町村の取組や県内外の民間企業・団体による支援活動も含め、引き続き幅広い情報発信に努められたい。

さらに、東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う放射能問題については、損害賠償請求や風評被害対策も含めて、きめ細かな

対応を行うとともに、積極的な情報提供により、県民の安全・安心と信頼の確保に努められたい。

・男女共同参画社会の推進

「宮城県男女共同参画基本計画（第2次；平成23～28年度）」に掲げる、県行政の男女共同参画社会実現に向けた取組姿勢を示す代表的な指標である審議会等における女性委員の割合については、平成28年度までの目標である40%に対し、平成27年4月1日現在においても35.5%、対前年比0.4ポイントの微増にとどまっている。これまでも、監査及び決算審査において全庁一体となった取組を求めてきたが、このままでは目標値の達成はかなり厳しいと言わざるをえない。

このため、女性の活躍が進んでいる分野の審議会等においては、40%超のさらなる登用を目指すとともに、その他の審議会等においても委員の団体推薦の依頼方法を工夫するなどして、全庁を挙げた女性委員の割合の加速度的引上げを強く要望する。

また、県においては、平成32年度までに係長級以上の女性職員の割合を22%以上、男性職員の育児休業取得率を15%、育児参加休暇を80%等とする取組を進めているが、目標達成に向けて組織を挙げた積極的な取組が必要である。

今後、女性職員の管理職への登用を図るためには、男女ともに仕事、育児及び介護を両立できる職場環境の整備が重要である。また、男性の家事・育児・介護等への積極的な参画を図るためには、職員の意識改革が不可欠となってくる。このため、「一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる」ことを指す「ワーク・ライフ・バランス」の考え方が非常に重要である。

県においては、ワーク・ライフ・バランスの推進を通じて職場環境の整備や職員の意識改革に積極的に取り組み、組織内に男女共同参画社会を推進する風土を醸成するとともに、ワーク・ライフ・バランス、男女共同参画の意義について、県民に広く、正確に広報しその浸透を図られたい。

また、国においては、女性の活躍推進を図るため、平成32年度までに指導的地位に女性が占める割合を少なくとも30%程度とする目標を設定しており、企業においても経営戦略の一環として、女性の管理職登用に数値目標を定める動きも出ている。さらに、国会においては、企業、国、地方公共団体等に対して女性登用の数値目標などを含む行動計画の策定・公表を義務づける「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）が成立した。

こうした動向を踏まえながら、少子高齢化、人口減少時代に合致した「宮城県男女共同参画基本計画」の見直しを念頭に、関連施

策の再構築に取り組みられるよう要望する。

・再生可能エネルギー及び省エネルギーの推進

再生可能エネルギー及び省エネルギーについては、震災時の停電及び原発事故の経験から電源確保に対する県民の意識が向上し、特に太陽光発電については、国や県の補助事業、固定価格買取制度の効果が出ていることに加え、発電時に温室効果ガスを排出しないことから導入が進んでいる。しかし、この太陽光発電は、系統安定化対策のための出力抑制や固定価格買取制度の見直しもあり、特に大規模事業者の動向は不透明な状況にある。

今後、再生可能エネルギーのさらなる導入を図るためには、小水力発電など地域未利用資源の活用や二酸化炭素を排出しない再生可能エネルギーを利用した水素エネルギーの導入の促進などを図る必要がある。このため市町村や民間事業者等と連携しつつ、温暖化防止と資源の有効利用を両立した、豊かで住みよい宮城の実現を目指した施策の推進に努められたい。併せて省エネルギー社会の推進についても継続して取り組まれたたい。

4 決 算 の 概 要

平成 26 年度の一般会計及び特別会計の歳入決算合計額は 1 兆 8,304 億 1,274 万 8,445 円で、前年度の 2 兆 101 億 4,683 万 1,673 円と比較し 1,797 億 3,408 万 3,228 円(△ 8.9 %)減少している。

歳出決算合計額は 1 兆 6,848 億 3,678 万 2,708 円で、前年度の 1 兆 8,488 億 7,897 万 1,699 円と比較し 1,640 億 4,218 万 8,991 円(△ 8.9 %)減少している。

歳入歳出差引額(形式収支額)は、1,455 億 7,596 万 5,737 円の黒字となり、前年度の 1,612 億 6,785 万 9,974 円の黒字と比較し 156 億 9,189 万 4,237 円(△ 9.7 %)減少している。

この形式収支額から翌年度へ繰り越すべき財源 1,029 億 3,556 万 9,167 円を控除した実質収支額は 426 億 4,039 万 6,570 円で、このうち一般会計の実質収支額は 392 億 4,123 万 3,440 円となり、前年度の一般会計の実質収支額 281 億 8,733 万 9,806 円と比較し 110 億 5,389 万 3,634 円(39.2 %)増加している。

一般会計の歳入決算額は 1 兆 4,733 億 5,459 万 2,896 円で、前年度に比べ 2,203 億 9,573 万 5,283 円(△ 13.0 %)減少している。これは、県税が 184 億 9,539 万 2,834 円、地方消費税清算金が 95 億 2,449 万 8,524 円、地方贈与税が 69 億 8,617 万 8,048 円増加した一方、諸収入が 1,574 億 7,376 万 361 円、国庫支出金が 559 億 3,082 万 2,628 円、地方交付税が 214 億 9,446 万 2,000 円、県債が 109 億 4,962 万 7,666 円減少したことなどによるものである。

歳出決算額は 1 兆 3,329 億 3,493 万 1,837 円で、前年度に比べ 2,051 億 5,844 万 5,870 円(△ 13.3 %)減少している。これは、土木費が 392 億 2,793 万 9,427 円、教育費が 112 億 3,703 万 2,694 円、公債費 94 億 2,711 万 9,187 円、農林水産業費 47 億 1,471 万 7,746 円増加した一方、衛生費が 1,746 億 3,796 万 1,050 円、災害復旧費が 421 億 2,749 万 4,695 円、総務費が 276 億 2,671 万 5,233 円、商工費が 220 億 9,949 万 9,171 円減少したことなどによるものである。

特別会計の歳入決算額は 3,570 億 5,815 万 5,549 円で、前年度に比べ 406 億 6,165 万 2,055 円(12.9 %)増加し、歳出決算額は 3,519 億 185 万 871 円で、前年度に比べ 411 億 1,625 万 6,879 円(13.2 %)増加している。これは、歳入及び歳出決算額が小規模企業者等設備導入資金特別会計及び港湾整備事業特別会計で減少した一方、公債費特別会計で増加したことなどによるものである。

一時借入金は、一般会計では借入限度額 1,800 億円に対し、最高借入額は平成 26 年 4 月 18 日の 693 億 449 万 1,000 円であった。特別会計では流域下水道事業特別会計 20 億円、港湾整備事業特別会計 5 億円の借入限度額を設定しているが、いずれの会計においても借入れはなかった。

平成 26 年度末における県債現在高は 1 兆 7,518 億 41 万 9,484 円で、臨時財政対策債については増となっているが、他の県債は大幅な減となっており、全体としては前年度に比べ 249 億 9,741 万 299 円(△ 1.4 %)減少している。

また、財源調整機能を有する財政調整基金及び県債管理基金の合計現在高は 1,108 億 7,311 万 3,594 円となり、前年度よりも 56 億 4,108 万 1,179 円(5.4 %)増加している。

財政指標では、地方自治体の財政力を示す財政力指数は 0.55892 (前年度 0.52562) と前年度より改善しているが、財政構造の弾力性の指標である経常収支比率は 98.6 % (前年度 96.1 %) と高率を示しており、財政構造の硬直化が続いている。

一般会計及び特別会計歳入歳出決算額対前年度比較調

(単位:円, %)

区 分	歳入歳出予算現額 (A)	歳 入			歳 出			歳入歳出差引額 (B) - (C)	
		決 算 額 (B)	予算現額との比較 (B) - (A)	(B)/(A)	決 算 額 (C)	予算現額との比較 (A) - (C)	(C)/(A)		
一 般 会 計	平成26年度 (イ)	1,794,223,526,441	1,473,354,592,896	△320,868,933,545	82.1	1,332,934,931,837	461,288,594,604	74.3	140,419,661,059
	平成25年度 (ロ)	2,048,721,634,514	1,693,750,328,179	△354,971,306,335	82.7	1,538,093,377,707	510,628,256,807	75.1	155,656,950,472
	比較増減(△) (イ)-(ロ) (ハ)	△254,498,108,073	△220,395,735,283	—		△205,158,445,870	—		△15,237,289,413
	(ハ)/(ロ)	△ 12.4%	△ 13.0%	—		△ 13.3%	—		—
特 別 会 計	平成26年度 (ニ)	355,886,067,060	357,058,155,549	1,172,088,489	100.3	351,901,850,871	3,984,216,189	98.9	5,156,304,678
	平成25年度 (ホ)	319,791,109,432	316,396,503,494	△3,394,605,938	98.9	310,785,593,992	9,005,515,440	97.2	5,610,909,502
	比較増減(△) (ニ)-(ホ) (ヘ)	36,094,957,628	40,661,652,055	—		41,116,256,879	—		△454,604,824
	(ヘ)/(ホ)	11.3%	12.9%	—		13.2%	—		—
計	平成26年度 (ト)	2,150,109,593,501	1,830,412,748,445	△319,696,845,056	85.1	1,684,836,782,708	465,272,810,793	78.4	145,575,965,737
	平成25年度 (チ)	2,368,512,743,946	2,010,146,831,673	△358,365,912,273	84.9	1,848,878,971,699	519,633,772,247	78.1	161,267,859,974
	比較増減(△) (ト)-(チ) (リ)	△218,403,150,445	△179,734,083,228	—		△164,042,188,991	—		△15,691,894,237
	(リ)/(チ)	△ 9.2%	△ 8.9%	—		△ 8.9%	—		—

注 歳入決算額には過誤納額を含んでいる。

財政力指数・経常収支比率・実質公債費比率の年度別推移(平成21～26年度)

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
財 政 力 指 数	0.53843	0.52186	0.50519	0.50292	0.52562	0.55892
経 常 収 支 比 率	94.2%	88.2%	93.3%	93.1%	96.1%	98.6%
実 質 公 債 費 比 率	15.0%	15.1%	15.5%	15.2%	14.4%	14.1%

5 決 算 参 考 資 料

(1) 一 般 会 計

ア 款 別 歳 入 額

科 目	予 算 現 額 (A)	調 定 額 (B)	左 の 構 成 比		収 入 済 額 (C)	左 の 構 成 比		収 入 率 C/B		C の 前 年 度 比		不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	(C)/(A)
			当 年 度	前 年 度		当 年 度	前 年 度	当 年 度	前 年 度	H26/H25	H25/H24			
1 県 税	269,930,000,000	276,373,985,874	16.3	13.4	270,472,220,479	18.4	14.9	97.9	97.3	111.4	103.7	595,314,594	5,310,070,744	100.2
2 地方消費税清算金	54,849,000,000	54,849,558,409	3.2	2.3	54,849,558,409	3.7	2.7	100.0	100.0	120.0	99.1	0	0	100.0
3 地方譲与税	44,405,000,000	44,411,272,100	2.6	1.9	44,411,272,100	3.0	2.2	100.0	100.0	141.0	118.9	0	0	100.0
4 地方特例交付金	712,075,000	712,075,000	0.0	0.0	712,075,000	0.0	0.0	100.0	100.0	107.0	101.8	0	0	100.0
5 地方交付税	240,410,769,000	240,410,769,000	14.2	13.5	240,410,769,000	16.3	15.5	100.0	100.0	62.8	68.4	0	0	100.0
6 交通安全対策特別交付金	484,074,000	484,074,000	0.0	0.0	484,074,000	0.0	0.0	100.0	100.0	87.8	97.8	0	0	100.0
7 分担金及び負担金	(52,836,000) 7,459,219,000	7,614,499,042	0.4	0.5	7,398,939,368	0.5	0.5	97.2	97.7	147.9	172.6	3,966,658	211,593,016	99.2
8 使用料及び手数料	11,706,587,000	12,020,053,781	0.7	0.5	11,820,693,854	0.8	0.6	98.3	97.9	119.6	101.5	66,022,429	133,337,498	101.0
9 国庫支出金	(223,545,078,026) 573,274,393,026	500,797,353,479	29.6	29.7	292,421,727,978	19.8	20.6	58.4	60.6	62.7	74.7	0	208,375,625,501	51.0
10 財産収入	2,403,153,000	2,708,726,490	0.2	0.1	2,704,856,490	0.2	0.2	99.9	99.8	95.2	92.2	0	3,870,000	112.6
11 寄附金	1,335,766,000	1,363,094,014	0.1	0.2	1,363,094,014	0.1	0.3	100.0	100.0	34.3	114.6	0	0	102.0
12 繰入金	(371,464,074) 186,751,796,074	162,525,510,420	9.6	8.7	162,525,510,420	11.0	10.0	100.0	100.0	77.0	79.9	0	0	87.0
13 繰越金	(127,469,610,666) 155,656,949,666	155,656,950,472	9.2	8.1	155,656,950,472	10.6	9.2	100.0	100.0	103.8	104.4	0	0	100.0
14 諸収入	(27,554,360,675) 165,858,940,675	164,880,529,956	9.7	16.9	160,818,567,312	10.9	18.8	97.5	97.4	53.1	105.1	394,467,929	3,667,533,215	97.0
15 県債	(8,552,624,000) 78,985,804,000	67,304,284,000	4.0	4.0	67,304,284,000	4.6	4.6	100.0	100.0	62.2	72.3	0	0	85.2
計	(387,545,973,441) 1,794,223,526,441	1,692,112,736,037	100.0	100.0	1,473,354,592,896	100.0	100.0	87.1	87.5	75.0	86.2	1,059,771,610	217,702,029,974	82.1
前 年 度	(434,707,280,514) 2,048,721,634,514	1,936,237,786,991	—	—	1,693,750,328,179	—	—	—	—	—	—	581,836,448	241,912,499,242	82.7
比較増減(△)	(△47,161,307,073) △254,498,108,073	△244,125,050,954	—	—	△220,395,735,283	—	—	—	—	—	—	477,935,162	△24,210,469,268	—

(注1) ()内は、前年度から繰り越された事業の財源に充当した額を示し、内書きである。

(注2) 収入済額には過誤納額3,658,443円(県税3,619,943円、諸収入38,500円)を含んでいる。

(注3) 県税の収入未済額には徴収猶予額177,157,664円を含んでいる。

イ 県税税目別課税収入状況

区分	予算現額 (A)	調定額 (B)	(B)/(A)	収入済額 (C)	(C)の 前年度 比	(C)/(A)	(C)/(B)	不納欠損額 (D)	(D)/(B)	収入未済額 (E)	(E)/(B)
	円	円	%	円	%	%	%	円	%	円	%
1 県 民 税	94,413,000,000	99,684,959,438	105.6	(237,606) 94,801,968,048	105.8	100.4	95.1	438,133,376	0.4	4,445,095,620	4.5
個 人	73,566,000,000	78,740,314,138	107.0	73,921,470,018	104.6	100.5	93.9	421,448,312	0.5	4,397,395,808	5.6
法 人	16,481,000,000	16,561,521,696	100.5	(237,606) 16,497,374,426	109.7	100.1	99.6	16,685,064	0.1	47,699,812	0.3
利 子 割	982,000,000	990,099,653	100.8	990,099,653	92.7	100.8	100.0	0	0.0	0	—
配 当 割	2,176,000,000	2,182,183,183	100.3	2,182,183,183	188.4	100.3	100.0	0	0.0	0	—
株 式 等 譲 渡 所 得 割	1,208,000,000	1,210,840,768	100.2	1,210,840,768	72.9	100.2	100.0	0	0.0	0	—
2 事 業 税	58,026,000,000	58,320,313,580	100.5	(1,128,727) 58,068,720,143	109.4	100.1	99.6	81,377,431	0.1	171,344,733	0.3
個 人	3,156,000,000	3,255,452,160	103.2	(183,300) 3,167,211,961	98.5	100.4	97.3	3,661,545	0.1	84,761,954	2.6
法 人	54,870,000,000	55,064,861,420	100.4	(945,427) 54,901,508,182	110.1	100.1	99.7	77,715,886	0.1	86,582,779	0.2
3 地 方 消 費 税	43,181,000,000	43,188,930,885	100.0	43,188,930,885	131.1	100.0	100.0	0	0.0	0	—
4 不 動 産 取 得 税	6,511,000,000	6,753,655,948	103.7	(314,522) 6,562,574,829	104.6	100.8	97.2	18,351,133	0.3	173,044,508	2.6
5 県 た ば こ 税	3,191,000,000	3,193,777,807	100.1	3,193,777,807	90.3	100.1	100.0	0	0.0	0	—
6 ゴ ル フ 場 利 用 税	717,000,000	733,494,373	102.3	723,610,132	98.4	100.9	98.7	240,941	0.0	9,643,300	1.3
7 自 動 車 取 得 税	2,084,000,000	2,084,113,000	100.0	2,084,113,000	45.6	100.0	100.0	0	0.0	0	0.0
8 軽 油 引 取 税	28,504,000,000	28,646,313,064	100.5	(1,357,188) 28,514,349,721	96.6	100.0	99.5	0	0.0	133,320,531	0.5
9 自 動 車 税	32,832,000,000	33,295,129,459	101.4	(581,900) 32,862,383,890	104.9	100.1	98.7	56,159,167	0.2	377,168,302	1.1
10 鉱 区 税	3,000,000	3,005,200	100.2	3,005,200	94.0	100.2	100.0	0	0.0	0	—
11 狩 猟 税	23,000,000	23,845,800	103.7	23,845,800	99.1	103.7	100.0	0	0.0	0	—
12 核 燃 料 税	0	0	—	0	—	—	—	0	—	0	—
13 産 業 廃 棄 物 税	445,000,000	444,816,982	100.0	444,816,982	123.2	100.0	100.0	0	0.0	0	—
14 旧 法 に よ る 税	0	1,630,338	—	124,042	101.9	—	7.6	1,052,546	64.6	453,750	27.8
計	269,930,000,000	276,373,985,874	102.4	(3,619,943) 270,472,220,479	107.3	100.2	97.9	595,314,594	0.2	5,310,070,744	1.9
前 年 度	251,320,000,000	258,841,948,609	103.0	(6,861,478) 251,976,827,645	103.7	100.3	97.3	517,533,466	0.2	6,354,448,976	2.5
比 較 増 減 (△)	18,610,000,000	17,532,037,265	—	(△3,241,535) 18,495,392,834	—	—	—	77,781,128	—	△ 1,044,378,232	—

(注) () 内は、過誤納額を示し、内書きである。

ウ 県税以外の収入未済状況

科 目	金 額	摘 要
分担金及び負担金	23,867,016 円	
負担金	23,867,016	
民生費負担金	23,466,498	
児童福祉費	23,466,498	児童保護費 14,727,040 円 扶養保険費 7,131,990 さわらび学園費 910,348 その他 697,120
衛生費負担金	400,518	
公衆衛生費	400,518	未熟児養育費 400,518
使用料及び手数料	133,337,498	
使用料	133,337,498	
民生使用料	6,632,302	
社会福祉費	1,262,881	第二啓佑学園 1,191,737 その他 71,144
児童福祉費	5,369,421	拓桃医療療育センター 3,221,636 啓佑学園 2,147,785
衛生使用料	3,520	
公衆衛生費	3,520	精神保健福祉センター 3,520
土木使用料	126,523,476	
河川海岸費	592,160	河川海岸敷 592,160
港湾費	596,600	港湾施設 596,600
住宅費	125,334,716	県営住宅 117,753,916 県営住宅駐車場 7,580,800
教育使用料	178,200	
高等学校費	178,200	全日制高等学校授業料 178,200
財産収入	3,870,000	
財産売払収入	3,870,000	
生産物売払収入	3,870,000	
水産業費	3,870,000	生産種苗売払 3,870,000

諸収入	1,773,297,173 円		
延滞金, 加算金及び過料等	33,781,483		
延滞金	2,365,230		
延滞金	2,365,230	延滞金	2,365,230 円
加算金	13,975,744		
加算金	13,975,744	加算金	13,975,744
過料等	17,440,509		
過料等	17,440,509	放置違反金	17,440,509
貸付金元利収入	281,827,066		
民生費貸付金元利収入	906,000		
社会福祉費	906,000	介護福祉士等修学資金貸付金元金	906,000
衛生費貸付金元利収入	8,283,989		
医薬費	8,283,989	看護学生等修学資金貸付金元金	594,400
		医学生修学資金等貸付金元金	6,520,000
		医学生修学資金等貸付金利子	1,169,589
農林水産業費貸付金元利収入	271,654,077		
林業費	271,654,077	県産材産地体制整備資金貸付金元金	271,654,077
教育費貸付金元利収入	983,000		
高等学校費	983,000	定時制通信制課程修学資金貸付金元金	983,000
雑入	1,457,688,624		
違約金及び延納利息	66,448,004		
違約金	58,250,150	建設事業不履行違約金	58,138,500
		その他	111,650
延納利息	8,197,854	損害賠償金	8,183,968
		その他	13,886
雑入	1,391,240,620		
返還金	735,090,044	補助金等精算返還金	58,190,731
		返還金	654,176,208
		児童扶養手当給付費返還金	16,292,550
		過誤納払返納金	6,430,555
雑入	656,150,576	特別納付金	545,269,759
		損害賠償金	19,235,984
		生活保護扶助費返還金	90,689,222
		その他	955,611
合 計	1,934,371,687		

(注) 収入未済額(分担金及び負担金211,593,016円, 国庫支出金208,375,625,501円, 諸収入3,667,533,215円)のうち繰越事業に係る未収入特定財源(分担金及び負担金187,726,000円, 国庫支出金208,375,625,501円, 諸収入1,894,236,042円)は除いている。

工 款 別 歳 出 額

科 目	予 算 現 額 (A)	支 出 済 額 (B)	支 出 済 額				翌 年 度 繰 越 額			不 用 額 (C)	(B)/(A) %	(C)/(A) %
			構 成 比		年 度 対 比		繰 越 明 許 費	事 故 繰 越 し	計			
			当 年 度	前 年 度	H26/H25	H25/H24						
1 議 会 費	円 1,672,626,000	円 1,658,583,725	% 0.1	% 0.1	% 102.4	% 97.2	円 0	円 0	円 0	円 14,042,275	% 99.2	% 0.8
2 総 務 費	(1,729,285,695) 133,826,229,095	127,815,720,191	9.6	10.1	82.2	42.8	3,488,490,165	9,994,000	3,498,484,165	2,512,024,739	95.5	1.9
3 民 生 費	(6,927,259,221) 152,352,862,417	143,009,999,569	10.7	9.7	95.9	74.3	5,219,731,681	148,717,000	5,368,448,681	3,974,414,167	93.9	2.6
4 衛 生 費	(26,493,954,320) 73,592,333,320	66,987,354,748	5.0	15.7	27.7	131.7	575,051,284	42,149,000	617,200,284	5,987,778,288	91.0	8.1
5 労 働 費	(4,601,128) 37,714,757,128	36,306,137,591	2.7	3.2	74.2	112.8	9,117,518	0	9,117,518	1,399,502,019	96.3	3.7
6 農 林 水 産 業 費	(32,460,630,456) 128,874,857,866	75,957,448,959	5.7	4.6	106.6	109.3	40,488,135,272	6,354,211,818	46,842,347,090	6,075,061,817	58.9	4.7
7 商 工 費	(73,327,877,839) 196,385,863,553	145,003,657,071	10.9	10.9	86.8	100.5	4,420,179,117	16,157,964,921	20,578,144,038	30,804,062,444	73.8	15.7
8 土 木 費	(91,685,040,225) 243,190,455,665	136,411,585,486	10.2	6.3	140.4	108.9	60,651,538,746	7,211,303,431	67,862,842,177	38,916,028,002	56.1	16.0
9 警 察 費	(673,426,115) 50,412,368,118	49,467,763,599	3.7	3.0	106.3	93.2	396,975,143	0	396,975,143	547,629,376	98.1	1.1
10 教 育 費	(2,492,937,830) 227,190,380,230	223,181,406,038	16.8	13.8	105.3	97.0	1,760,277,000	40,992,260	1,801,269,260	2,207,704,932	98.2	1.0
11 災 害 復 旧 費	(151,750,960,612) 357,815,846,612	136,099,108,623	10.2	11.6	76.4	67.2	145,045,240,813	19,590,014,611	164,635,255,424	57,081,482,565	38.0	16.0
12 公 債 費	110,248,367,000	110,172,677,657	8.3	6.6	109.4	106.4	0	0	0	75,689,343	99.9	0.1
13 諸 支 出 金	80,869,289,000	80,863,488,580	6.1	4.4	118.4	102.6	0	0	0	5,800,420	100.0	0.0
14 予 備 費	77,290,437	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	77,290,437	0.0	100.0
計	(387,545,973,441) 1,794,223,526,441	1,332,934,931,837	100.0	100.0	86.7	85.1	262,054,736,739	49,555,347,041	311,610,083,780	149,678,510,824	74.3	8.3
前 年 度	(434,707,280,514) 2,048,721,634,514	1,538,093,377,707	—	—	—	—	328,875,854,007	58,670,119,434	387,545,973,441	123,082,283,366	75.1	6.0
比 較 増 減 (△)	(△47,161,307,073) △ 254,498,108,073	△ 205,158,445,870	—	—	—	—	△ 66,821,117,268	△ 9,114,772,393	△ 75,935,889,661	26,596,227,458	—	—

(注) () 内は、前年度からの繰越額を示し、内書きである。

オ 前年度からの繰越額一覧表

(単位：円)

科 目	繰 越 額	決 算 額	不 用 額
款			
1 議 会 費	0	0	0
2 総 務 費	1,729,285,695	1,323,942,789	405,342,906
3 民 生 費	6,927,259,221	6,457,186,269	470,072,952
4 衛 生 費	26,493,954,320	23,192,491,906	3,301,462,414
5 労 働 費	4,601,128	3,132,574	1,468,554
6 農 林 水 産 業 費	32,460,630,456	28,290,167,210	4,170,463,246
7 商 工 費	73,327,877,839	43,725,869,375	29,602,008,464
8 土 木 費	91,685,040,225	53,802,797,446	37,882,242,779
9 警 察 費	673,426,115	573,186,246	100,239,869
10 教 育 費	2,492,937,830	2,279,706,440	213,231,390
11 災 害 復 旧 費	151,750,960,612	95,214,094,369	56,536,866,243
12 公 債 費	0	0	0
13 諸 支 出 金	0	0	0
14 予 備 費	0	0	0
合 計	387,545,973,441	254,862,574,624	132,683,398,817

(注1) 前年度繰越額は、事故繰越を含んでいる。

(注2) 決算額は、翌年度への事故繰越を含んでいる。

カ 翌年度への繰越額一覧表

科 目		翌 年 度 繰 越 額		
款	項	繰 越 明 許 費	事 故 繰 越 し	計
1 議 会 費	1 議 会 費	0円	0円	0円
2 総 務 費	1 総 務 管 理 費	126,006,165	0	126,006,165
	2 企 画 費	3,284,054,000	9,994,000	3,294,048,000
	3 徴 税 費	0	0	0
	4 市 町 村 振 興 費	0	0	0
	5 選 挙 費	0	0	0
	6 防 災 費	0	0	0
	7 統 計 調 査 費	0	0	0
	10 生 活 環 境 費	78,430,000	0	78,430,000
	計	3,488,490,165	9,994,000	3,498,484,165
3 民 生 費	1 社 会 福 祉 費	256,397,077	148,717,000	405,114,077
	2 児 童 福 祉 費	4,963,334,604	0	4,963,334,604
	計	5,219,731,681	148,717,000	5,368,448,681
4 衛 生 費	1 公 衆 衛 生 費	0	0	0
	2 環 境 衛 生 費	35,789,600	0	35,789,600
	3 公 害 対 策 費	380,494,684	0	380,494,684
	4 保 健 所 費	63,467,000	0	63,467,000
	5 医 薬 費	95,300,000	42,149,000	137,449,000
	計	575,051,284	42,149,000	617,200,284
5 労 働 費	1 労 政 費	0	0	0
	2 職 業 訓 練 費	9,117,518	0	9,117,518
	計	9,117,518	0	9,117,518
6 農 林 水 産 業 費	1 農 業 費	1,435,849,608	791,769,000	2,227,618,608
	2 畜 産 業 費	107,602,120	0	107,602,120
	3 農 地 費	20,659,648,308	1,183,670,410	21,843,318,718
	4 林 業 費	2,794,289,844	1,133,288,248	3,927,578,092
	5 水 産 業 費	15,490,745,392	3,245,484,160	18,736,229,552
	計	40,488,135,272	6,354,211,818	46,842,347,090

科 目		翌 年 度 繰 越 額		
款	項	繰 越 明 許 費	事 故 繰 越 し	計
7 商 工 費	1 商 業 費	1,230,727,000	598,775,727	1,829,502,727
	2 工 鉱 業 費	3,057,648,117	15,547,204,194	18,604,852,311
	3 企 業 指 導 費	34,364,000	0	34,364,000
	4 観 光 費	97,440,000	11,985,000	109,425,000
	計	4,420,179,117	16,157,964,921	20,578,144,038
8 土 木 費	1 土 木 管 理 費	6,694,920	0	6,694,920
	2 道 路 橋 り よ う 費	32,120,507,000	4,146,664,876	36,267,171,876
	3 河 川 海 岸 費	8,176,005,110	1,645,635,886	9,821,640,996
	4 港 湾 費	14,768,172,287	1,098,439,920	15,866,612,207
	5 都 市 計 画 費	4,204,204,000	320,562,749	4,524,766,749
	6 住 宅 費	1,370,072,669	0	1,370,072,669
	7 空 港 費	5,882,760	0	5,882,760
	計	60,651,538,746	7,211,303,431	67,862,842,177
9 警 察 費	1 警 察 管 理 費	247,120,143	0	247,120,143
	2 警 察 活 動 費	149,855,000	0	149,855,000
	計	396,975,143	0	396,975,143
10 教 育 費	1 教 育 総 務 費	0	0	0
	4 高 等 学 校 費	532,632,000	20,522,380	553,154,380
	7 特 別 支 援 学 校 費	1,093,513,000	13,756,000	1,107,269,000
	8 私 立 学 校 費	130,000,000	0	130,000,000
	9 社 会 教 育 費	4,132,000	6,713,880	10,845,880
	10 保 健 体 育 費	0	0	0
	計	1,760,277,000	40,992,260	1,801,269,260
11 災 害 復 旧 費	1 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	125,866,221	5,635,922	131,502,143
	2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	480,575,017	25,247,320	505,822,337
	3 東 日 本 大 震 災 災 害 復 旧 費	144,438,799,575	19,559,131,369	163,997,930,944
	計	145,045,240,813	19,590,014,611	164,635,255,424
合 計	計	262,054,736,739	49,555,347,041	311,610,083,780

キ 四半期別資金の状況調

(歳入)

科目(款)	予算現額	区分	第1四半期		第2四半期		第3四半期		第4四半期		出納整理期間	
			金額	率	金額	率	金額	率	金額	率	金額	率
県 税	269,930,000,000	収入額	86,616,913,005	32.0	52,490,524,920	19.4	67,594,633,099	25.0	49,274,114,774	18.2	14,496,034,681	5.4
		累計	86,616,913,005	32.0	139,107,437,925	51.4	206,702,071,024	76.4	255,976,185,798	94.6	270,472,220,479	100.0
地方消費税清算金	54,849,000,000	収入額	5,738,650,000	10.5	5,301,898,000	9.7	3,458,865,000	6.3	40,350,145,409	73.6	0	—
		累計	5,738,650,000	10.5	11,040,548,000	20.1	14,499,413,000	26.4	54,849,558,409	100.0	54,849,558,409	100.0
地方譲与税	44,405,000,000	収入額	2,827,124,022	6.4	6,012,816,000	13.5	18,180,337,043	40.9	17,390,995,035	39.2	0	—
		累計	2,827,124,022	6.4	8,839,940,022	19.9	27,020,277,065	60.8	44,411,272,100	100.0	44,411,272,100	100.0
地方特例交付金	712,075,000	収入額	321,543,000	45.2	390,532,000	54.8	0	—	0	—	0	—
		累計	321,543,000	45.2	712,075,000	100.0	712,075,000	100.0	712,075,000	100.0	712,075,000	100.0
地方交付税	240,410,769,000	収入額	77,388,674,000	32.2	123,231,458,000	51.3	37,987,515,000	15.8	1,803,122,000	0.8	0	—
		累計	77,388,674,000	32.2	200,620,132,000	83.4	238,607,647,000	99.2	240,410,769,000	100.0	240,410,769,000	100.0
交通安全対策特別交付金	484,074,000	収入額	0	—	235,235,000	48.6	0	—	248,839,000	51.4	0	—
		累計	0	—	235,235,000	48.6	235,235,000	48.6	484,074,000	100.0	484,074,000	100.0
分担金及び負担金	7,459,219,000	収入額	79,085,548	1.1	175,104,128	2.4	563,577,780	7.6	3,656,180,842	49.4	2,924,991,070	39.5
		累計	79,085,548	1.1	254,189,676	3.4	817,767,456	11.1	4,473,948,298	60.5	7,398,939,368	100.0
使用料及び手数料	11,706,587,000	収入額	2,215,157,238	18.7	2,957,775,554	25.0	3,230,095,414	27.3	2,814,515,762	23.8	603,149,886	5.1
		累計	2,215,157,238	18.7	5,172,932,792	43.8	8,403,028,206	71.1	11,217,543,968	94.9	11,820,693,854	100.0
国庫支出金	573,274,393,026	収入額	17,149,548,877	5.9	32,117,563,113	11.0	36,918,065,566	12.6	185,983,902,530	63.6	20,252,647,892	6.9
		累計	17,149,548,877	5.9	49,267,111,990	16.8	86,185,177,556	29.5	272,169,080,086	93.1	292,421,727,978	100.0
財産収入	2,403,153,000	収入額	562,346,478	20.8	338,420,392	12.5	559,149,339	20.7	1,144,368,005	42.3	100,572,276	3.7
		累計	562,346,478	20.8	900,766,870	33.3	1,459,916,209	54.0	2,604,284,214	96.3	2,704,856,490	100.0
寄附金	1,335,766,000	収入額	544,432,413	39.9	147,967,570	10.9	316,700,968	23.2	237,477,986	17.4	116,515,077	8.5
		累計	544,432,413	39.9	692,399,983	50.8	1,009,100,951	74.0	1,246,578,937	91.5	1,363,094,014	100.0
繰入金	186,751,796,074	収入額	23,391,369,111	14.4	9,299,184,225	5.7	7,044,226,566	4.3	124,864,548,844	76.8	△2,073,818,326	△1.3
		累計	23,391,369,111	14.4	32,690,553,336	20.1	39,734,779,902	24.4	164,599,328,746	101.3	162,525,510,420	100.0
繰越金	155,656,949,666	収入額	155,656,950,472	100.0	0	—	0	—	0	—	0	—
		累計	155,656,950,472	100.0	155,656,950,472	100.0	155,656,950,472	100.0	155,656,950,472	100.0	155,656,950,472	100.0
諸収入	165,858,940,675	収入額	17,225,241,127	10.7	1,459,303,294	0.9	33,850,591,716	21.0	97,988,037,449	60.9	10,295,393,726	6.4
		累計	17,225,241,127	10.7	18,684,544,421	11.6	52,535,136,137	32.7	150,523,173,586	93.6	160,818,567,312	100.0
県債	78,985,804,000	収入額	0	—	0	—	10,049,700,000	14.9	19,676,204,000	29.2	37,578,380,000	55.8
		累計	0	—	0	—	10,049,700,000	14.9	29,725,904,000	44.2	67,304,284,000	100.0
歳入合計	1,794,223,526,441	収入額	389,717,035,291	26.5	234,157,782,196	15.9	219,753,457,491	14.9	545,432,451,636	37.0	84,293,866,282	5.7
		累計	389,717,035,291	26.5	623,874,817,487	42.3	843,628,274,978	57.3	1,389,060,726,614	94.3	1,473,354,592,896	100.0

(注) 出納整理期間の「金額」は決算数字であり、「率」はその額に対する割合である。

(歳出)

科目(款)	予算現額	区分	第1四半期		第2四半期		第3四半期		第4四半期		出納整理期間	
			金額	率	金額	率	金額	率	金額	率	金額	率
議 会 費	1,672,626,000	支出額	575,795,701	34.7	274,621,441	16.6	554,591,709	33.4	246,804,249	14.9	6,770,625	0.4
			累計	575,795,701	34.7	850,417,142	51.3	1,405,008,851	84.7	1,651,813,100	99.6	1,658,583,725
総 務 費	133,826,229,095	支出額	7,231,122,396	5.7	10,908,677,378	8.5	42,691,050,134	33.4	47,966,582,277	37.5	19,018,288,006	14.9
			累計	7,231,122,396	5.7	18,139,799,774	14.2	60,830,849,908	47.6	108,797,432,185	85.1	127,815,720,191
民 生 費	152,352,862,417	支出額	26,551,085,286	18.6	26,198,161,385	18.3	30,978,777,468	21.7	32,931,950,966	23.0	26,350,024,464	18.4
			累計	26,551,085,286	18.6	52,749,246,671	36.9	83,728,024,139	58.5	116,659,975,105	81.6	143,009,999,569
衛 生 費	73,592,333,320	支出額	5,442,060,261	8.1	11,199,940,051	16.7	24,544,551,681	36.6	16,948,256,817	25.3	8,852,545,938	13.2
			累計	5,442,060,261	8.1	16,642,000,312	24.8	41,186,551,993	61.5	58,134,808,810	86.8	66,987,354,748
労 働 費	37,714,757,128	支出額	1,205,823,091	3.3	1,247,083,656	3.4	4,385,792,800	12.1	2,777,784,404	7.7	26,689,653,640	73.5
			累計	1,205,823,091	3.3	2,452,906,747	6.8	6,838,699,547	18.8	9,616,483,951	26.5	36,306,137,591
農 林 水 産 業 費	128,874,857,866	支出額	9,694,415,523	12.8	10,910,028,332	14.4	17,809,732,161	23.4	25,205,792,314	33.2	12,337,480,629	16.2
			累計	9,694,415,523	12.8	20,604,443,855	27.1	38,414,176,016	50.6	63,619,968,330	83.8	75,957,448,959
商 工 費	196,385,863,553	支出額	99,992,799,060	69.0	13,600,597,649	9.4	10,243,386,619	7.1	19,893,484,158	13.7	1,273,389,585	0.9
			累計	99,992,799,060	69.0	113,593,396,709	78.3	123,836,783,328	85.4	143,730,267,486	99.1	145,003,657,071
土 木 費	243,190,455,665	支出額	14,440,879,174	10.6	20,913,970,167	15.3	23,119,965,597	16.9	46,416,725,314	34.0	31,520,045,234	23.1
			累計	14,440,879,174	10.6	35,354,849,341	25.9	58,474,814,938	42.9	104,891,540,252	76.9	136,411,585,486
警 察 費	50,412,368,118	支出額	11,073,451,094	22.4	9,565,098,949	19.3	13,286,722,512	26.9	10,054,561,298	20.3	5,487,929,746	11.1
			累計	11,073,451,094	22.4	20,638,550,043	41.7	33,925,272,555	68.6	43,979,833,853	88.9	49,467,763,599
教 育 費	227,190,380,230	支出額	50,718,791,608	22.7	47,297,950,298	21.2	60,459,171,320	27.1	44,004,660,298	19.7	20,700,832,514	9.3
			累計	50,718,791,608	22.7	98,016,741,906	43.9	158,475,913,226	71.0	202,480,573,524	90.7	223,181,406,038
災 害 復 旧 費	357,815,846,612	支出額	10,803,307,498	7.9	17,905,505,743	13.2	42,605,717,639	31.3	33,638,067,099	24.7	31,146,510,644	22.9
			累計	10,803,307,498	7.9	28,708,813,241	21.1	71,314,530,880	52.4	104,952,597,979	77.1	136,099,108,623
公 債 費	110,248,367,000	支出額	6,729,243,701	6.1	27,257,674,146	24.7	3,213,246,550	2.9	72,972,172,628	66.2	340,632	0.0
			累計	6,729,243,701	6.1	33,986,917,847	30.8	37,200,164,397	33.8	110,172,337,025	100.0	110,172,677,657
諸 支 出 金	80,869,289,000	支出額	7,893,875,000	9.8	14,749,695,367	18.2	9,399,181,571	11.6	48,820,736,642	60.4	0	0
			累計	7,893,875,000	9.8	22,643,570,367	28.0	32,042,751,938	39.6	80,863,488,580	100.0	80,863,488,580
予 備 費	77,290,437	支出額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			累計	0	0	0	0	0	0	0	0	0
歳 出 合 計	1,794,223,526,441	支出額	252,352,649,393	18.9	212,029,004,562	15.9	283,291,887,761	21.3	401,877,578,464	30.1	183,383,811,657	13.8
			累計	252,352,649,393	18.9	464,381,653,955	34.8	747,673,541,716	56.1	1,149,551,120,180	86.2	1,332,934,931,837

(注) 出納整理期間の「金額」は決算数字であり、「率」はその額に対する割合である。

(2) 特別会計

ア 会計別歳入額

会計名	予算現額	調定額	収入済額	収入済額の年度対比		不納欠損額	収入未済額
				H26/H25	H25/H24		
	円	円	円	%	%	円	円
公債費	323,072,265,000	323,000,130,829	323,000,130,829	126.5	120.2	0	0
母子寡婦福祉資金	289,073,000	387,287,750	283,557,865	85.8	89.6	0	103,729,885
小規模企業者等 設備導入資金	797,749,000	2,611,347,067	2,552,413,941	9.5	51.0	0	58,933,126
農業改良資金	45,435,000	220,762,517	200,766,829	92.5	103.0	0	19,995,688
沿岸漁業改善資金	261,005,000	755,612,824	755,612,824	106.5	112.3	0	0
林業・木材産業改善資金	123,379,000	432,671,807	402,233,807	102.1	105.7	0	30,438,000
県有林	356,085,000	383,298,078	383,298,078	96.9	38.5	0	0
土地取得	3,682,835,000	3,683,194,602	3,683,194,602	301.1	96.3	0	0
土地区画整理事業	(148,467,550) 3,145,321,550	2,861,792,422	2,731,328,270	97.9	77.3	0	130,464,152
流域下水道事業	(758,799,570) 11,796,187,570	11,693,364,059	11,469,614,059	112.5	28.6	0	223,750,000
港湾整備事業	(2,411,459,940) 12,316,731,940	11,596,079,072	11,596,004,445	64.3	80.1	0	74,627
歳入合計	(3,318,727,060) 355,886,067,060	357,625,541,027	357,058,155,549	112.9	95.7	0	567,385,478
前年度	(8,306,305,432) 319,791,109,432	317,295,952,090	316,396,503,494	—	—	86,563,125	812,885,471
比較増減(△)	(△4,987,578,372) 36,094,957,628	40,329,588,937	40,661,652,055	—	—	△86,563,125	△245,499,993

(注1) ()内は、前年度から繰り越された事業の財源に充当した額を示し、内書きである。

(注2) 収入済額には過誤納額を含んでいる。

イ 会計別歳出額

会計名	予算現額	支出済額	支出済額の年度対比		翌年度繰越額			不用額
			H26/H25	H25/H24	繰越明許費	事故繰越し	計	
	円	円	%	%	円	円	円	円
公債費	323,072,265,000	323,000,130,829	126.5	120.2	0	0	0	72,134,171
母子寡婦福祉資金	289,073,000	181,450,551	142.7	102.3	0	0	0	107,622,449
小規模企業者等 設備導入資金	797,749,000	512,948,410	2.1	49.3	0	0	0	284,800,590
農業改良資金	45,435,000	36,817,664	57.8	157.3	0	0	0	8,617,336
沿岸漁業改善資金	261,005,000	210,325,866	43,969.3	83.0	0	0	0	50,679,134
林業・木材産業改善資金	123,379,000	78,524,528	630.5	2,198.2	0	0	0	44,854,472
県有林	356,085,000	347,146,746	89.4	38.0	7,525,200	0	7,525,200	1,413,054
土地取得	3,682,835,000	3,682,833,274	301.2	96.3	0	0	0	1,726
土地区画整理事業	(148,467,550) 3,145,321,550	2,726,316,380	101.0	79.6	0	10,000,000	10,000,000	409,005,170
流域下水道事業	(758,799,570) 11,796,187,570	11,217,718,071	114.6	27.8	479,754,880	0	479,754,880	98,714,619
港湾整備事業	(2,411,459,940) 12,316,731,940	9,907,638,552	60.9	90.1	1,971,476,080	411,765,388	2,383,241,468	25,851,920
歳出合計	(3,318,727,060) 355,886,067,060	351,901,850,871	113.2	96.6	2,458,756,160	421,765,388	2,880,521,548	1,103,694,641
前年度	(8,306,305,432) 319,791,109,432	310,785,593,992	—	—	2,461,865,570	856,861,490	3,318,727,060	5,686,788,380
比較増減(△)	(Δ4,987,578,372) 36,094,957,628	41,116,256,879	—	—	Δ3,109,410	Δ435,096,102	Δ438,205,512	Δ4,583,093,739

(注) ()内は、前年度からの繰越額を示し、内書きである。

ウ 収 入 未 済 額

会 計 名	金 額	摘 要	
母 子 寡 婦 福 祉 資 金	103,729,885	母子寡婦福祉資金貸付金 母子寡婦福祉資金違約金 過年度過払金等返還金	99,295,535 4,092,430 341,920
小規模企業者等設備導入資金	58,933,126	設備導入資金 高度化資金	32,650,000 26,283,126
農 業 改 良 資 金	19,995,688	改良資金貸付金 違約金	17,391,500 2,604,188
林 業 ・ 木 材 産 業 改 善 資 金	30,438,000	改善資金貸付金 違約金	30,188,000 250,000
土 地 区 画 整 理 事 業	122,714,152	土地区画整理事業費	122,714,152
港 湾 整 備 事 業	74,627	港湾施設使用料	74,627
計	335,885,478		

(注) 繰越事業に係る未収入特定財源(国庫支出金229,250,000円、諸収入2,250,000円)は除いている。

エ 前年度からの繰越額一覧表

会 計 名	繰 越 額	決 算 額	不 用 額
	円	円	円
土 地 区 画 整 理 事 業	148,467,550	136,191,770	12,275,780
流 域 下 水 道 事 業	758,799,570	758,799,570	0
港 湾 整 備 事 業	2,411,459,940	2,409,783,990	1,675,950
計	3,318,727,060	3,304,775,330	13,951,730

オ 翌年度への繰越額一覧表

会 計 名	科 目		翌 年 度 繰 越 額		
	款	項	繰越明許費	事故繰越し	計
			円	円	円
県 有 林	1 農林水産業費	1 林 業 費	7,525,200	0	7,525,200
土地区画整理事業	1 土 木 費	1 都 市 計 画 費	0	10,000,000	10,000,000
流域下水道事業	1 土 木 費	1 流域下水道管理費	22,539,320	0	22,539,320
		2 流域下水道建設費	457,215,560	0	457,215,560
		計	479,754,880	0	479,754,880
港湾整備事業	2 土 木 費	1 港 湾 費	1,971,476,080	411,765,388	2,383,241,468
計			2,458,756,160	421,765,388	2,880,521,548

カ 四半期別資金の状況調

(歳入)

会計名	予算現額	区分	第1四半期		第2四半期		第3四半期		第4四半期		出納整理期間	
			金額	率	金額	率	金額	率	金額	率	金額	率
公債費	323,072,265,000	収入額	29,248,976,730	9.1	83,940,289,077	26.0	76,203,414,036	23.6	133,536,495,956	41.3	70,955,030	0.0
			29,248,976,730	9.1	113,189,265,807	35.0	189,392,679,843	58.6	322,929,175,799	100.0	323,000,130,829	100.0
母子寡婦福祉資金	289,073,000	収入額	217,307,732	76.6	21,407,264	7.5	20,108,162	7.1	19,651,315	6.9	5,083,392	1.8
			217,307,732	76.6	238,714,996	84.2	258,823,158	91.3	278,474,473	98.2	283,557,865	100.0
小規模企業者等設備導入資金	797,749,000	収入額	1,953,481,291	76.5	101,240,773	4.0	324,530,937	12.7	171,969,284	6.7	1,191,656	0.0
			1,953,481,291	76.5	2,054,722,064	80.5	2,379,253,001	93.2	2,551,222,285	100.0	2,552,413,941	100.0
農業改良資金	45,435,000	収入額	195,517,379	97.4	1,306,651	0.7	4,315,000	2.1	816,000	0.4	△1,188,201	△0.6
			195,517,379	97.4	196,824,030	98.0	201,139,030	100.2	201,955,030	100.6	200,766,829	100.0
沿岸漁業改善資金	261,005,000	収入額	755,290,908	100.0	300,469	0.0	500,000	—	200,000	—	△678,553	△0.1
			755,290,908	100.0	755,591,377	100.0	756,091,377	100.1	756,291,377	100.1	755,612,824	100.0
林業・木材産業改善資金	123,379,000	収入額	400,827,297	99.7	75,000	0.0	75,000	0.0	1,048,000	0.3	208,510	0.1
			400,827,297	99.7	400,902,297	99.7	400,977,297	99.7	402,025,297	99.9	402,233,807	100.0
県有林	356,085,000	収入額	21,383,879	5.6	277,814,844	72.5	9,225,652	2.4	89,627,778	23.4	△14,754,075	△3.8
			21,383,879	5.6	299,198,723	78.1	308,424,375	80.5	398,052,153	103.8	383,298,078	100.0
土地取得	3,682,835,000	収入額	494,982	0.0	1,410,968	0.0	2,776,195	0.1	918,432,400	24.9	2,760,080,057	74.9
			494,982	0.0	1,905,950	0.1	4,682,145	0.1	923,114,545	25.1	3,683,194,602	100.0
土地区画整理事業	3,145,321,550	収入額	525,720,934	19.2	704,826,075	25.8	628,364,538	23.0	328,752,397	12.0	543,664,326	19.9
			525,720,934	19.2	1,230,547,009	45.1	1,858,911,547	68.1	2,187,663,944	80.1	2,731,328,270	100.0
流域下水道事業	11,796,187,570	収入額	1,104,600,983	9.6	1,081,594,821	9.4	2,664,788,807	23.2	4,803,700,839	41.9	1,814,928,609	15.8
			1,104,600,983	9.6	2,186,195,804	19.1	4,850,984,611	42.3	9,654,685,450	84.2	11,469,614,059	100.0
港湾整備事業	12,316,731,940	収入額	1,515,731,233	13.1	1,778,182,871	15.3	118,100,337	1.0	8,041,535,970	69.3	142,454,034	1.2
			1,515,731,233	13.1	3,293,914,104	28.4	3,412,014,441	29.4	11,453,550,411	98.8	11,596,004,445	100.0
歳入合計	355,886,067,060	収入額	35,939,333,348	10.1	87,908,448,813	24.6	79,976,198,664	22.4	147,912,229,939	41.4	5,321,944,785	1.5
			35,939,333,348	10.1	123,847,782,161	34.7	203,823,980,825	57.1	351,736,210,764	98.5	357,058,155,549	100.0

(注) 出納整理期間の「金額」は決算数字であり、「率」はその額に対する割合である。

(歳出)

会計名	予算現額	区分	第1四半期		第2四半期		第3四半期		第4四半期		出納整理期間	
			金額	率	金額	率	金額	率	金額	率	金額	率
公債費	323,072,265,000	支出額	99,323,976,730	30.8	57,040,289,077	17.7	23,103,414,036	7.2	143,532,110,354	44.4	340,632	0.0
		累計	99,323,976,730	30.8	156,364,265,807	48.4	179,467,679,843	55.6	322,999,790,197	100.0	323,000,130,829	100.0
母子寡婦福祉資金	289,073,000	支出額	20,733,002	11.4	78,186,585	43.1	23,571,663	13.0	56,477,242	31.1	2,482,059	1.4
		累計	20,733,002	11.4	98,919,587	54.5	122,491,250	67.5	178,968,492	98.6	181,450,551	100.0
小規模企業者等設備導入資金	797,749,000	支出額	16,424,310	3.2	137,318,206	26.8	125,669,867	24.5	164,259,588	32.0	69,276,439	13.5
		累計	16,424,310	3.2	153,742,516	30.0	279,412,383	54.5	443,671,971	86.5	512,948,410	100.0
農業改良資金	45,435,000	支出額	10,912,721	29.6	25,275,600	68.7	44,931	0.1	158,574	0.4	425,838	1.2
		累計	10,912,721	29.6	36,188,321	98.3	36,233,252	98.4	36,391,826	98.8	36,817,664	100.0
沿岸漁業改善資金	261,005,000	支出額	13,672	0.0	210,004,000	99.8	5,264	0.0	53,954	0.0	248,976	0.1
		累計	13,672	0.0	210,017,672	99.9	210,022,936	99.9	210,076,890	99.9	210,325,866	100.0
林業・木材産業改善資金	123,379,000	支出額	0	—	72,148,560	91.9	6,000,000	7.6	151,746	0.2	224,222	0.3
		累計	0	—	72,148,560	91.9	78,148,560	99.5	78,300,306	99.7	78,524,528	100.0
県有林	356,085,000	支出額	9,117,130	2.6	25,489,328	7.3	233,680,384	67.3	56,474,159	16.3	22,385,745	6.4
		累計	9,117,130	2.6	34,606,458	10.0	268,286,842	77.3	324,761,001	93.6	347,146,746	100.0
土地取得	3,682,835,000	支出額	1,410,968	0.0	1,426,680	0.0	1,349,515	0.0	920,040,237	25.0	2,758,605,874	74.9
		累計	1,410,968	0.0	2,837,648	0.1	4,187,163	0.1	924,227,400	25.1	3,682,833,274	100.0
土地区画整理事業	3,145,321,550	支出額	137,135,739	5.0	70,320,029	2.6	65,760,853	2.4	141,508,527	5.2	2,311,591,232	84.8
		累計	137,135,739	5.0	207,455,768	7.6	273,216,621	10.0	414,725,148	15.2	2,726,316,380	100.0
流域下水道事業	11,796,187,570	支出額	1,683,896,914	15.0	2,681,508,908	23.9	2,219,386,350	19.8	2,585,582,374	23.0	2,047,343,525	18.3
		累計	1,683,896,914	15.0	4,365,405,822	38.9	6,584,792,172	58.7	9,170,374,546	81.7	11,217,718,071	100.0
港湾整備事業	12,316,731,940	支出額	454,636,098	4.6	2,346,075,172	23.7	946,628,513	9.6	5,611,179,678	56.6	549,119,091	5.5
		累計	454,636,098	4.6	2,800,711,270	28.3	3,747,339,783	37.8	9,358,519,461	94.5	9,907,638,552	100.0
歳出合計	355,886,067,060	支出額	101,658,257,284	28.9	62,688,042,145	17.8	26,725,511,376	7.6	153,067,996,433	43.5	7,762,043,633	2.2
		累計	101,658,257,284	28.9	164,346,299,429	46.7	191,071,810,805	54.3	344,139,807,238	97.8	351,901,850,871	100.0

(注) 出納整理期間の「金額」は決算数字であり、「率」はその額に対する割合である。

(3) 財産等

ア 公有財産

区 分		前年度末現在高	決算年度中増減高	決算年度末現在高
土 地	行 政 財 産	81,241,068.80 m ²	302,455.87 m ²	81,543,524.67 m ²
	う ち 山 林	61,195,489.40 m ²	25,668.74 m ²	61,221,158.14 m ²
	普 通 財 産	3,522,395.75 m ²	△ 72,689.44 m ²	3,449,706.31 m ²
	土 地 取 得 特 別 会 計 財 産	22,781.02 m ²	△ 21,078.17 m ²	1,702.85 m ²
	計	84,786,245.57 m ²	208,688.26 m ²	84,994,933.83 m ²
立 木 (推定蓄積量)	所 有 林	1,187,728.00 m ³	31,653.00 m ³	1,219,381.00 m ³
	分 収 林	1,473,610.00 m ³	32,003.00 m ³	1,505,613.00 m ³
	計	2,661,338.00 m ³	63,656.00 m ³	2,724,994.00 m ³
建 物	行 政 財 産	2,676,317.97 m ²	14,013.43 m ²	2,690,331.40 m ²
	普 通 財 産	99,014.47 m ²	0.79 m ²	99,015.26 m ²
	計	2,775,332.44 m ²	14,014.22 m ²	2,789,346.66 m ²

区 分		前年度末現在高	決算年度中増減高	決算年度末現在高
動 産	船 舶	6 隻	Δ 1 隻	5 隻
		1,462.00 総ト	Δ 120.00 総ト	1,342.00 総ト
	航 空 機	1 機	0 機	1 機
物 権	地 上 権	70,980,815.15 m ²	Δ 727,638.00 m ²	70,253,177.15 m ²
無 体 財 産 権	特 許 権	32 件	2 件	34 件
	実 用 新 案 権	1 件	0 件	1 件
	育 成 者 権	17 件	Δ 1 件	16 件
	著 作 権	5 件	1 件	6 件
	商 標 権	10 件	Δ 1 件	9 件
有 価 証 券	株 券	2,117,770 千円	727,500 千円	2,845,270 千円
出 資 に よ る 権 利	出 資 証 券	3,286,759 千円	Δ 2,433 千円	3,284,326 千円
	出 資 に よ る 権 利	48,766,579 千円	Δ 8,003,948 千円	40,762,631 千円

イ 重要物品

区 分	前年度末現在高	決算年度中増減高	決算年度末現在高
機 械 器 具 等	4,946 個	18 個	4,964 個
船 舶	33 隻	△ 1 隻	32 隻
車 両	1,529 台	△ 35 台	1,494 台
動 物	0 匹	0 匹	0 匹
合 計	6,508	△ 18	6,490

ウ 債務保証及び損失補償

区 分	決算年度末現在高	事 業 名
債 務 保 証	13,661,261,700 千円	地方債共同発行連帯債務保証 外
損 失 補 償	9,455,064 千円	宮城県農業公社農用地売買事業資金損失補償 外

エ 債 権

区 分	前年度末現在高	決算年度中増減高	決算年度末現在高
貸 付 金	42,695,471,192 円	555,097,699 円	43,250,568,891 円

(貸付金の内訳)

名 称	前年度末現在高 (円)	決算年度中増減高 (円)	決算年度末現在高 (円)
一般公共施設整備事業貸付金	1,372,853,354	△ 555,210,831	817,642,523
過疎地域振興事業資金貸付金	113,196,976	△ 64,129,914	49,067,062
公営企業安定化資金貸付金	416,780,000	△ 39,070,000	377,710,000
災害援護資金貸付金	15,417,839,387	323,491,262	15,741,330,649
看護学生修学資金貸付金	1,469,350,447	△ 12,428,000	1,456,922,447
医学生修学資金等貸付金	723,600,000	41,320,000	764,920,000
介護福祉士等修学資金貸付金	90,480,288	△ 46,094,000	44,386,288
介護保険財政安定化基金貸付金	19,128,000	△ 19,128,000	0
母子父子寡婦福祉資金貸付金	591,044,948	△ 10,310,593	580,734,355
国民健康保険広域化等支援事業貸付金	72,000,000	△ 36,000,000	36,000,000
小規模企業者等設備導入資金貸付金	368,482,750	5,317,250	373,800,000
中小企業高度化資金貸付金	2,762,022,086	△ 359,097,000	2,402,925,086
機械類貸与資金貸付金	253,958,000	0	253,958,000
新成長産業進出機械類等貸与資金貸付金	10,000,000	△ 10,000,000	0
企業振興投資育成事業資金貸付金	175,500,000	△ 7,500,000	168,000,000
小規模企業者等設備貸与資金貸付金	381,438,431	△ 75,620,415	305,818,016
宮城・仙台富県チャレンジ応援基金貸付金	10,000,000	0	10,000,000
自動車関連産業支援機械類貸与貸付金	30,000,000	0	30,000,000
ベンチャー育成ファンド出資金貸付事業貸付金	349,999,581	0	349,999,581
被災中小企業施設・施設整備支援事業管理事業貸付金	871,000,000	△ 583,593	870,416,407
工場立地基盤整備事業貸付金	400,000,000	0	400,000,000

名 称	前年度末現在高 (円)	決算年度中増減高 (円)	決算年度末現在高 (円)
沿岸漁業改善資金貸付金	104,952,000	△ 46,106,000	58,846,000
林業・木材産業改善資金貸付金	88,345,000	△ 14,490,000	73,855,000
農業改良資金貸付金 (農業改良資金)	47,396,000	△ 9,205,500	38,190,500
農業改良資金貸付金 (就農支援基金)	244,471,000	△ 25,431,151	219,039,849
農業生産法人出資育成事業資金貸付金	1,200,000	△ 600,000	600,000
就農支援資金貸付金	169,509,997	△ 26,853,058	142,656,939
宮城県農業公社退職手当資金貸付金	157,069,813	△ 10,831,000	146,238,813
平成24年度宮城県草地土壌放射性物質低減対策事業資金貸付金	525,444,927	△ 115,215,543	410,229,384
平成26年度宮城県草地土壌放射性物質低減対策事業資金貸付金	0	41,804,927	41,804,927
津波被害土地改良区償還支援事業貸付金	58,248,319	7,650,560	65,898,879
林業公社貸付金	826,067,305	35,500,000	861,567,305
県産材産地体制整備促進事業貸付金	271,654,077	0	271,654,077
地域ブランド材促進事業補助金により取得した機械施設等の処分に伴う補助金相当額貸付金	27,214,804	0	27,214,804
フェリー埠頭建設資金貸付金	279,811,000	△ 15,052,000	264,759,000
仙台空港新旅客ターミナルビル建設資金貸付金	700,000,000	△ 400,000,000	300,000,000
仙台空港アクセス鉄道整備資金貸付金	7,859,000,000	0	7,859,000,000
仙台空港旅客ターミナル災害復旧資金貸付金	3,920,000,000	0	3,920,000,000
中坪・荷揚場地区整備事業に係る金銭消費貸借	0	2,668,000,000	2,668,000,000
土地区画整理組合事業資金貸付金	677,227,702	△ 237,227,702	440,000,000
宮城県住宅供給公社経営健全化資金貸付金	824,000,000	△ 426,000,000	398,000,000
高等学校定時制通信制課程修学資金貸付金	7,185,000	2,198,000	9,383,000
文化庁採択事業貸付金	8,000,000	△ 8,000,000	0
合 計	42,695,471,192	555,097,699	43,250,568,891

才 基 金

項 目		前年度末現在高 (円)	決算年度中増減高 (円)	決算年度末現在高 (円)
財 政 調 整 基 金	現 金	34,439,535,449	△ 4,467,269,295	29,972,266,154
県 債 管 理 基 金	計	70,792,496,966	10,108,350,474	80,900,847,440
	有 価 証 券	0	3,500,000,000	3,500,000,000
	現 金	64,729,993,026	9,224,634,208	73,954,627,234
	繰 入 運 用	6,062,503,940	△ 2,616,283,734	3,446,220,206
地 域 整 備 推 進 基 金	現 金	85,824,523,412	△ 2,952,617,865	82,871,905,547
東 日 本 大 震 災 復 興 基 金	現 金	34,455,484,452	△ 1,253,986,985	33,201,497,467
東 日 本 大 震 災 復 興 交 付 金 基 金	現 金	67,654,145,662	6,435,717,938	74,089,863,600
土 地 基 金	計	10,487,383,451	5,795,000	10,493,178,451
	現 金	5,339,610,883	2,394,961,694	7,734,572,577
	貸 付 金	2,758,605,874	0	2,758,605,874
	土 地	20,570.37m ²	△ 20,570.37m ²	0.00m ²
		(2,389,166,694)	(△ 2,389,166,694)	(0)
県 庁 舎 等 整 備 基 金	現 金	6,183,108,236	6,554,656	6,189,662,892
発 電 用 施 設 周 辺 地 域 振 興 基 金	現 金	0	0	0
地 域 環 境 保 全 基 金	計	402,570,352	△ 3,652,663	398,917,689
	有 価 証 券	179,793,788	△ 179,793,788	0
	現 金	222,776,564	176,141,125	398,917,689
環 境 創 造 基 金	現 金	685,675,202	△ 68,120,519	617,554,683
地 域 環 境 保 全 特 別 基 金	現 金	11,645,810,972	△ 5,323,850,587	6,321,960,385
産 業 廃 棄 物 税 基 金	現 金	966,449,792	125,081,982	1,091,531,774
文 化 振 興 基 金	現 金	56,398,032	2,498,500,954	2,554,898,986
消 費 者 行 政 活 性 化 基 金	現 金	100,100,335	△ 48,800,660	51,299,675
災 害 救 助 基 金	現 金	1,985,174,578	1,408,943	1,986,583,521
医 療 施 設 耐 震 化 臨 時 特 例 基 金	現 金	2,171,151,908	△ 974,763,616	1,196,388,292
地 域 医 療 再 生 臨 時 特 例 基 金	現 金	56,166,540,333	△ 11,031,042,845	45,135,497,488
地 域 医 療 介 護 総 合 確 保 基 金	現 金	0	1,510,321,692	1,510,321,692
社 会 福 祉 基 金	現 金	413,774,368	5,551,087	419,325,455
介 護 基 盤 緊 急 整 備 等 臨 時 特 例 基 金	現 金	2,978,449,793	△ 278,247,792	2,700,202,001
介 護 保 険 財 政 安 定 化 基 金	現 金	1,426,291,437	20,645,275	1,446,936,712

項 目		前年度末現在高 (円)	決算年度中増減高 (円)	決算年度末現在高 (円)
介護職員処遇改善等臨時特例基金	現金	484,332,660	△ 438,320,675	46,011,985
社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金	現金	99,841,184	△ 61,812,879	38,028,305
自殺対策緊急強化基金	現金	246,047,945	△ 70,994,298	175,053,647
国民健康保険広域化等支援基金	現金	647,891,943	36,280,750	684,172,693
後期高齢者医療財政安定化基金	現金	2,133,755,932	2,262,219	2,136,018,151
子育て支援対策臨時特例基金	現金	8,653,889,578	△ 3,468,043,820	5,185,845,758
東日本大震災みやぎこども育英基金	現金	6,212,974,815	129,493,869	6,342,468,684
富 県 宮 城 推 進 基 金	現金	9,859,234,878	1,849,124,823	11,708,359,701
企 業 立 地 資 金 貸 付 基 金	計	737,250,599	234,025	737,484,624
	現金	220,909,099	55,073,775	275,982,874
	貸付金	516,341,500	△ 54,839,750	461,501,750
緊急雇用創出事業臨時特例基金	現金	63,681,542,182	△ 31,041,939,744	32,639,602,438
農地中間管理事業等推進基金	現金	1,150,892,000	1,148,705,766	2,299,597,766
中 山 間 地 域 等 農 村 活 性 化 基 金	計	680,949,853	848,000	681,797,853
	有価証券	659,688,000	0	659,688,000
	現金	21,261,853	848,000	22,109,853
森 林 整 備 担 い 手 対 策 基 金	計	517,530,390	△ 57,555,400	459,974,990
	有価証券	299,600,000	0	299,600,000
	現金	217,930,390	△ 57,555,400	160,374,990
森林整備地域活動支援基金	現金	46,412,103	△ 3,609,114	42,802,989
森林整備加速化・林業再生基金	現金	2,066,289,200	△ 1,499,461,134	566,828,066
県 有 林 基 金	計	741,462,544	△ 32,062,392	709,400,152
	有価証券	8,086,050	0	8,086,050
	現金	733,376,494	△ 32,062,392	701,314,102
宮 城 み ど り の 基 金	現金	14,973,292	△ 2,702,475	12,270,817
仙 台 塩 釜 港 仙 台 港 区 沿 岸 漁 業 経 営 安 定 化 基 金	計	611,988,265	5,832,517	617,820,782
	有価証券	450,000,000	0	450,000,000
	現金	161,988,265	5,832,517	167,820,782
仙 台 塩 釜 港 石 巻 港 区 沿 岸 漁 業 経 営 安 定 化 基 金	計	736,061,027	7,133,759	743,194,786
	有価証券	449,800,000	0	449,800,000
	現金	286,261,027	7,133,759	293,394,786

項 目		前年度末現在高 (円)	決算年度中増減高 (円)	決算年度末現在高 (円)
高等学校等育英奨学資金貸付基金	計	8,881,113,944	656,032,160	9,537,146,104
	現 金	1,067,733,682	106,928,365	1,174,662,047
	貸 付 金	7,813,380,262	549,103,795	8,362,484,057
高等学校授業料減免事業等支援臨時特例基金	現 金	6,657,149,934	△ 2,777,160,329	3,879,989,605
美 術 品 取 得 基 金	計	2,126,847,812	1,007,980	2,127,855,792
	現 金	189,186,832	23,007,980	212,194,812
	繰 入 運 用	98,284,500	△ 22,000,000	76,284,500
	美 術 品	856点	0	856点
		(1,839,376,480)	(0)	(1,839,376,480)
ス ポ ー ツ 振 興 基 金	現 金	428,360,872	2,739,401,579	3,167,762,451
国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会記念基金	現 金	135,624,708	△ 67,829,695	67,795,013
合 計	計	506,387,482,390	△ 38,629,559,334	467,757,923,056
	有 価 証 券	2,046,967,838	3,320,206,212	5,367,174,050
	現 金	482,862,855,302	△ 37,416,579,163	445,446,276,139
	貸 付 金	11,088,327,636	494,264,045	11,582,591,681
	繰 入 運 用	6,160,788,440	△ 2,638,283,734	3,522,504,706
	土 地	20,570.37㎡	△ 20,570.37㎡	0.00㎡
		(2,389,166,694)	(△ 2,389,166,694)	(0)
	美 術 品	856点	0点	856点
		(1,839,376,480)	(0)	(1,839,376,480)

(注)各基金における()書は取得金額を示した。

なお、出納整理期間中に積み立て(戻し入れ)た地域整備推進基金8,141,466,985円、文化振興基金6,392,164円、地域環境保全基金2,215,834円、社会福祉基金561,381円、森林整備担い手対策基金1,573,083円、スポーツ振興基金77,959,114円、国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会記念基金3,127,815円、森林整備地域活動支援基金936,060円、産業廃棄物税基金55,537,008円、富県宮城推進基金104,707,773円、消費者行政活性化基金7,091,539円、子育て支援対策臨時特例基金581,952,939円、緊急雇用創出事業臨時特例基金6,460,588,068円、自殺対策緊急強化基金62,015,117円、森林整備加速化・林業再生基金480,092,416円、地域環境保全特別基金240,017,921円、介護基盤緊急整備等臨時特例基金531,538,000円、介護職員処遇改善等臨時特例基金22,319,860円、高等学校授業料減免事業等支援臨時特例基金3,088,545円、環境創造基金258,405,249円、東日本大震災復興基金352,299,489円、東日本大震災みやぎ子ども育英基金1,091,863,993円、東日本大震災復興交付金基金137,159,796円、農地中間管理事業等推進基金18,418,566円は上記の金額に含まれていない。

また、出納整理期間中に取り崩した高等学校等育英奨学資金貸付基金2,680,000円、子育て支援対策臨時特例基金18,210,463円、高等学校授業料減免事業等支援臨時特例基金1,868,250,746円、地域医療再生臨時特例基金2,515,787,103円、地域医療介護総合確保基金656,064,663円及び同じく出納整理期間中に貸付金から現金に組み替えた土地基金2,758,605,874円も上記の金額に含まれていない。

力 県 債

区 分		前 年 度 末 現 在 高	決 算 年 度 中 増 減 高		決 算 年 度 末 現 在 高
			増	減	
一 般 会 計 ・ 公 債 費 特 別 会 計	公 共 事 業 等 債	402,170,643,771	11,758,100,000	27,237,645,516	386,691,098,255
	一 般 単 独 事 業 債	417,160,663,941	3,659,000,000	29,929,980,456	390,889,683,485
	公 営 住 宅 建 設 事 業 債	6,019,621,551	38,500,000	460,680,694	5,597,440,857
	義 務 教 育 施 設 整 備 事 業 債	1,078,959,428	0	183,780,242	895,179,186
	災 害 復 旧 事 業 債	5,161,018,508	340,700,000	1,001,071,657	4,500,646,851
	(単 独 災 害 復 旧 事 業 債)	(562,221,398)	(47,800,000)	(104,665,843)	(505,355,555)
	(補 助 災 害 復 旧 事 業 債)	(4,598,797,110)	(292,900,000)	(896,405,814)	(3,995,291,296)
	緊 急 防 災 ・ 減 災 事 業 債	1,381,300,000	1,454,500,000	0	2,835,800,000
	新 産 業 都 市 等 建 設 事 業 債	14,885,599,441	0	1,639,079,180	13,246,520,261
	厚 生 福 祉 施 設 整 備 事 業 債	785,759,645	0	130,438,006	655,321,639
	教 育 ・ 福 祉 施 設 等 整 備 事 業 債	14,723,798,685	826,000,000	84,641,281	15,465,157,404
	社 会 福 祉 施 設 整 備 事 業 債	1,002,127,420	0	80,795,960	921,331,460
	減 収 補 填 債	52,360,380,000	0	1,687,807,850	50,672,572,150
	上 水 道 事 業 出 資 債	14,026,442,928	0	1,429,162,311	12,597,280,617
	工 業 用 水 道 事 業 出 資 債	1,581,743,522	0	172,700,989	1,409,042,533
	観 光 そ の 他 事 業 債	152,920,000	0	6,920,000	146,000,000
	特 定 環 境 保 全 公 共 下 水 道 事 業 債	1,640,725,731	0	93,091,718	1,547,634,013
	病 院 事 業 債 (一 般 会 計 分)	18,843,805,126	1,516,200,000	1,926,771,111	18,433,234,015
	都 市 高 速 鉄 道 事 業 債	11,449,314,000	0	2,789,530,000	8,659,784,000
臨 時 財 政 特 例 債	974,760,367	0	278,586,061	696,174,306	
減 税 補 填 債	38,559,501,000	0	1,193,721,000	37,365,780,000	

区 分		決 算 年 度 末 現 在 高	決 算 年 度 中 増 減 高		決 算 年 度 末 現 在 高
			増	減	
一 般 会 計 ・ 公 債 費 特 別 会 計	臨 時 税 収 補 填 債	円 3,573,670,173	円 0	円 561,995,196	円 3,011,674,977
	臨 時 財 政 対 策 債	506,992,131,893	47,300,000,000	9,678,255,537	544,613,876,356
	調 整 債	1,994,963,632	0	1,953,327,272	41,636,360
	財 政 健 全 化 債	11,520,260,000	0	324,180,000	11,196,080,000
	地 域 再 生 事 業 債	11,232,680,000	0	366,560,000	10,866,120,000
	行 政 改 革 推 進 債	15,397,160,000	0	47,680,000	15,349,480,000
	行 政 改 革 等 推 進 債	4,643,340,000	0	125,400,000	4,517,940,000
	退 職 手 当 債	32,034,300,000	0	225,900,000	31,808,400,000
	財 源 対 策 債	7,300,117,956	0	424,946,639	6,875,171,317
	借 換 債	0	185,700,000,000	185,700,000,000	0
	国 の 予 算 等 貸 付 金 債	18,491,396,578	411,284,000	359,927,725	18,542,752,853
	小 計	1,617,139,105,296	253,004,284,000	270,094,576,401	1,600,048,812,895
特 別 会 計	母 子 寡 婦 福 祉 資 金 債	391,227,352	0	71,953,075	319,274,277
	中 小 企 業 高 度 化 資 金 債	92,530,331,128	0	331,704,128	92,198,627,000
	県 有 林 整 備 債	2,753,476,862	0	108,730,542	2,644,746,320
	土 地 区 画 整 理 事 業 債	780,855,000	0	245,855,893	534,999,107
	流 域 下 水 道 事 業 債	23,125,074,583	970,500,000	2,043,081,261	22,052,493,322
	港 湾 整 備 事 業 債	40,077,759,562	847,800,000	6,924,092,999	34,001,466,563
	小 計	159,658,724,487	1,818,300,000	9,725,417,898	151,751,606,589
合 計	1,776,797,829,783	254,822,584,000	279,819,994,299	1,751,800,419,484	

Ⅱ 宮城県基金運用状況審査意見書

1 審査の対象

平成27年7月9日審査に付された平成26年度の基金運用状況審査の対象は、次のとおりである。

- (1) 土地基金
- (2) 企業立地資金貸付基金
- (3) 美術品取得基金
- (4) 高等学校等育英奨学資金貸付基金

2 審査の方法

各基金の運用状況について、基金は設置の目的に沿い適正に管理及び運営がなされているか、計数は正確であるかなどに主眼を置き、対象機関から必要な資料の提出と説明を求め、既に実施した例月出納検査及び定期監査の結果を参照し、慎重に審査を行った。

3 運 用 の 状 況

(1) 土地基金

区 分	前 年 度 末 現 在 高	決 算 年 度 中 増 減		決 算 年 度 末 現 在 高 (平成27年3月31日現在)
		増	減	
現 金 (銀 行 預 金)	5,339,610,883	2,394,961,694	0	7,734,572,577
貸 付 金	2,758,605,874	0	2,758,605,874	0
土 地	20,570.37m ²	0.00m ²	20,570.37m ²	0.00m ²
	2,389,166,694	0	2,389,166,694	0
債 権 (未 収 金)	0	2,758,605,874	0	2,758,605,874
計	10,487,383,451	5,153,567,568	5,147,772,568	10,493,178,451

(土地増減の内訳)

事 業 名	前 年 度 末 現 在 高	決 算 年 度 中 増 減		決 算 年 度 末 現 在 高	価 格	摘 要
		増	減			
県 庁 周 辺 整 備 事 業	484.78	0.00	484.78	0.00	円 0	
大 河 原 合 同 庁 舎 拡 張 整 備 事 業	8,625.06	0.00	8,625.06	0.00	0	
石 巻 合 同 庁 舎 移 転 整 備 事 業	2,926.92	0.00	2,926.92	0.00	0	
塩 釜 港 湾 整 備 事 業	2,716.84	0.00	2,716.84	0.00	0	
(仮称) 若 林 警 察 署 建 設 用 地	5,816.77	0.00	5,816.77	0.00	0	
合 計	20,570.37	0.00	20,570.37	0.00	0	

(2) 企業立地資金貸付基金

区 分	前年度末現在高	決 算 年 度 中 増 減		決 算 年 度 末 現 在 高 (平成27年3月31日現在)
		増	減	
現金 (銀行預金)	円 220,909,099	円 105,073,775	円 50,000,000	円 275,982,874
貸 付 金	516,341,500	50,000,000	104,839,750	461,501,750
計	737,250,599	155,073,775	154,839,750	737,484,624

(貸付金増減の推移)

区 分	前年度末現在高		貸 付 (増)		償 還 (減)		決 算 年 度 末 現 在 高	
	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額
平成21年度	8	円 293,902,000	1	円 17,500,000	0	円 57,250,750	9	円 254,151,250
平成22年度	9	254,151,250	0	0	2	80,628,500	7	173,522,750
平成23年度	7	173,522,750	0	0	1	40,285,000	6	133,237,750
平成24年度	6	133,237,750	6	407,750,000	0	39,548,000	12	501,439,750
平成25年度	12	501,439,750	2	60,250,000	1	45,348,250	13	516,341,500
平成26年度	13	516,341,500	1	50,000,000	3	104,839,750	11	461,501,750

(注) 「貸付 (増)」, 「償還 (減)」の件数欄の数量は、決算年度中の新規貸付、完済の件数を表す。

(3) 美術品取得基金

区 分	前 年 度 末 現 在 高	決 算 年 度 中 増 減 高		決 算 年 度 末 現 在 高 (平成27年3月31日現在)
		増	減	
現金（銀行預金）	円 189,186,832	円 23,007,980	円 0	円 212,194,812
繰 入 運 用	98,284,500	0	22,000,000	76,284,500
美 術 品	1,839,376,480	0	0	1,839,376,480
計	2,126,847,812	23,007,980	22,000,000	2,127,855,792

(美術品増減の内訳)

区 分	前 年 度 末 現 在 高		取 得 (増)		一般会計へ売却(減)		決 算 年 度 末 現 在 高	
	点 数	金 額	点 数	金 額	点 数	金 額	点 数	金 額
絵 画	点 81	円 570,413,330	点	円	点	円	点 81	円 570,413,330
版 画	282	145,290,620					282	145,290,620
彫 刻	33	465,839,530					33	465,839,530
写 真	282	25,264,000					282	25,264,000
素 描	117	338,273,000					117	338,273,000
日 本 画	42	280,710,000					42	280,710,000
工 芸	19	13,586,000					19	13,586,000
計	856	1,839,376,480	0	0	0	0	856	1,839,376,480

(4) 高等学校等育英奨学資金貸付基金

区 分	前年度末現在高	決算年度中増減高		決算年度末現在高 (平成27年3月31日現在)
		増	減	
現金(銀行預金)	円 1,067,733,682	円 1,601,502,365	円 1,494,574,000	円 1,174,662,047
貸付金	7,813,380,262	1,490,714,000	941,610,205	8,362,484,057
計	8,881,113,944	3,092,216,365	2,436,184,205	9,537,146,104

(貸付金増減の内訳)

区 分	前年度末現在高		貸付(増)		償還(減)		決算年度末現在高	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
平成21年度	人 3,491	円 1,943,087,904	人 1,062	円 743,075,000	人 19	円 82,385,339	人 4,534	円 2,603,777,565
平成22年度	4,534	2,603,777,565	924	719,035,000	62	130,138,241	5,396	3,192,674,324
平成23年度	5,396	3,192,674,324	7,162	2,203,996,000	52	62,403,348	12,506	5,334,266,976
平成24年度	12,506	5,334,266,976	2,425	1,932,170,093	742	426,463,578	14,189	6,839,973,491
平成25年度	14,189	6,839,973,491	2,124	1,668,371,000	997	694,964,229	15,316	7,813,380,262
平成26年度	15,316	7,813,380,262	2,122	1,490,714,000	1,162	941,610,205	16,276	8,362,484,057

注 「貸付(増)」, 「償還(減)」の件数欄の数量は, 決算年度中の新規貸付, 完済の件数を表す。

4 審査の結果及び意見

各基金の審査の結果、基金は設置の目的に沿い、適正に運用されており、また、計数は正確であると認められた。

なお、高等学校等育英奨学資金貸付基金の奨学資金貸付金償還金の収入未済額が約 1 億 1,200 万円で、前年度に比べ約 3,700 万円増加した。なお一層の収納促進と適切な債権管理を図られたい。

宮城県基金運用状況審査意見書

宮 監 委 第 28 号

平成 27 年 9 月 10 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩 殿

宮城県監査委員	安	部	孝
宮城県監査委員	ゆ	さ	み ゆ き
宮城県監査委員	工	藤	鏡 子
宮城県監査委員	成	田	由 加 里

平成 26 年度宮城県健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び同法第 22 条第 1 項の規定により審査に付された、平成 26 年度宮城県健全化判断比率及び資金不足比率について、別添のとおり意見書を提出します。

Ⅲ 平成26年度 宮城県健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書

1 審 査 の 対 象

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）に定める，平成 26 年度決算に係る実質赤字比率，連結実質赤字比率，実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。），資金不足比率並びにこれらの算定の基礎となる事項を記載した書類を審査の対象とした。

2 審 査 の 方 法

健全化判断比率及び資金不足比率の審査は，知事から提出された健全化判断比率及び資金不足比率の算定は正確か，その算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかの主眼を置き，決算諸表等証拠書類との照合等を行うとともに，関係部局から説明を聴取するなどの方法により実施した。

3 審査の結果及び意見

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率の算定の基礎となる事項を記載した書類は適正に作成されており、当該書類に基づく健全化判断比率及び資金不足比率は適正に算定されているものと認められた。

今回算定された比率は下記のとおり、健全化判断比率は早期健全化基準を下回り、資金不足比率については、各公営企業会計のいずれも資金の不足額がないことから算定されないが、これらは地方公共団体の財政の健全化に関する法律に定める措置が発動されないことを示したものであり、財政上問題がないことを表したものでないことに留意する必要がある。

平成 26 年度は、実質公債費比率が 14.1 % と前年度と比較して 0.3 ポイント低くなり、また、県債の償還が進み、県債残高が下がったことなどから、将来負担比率も 187.2 % と前年度と比較して 23.1 ポイント低下している。

しかしながら、「宮城の将来ビジョン・震災復興実施計画」に基づき、東日本大震災からの復旧・復興に向けた事業を推進するため、引き続き膨大な財源が必要となることや、また、国からは、復興財源の一部について被災自治体の負担を導入することが示されていることもあり、厳しい財政状況に直面する可能性が懸念される。

よって、早期健全化基準等の超過の有無のみならず、健全化判断比率及び資金不足比率の推移と、その要因等についての的確に分析し、今後も全庁一体となって赤字団体又は財政再生団体への転落は回避するとの強い決意の下、健全な財政運営に努められたい。

記

(1) 実質赤字比率

平成 26 年度の実質赤字比率は、一般会計等において実質赤字額がないことから、算定されない。

(2) 連結実質赤字比率

平成 26 年度の連結実質赤字比率は、全会計において実質赤字額又は資金不足額がないことから、算定されない。

(3) 実質公債費比率（早期健全化基準：25 %）

平成 26 年度の実質公債費比率は 14.1 % となっており、前年度と比較し 0.3 ポイント低下している。

(4) 将来負担比率（早期健全化基準：400％）

平成26年度の将来負担比率は187.2％となっており、前年度と比較し23.1ポイント低下している。

(5) 資金不足比率

平成26年度の資金不足比率は、各公営企業会計のいずれも資金の不足額がないことから、算定されない。

(単位：%)

健全化判断比率	平成 26 年度	平成 25 年度	(参考) 早期健全化基準	(参考) 財政再生基準
①実質赤字比率	—	—	3.75	5.00
②連結実質赤字比率	—	—	8.75	15.00
③実質公債費比率	14.1	14.4	25.0	35.0
④将来負担比率	187.2	210.3	400.0	
資金不足比率	平成 26 年度	平成 25 年度	経営健全化基準	
①水道用水供給事業会計	—	—	20.0	
②工業用水道事業会計	—	—		
③地域整備事業会計	—	—		
④流域下水道事業特別会計	—	—		
⑤港湾整備事業特別会計	—	—		

(注 1) 実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、実質赤字及び連結実質赤字が生じていないため「—」で表示している。

(注 2) 資金不足比率は、各会計において資金不足が生じていないため「—」で表示している。

(注 3) 早期健全化基準とは、地方公共団体が財政収支が不均衡な状況その他の財政状況が悪化した状況において、自主的かつ計画的にその財政の健全化を図るべき基準として定められた数値である。

(注 4) 財政再生基準とは、地方公共団体が財政収支の著しい不均衡その他の財政状況の著しい悪化により自主的な財政の健全化を図ることが困難な状況において、計画的にその財政の健全化を図るべき基準として定められた数値である。

(注 5) 経営健全化基準とは、地方公共団体が自主的かつ計画的に公営企業の経営の健全化を図るべき基準として、定められた数値である。

(参考)

1 比率の算定方法

(1) 実質赤字比率とは、一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率である。

① 算定式

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- ② 実質赤字額：繰上充用額＋（支払繰延額＋事業繰越額）
繰上充用額：歳入不足のため、翌年度歳入を繰り上げて充用した額
支払繰延額：実質上歳入不足のため、支払を翌年度に繰り延べた額
事業繰越額：実質上歳入不足のため、事業を繰り越した額

(2) 連結実質赤字比率とは、全会計を対象とした実質赤字額（又は資金の不足額）の標準財政規模に対する比率である。

① 算定式

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- ② 連結実質赤字額：イとロの合計額がハとニの合計額を超える場合の当該超える額
イ 一般会計及び公営企業（地方公営企業法適用企業・非適用企業）以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額
ロ 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額
ハ 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額
ニ 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

(3) 実質公債費比率とは、一般会計等において負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率である。

① 算定式

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

(3ヶ年平均)

- ② 準元利償還金：イからホまでの合計額
イ 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還をした場合における1年当たりの元金償還金相当額
ロ 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの
ハ 組合・地方開発事業団（組合等）への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
ニ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
ホ 一時借入金の利子

(4) 将来負担比率とは、一般会計等において将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率である。

① 算定式

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

- ② 将来負担額：イからチまでの合計額

- イ 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高
- ロ 債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第5条各号の経費に係るもの）
- ハ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額
- ニ 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる該当団体からの負担等見込額
- ホ 退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち、一般会計等の負担見込額
- ヘ 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
（本県における「ヘ」該当法人）
宮城県土地開発公社，宮城県道路公社，（地独）宮城県立こども病院，公立大学法人宮城大学，（地独）宮城県立病院機構，（公社）みやぎ農業振興公社，（公財）みやぎ産業振興機構，宮城県土地改良事業団体連合会，（公財）宮城県フェリー埠頭公社，宮城県信用保証協会，宮城県漁業信用基金協会 ※（地独）は地方独立行政法人，（公社）は公益社団法人，（公財）は公益財団法人，（一社）は一般社団法人を表します。
- ト 連結実質赤字額
- チ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額
（将来負担額から控除されるもの）
- リ 充当可能基金額：イからへまでの償還額等に充てることのできる地方自治法第241条の基金
- ヌ 特定財源見込額
- ル 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額

（5）資金不足比率とは、公営企業会計ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率である。

① 算定式

$$\text{公営企業における資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

② 資金の不足額：一般会計等の実質赤字に相当するものとして、公営企業会計ごとに算定した額

事業の規模：料金収入など主たる営業活動から生じる収益等に相当する額

2 対象とした会計名

（1）一般会計等

- ① 一般会計 ② 公債費特別会計 ③ 母子寡婦福祉資金特別会計 ④ 小規模企業者等設備導入資金特別会計 ⑤ 農業改良資金特別会計
- ⑥ 沿岸漁業改善資金特別会計 ⑦ 林業・木材産業改善資金特別会計 ⑧ 県有林特別会計 ⑨ 土地取得特別会計 ⑩ 土地区画整理事業特別会計

（2）公営企業会計

（地方公営企業法適用企業）① 水道用水供給事業会計 ② 工業用水道事業会計 ③ 地域整備事業会計

（地方公営企業法非適用企業）④ 流域下水道事業特別会計 ⑤ 港湾整備事業特別会計

宮城県健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書

宮 監 委 第 47 号

平成 27 年 9 月 10 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩 殿

宮城県監査委員	安	部	孝
宮城県監査委員	ゆ	さ	み ゆ き
宮城県監査委員	工	藤	鏡 子
宮城県監査委員	成	田	由 加 里

平成 23 年度決算，平成 24 年度決算及び平成 25 年度決算宮城県将来負担比率の修正審査意見書について
地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び同法第 22 条第 1 項の規定により審査に付された，平成 23
年度決算，平成 24 年度決算及び平成 25 年度決算宮城県将来負担比率について，別添のとおり意見書を提出します。

IV 平成 23 年度決算，平成 24 年度決算及び平成 25 年度決算 宮城県将来負担比率の修正に関する審査意見書

1 審 査 の 対 象

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）に定める，平成 23 年度決算，平成 24 年度決算及び平成 25 年度決算に係る将来負担比率の修正並びにこれらの修正の基礎となる事項を記載した書類を審査の対象とした。

2 審 査 の 方 法

将来負担比率の修正の審査は，知事から提出された将来負担比率の修正の算定は正確か，その算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかの主眼を置き，決算諸表等証拠書類との照合等を行うとともに，関係部局から説明を聴取するなどの方法により実施した。

3 審査の結果及び意見

審査に付された将来負担比率の修正の算定の基礎となる事項を記載した書類は適正に作成されており、当該書類に基づく将来負担比率の修正は適正に算定されているものと認められた。

将来負担比率を含む健全化判断比率等の算定に当たっては、重要な財政指標であることに鑑み、二度とこのような事案が生じないよう、的確に対応されたい。

記

(単位：%)

将来負担比率	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	(参考) 早期健全化基準
修正前	253.8	251.5	241.4	400
修正後	244.8	226.9	210.3	

(注) 早期健全化基準とは、地方公共団体が財政収支が不均衡な状況その他の財政状況が悪化した状況において、自主的かつ計画的にその財政の健全化を図るべき基準として定められた数値である。

〈参 考〉 前年度意見に対する執行部の対応状況

前年度意見に対する執行部の対応状況

事項名：(1) 本県の財政状況及び財政運営の考え方について

意 見 の 内 容
<p>国内の経済は、デフレからの早期脱却と経済再生を目標として行われた国の金融政策、財政政策及び成長戦略による効果もあり、平成 24 年度以降着実に上向き、平成 26 年 4 月～6 月期において実質国内総生産(GDP)は消費増税の反動減に伴いマイナス成長となったものの、今後とも緩やかな景気回復が見込まれている。県内における直近の経済動向については、個人消費や住宅投資などにおいて、消費税率引上げに伴う駆け込み需要の反動による落ち込みが見られるものの、全体としては東日本大震災からの回復が緩やかに続いている。これは、公共投資や住宅投資など一時的な復興需要に支えられたことなどによる。県内の雇用情勢については、有効求人倍率が 1.26 倍（年平均）で前年から 0.22 ポイント上昇し、4 年連続の上昇となっている。また、雇用者数は県全体で見ると震災前の水準まで回復しているが、沿岸部では人口減少、復旧・復興の遅れにより回復していない地域もある。さらに、建設業関連及び事業再開した水産加工業においては、有効求人倍率が 1 倍を大きく上回って人手不足となっている一方で、事務的職業では 1 倍を大きく下回るなど、雇用のミスマッチが発生している状況にある。</p> <p>このような中で、本県の財政状況は、県税収入が復興に関連する税目を中心に伸びが見られ、全体的には震災前の水準に戻つつあるものの、依然として多額の臨時財政対策債の発行を余儀なくされ、県債現在高も増加の一途を辿っている。加えて、経常収支比率が 90 % を超える高い水準で推移しているなど、厳しい状況が続いている。</p> <p>また、平成 26 年度から宮城県震災復興計画に定める 4 年間の「再生期」が始まり、復興と宮城の将来ビジョンに掲げる将来像を共に目指す上では、単なる「復旧」に止まらない抜本的な「再構築」に向けた取組、特に、被災者の雇用や住宅などの生活再建と壊滅的なダメージを受けた地域経済の再生に最優先で取り組むことが求められている。一方で、少子高齢・人口減少社会の到来を見据えた社会保障制度改革などの諸課題への対応も求められている。</p> <p>これらへの取組には、今後見込まれる震災の復旧・復興に要する膨大な財政需要への確実な対応とともに、社会経済情勢の変化への適確な対応が必要であることから、財政運営に当たっては、不断の財源確保策と効率的・効果的な各種施策を実施し、赤字団体または財政再生団体への転落回避への断固たる信念を持った取組を重ねることが必要である。</p>
対 応 の 状 況
<p>【担当：総務部 財政課】</p> <p>《取組内容》</p> <p>平成 27 年度当初予算編成において、震災事業では、国の特例的な財政支援や県の独自財源を積極的に活用し、通常事業では、その必要性や適時性を厳しく見直し、限られた財源を震災復興に重点化する財政運営に努めた。また、平成 26 年 2 月に策定した「みやぎ財政運営戦略」の着実な実施により、創造的な復興等への重点的な予算配分と県財政の健全性・持続性の維持にも努めた。(継続)</p> <p>《成果（取組結果）》</p> <p>震災復興特別交付税等の国の特例的な財政支援が継続され、県債発行の急増等による財政悪化は、当面は回避できた。また、東日本震災復興基金等の計画的な活用に努め、被災者・被災事業者に対する極め細やかな支援を行うことができた。</p> <p>《今後の課題》</p> <p>復旧・復興財源の確保に加え、増加する社会保障関係経費や県税収入回復への対応など、引き続き、県財政は予断を許さない厳しい状況に置かれるものと見込まれる。</p> <p>《平成 27 年度以降の取組》</p> <p>みやぎ財政運営戦略に基づく対策を着実に進めるとともに、一層の財源確保対策を図り、震災復興と財政健全化の両立に一層の努力を払う。</p>

事項名：(2) 平成25年度の歳入歳出、県債及び基金の状況について

意 見 の 内 容
<p>平成25年度は、「宮城県震災復興計画」に掲げた復旧期の最終年度であり、東日本大震災からの一日も早い復旧・復興に向けた施策を重点的に予算化し、国の特例的な財政支援制度を最大限活用するとともに、独自の財源も可能な限り積極的に活用するなどして、各種施策の推進に必要な財源の確保に努めた。</p> <p>この結果、一般会計及び特別会計の歳入決算額は2兆101億4,683万1,673円で、前年度と比較し2,849億754万9,694円(12.4%)減少している。また、歳出決算額は1兆8,488億7,897万1,699円で、前年度と比較し2,811億1,495万9,886円(13.2%)減少し、歳入歳出差引額(形式収支額)は、1,612億6,785万9,974円の黒字となり、前年度と比較し37億9,258万9,808円減少している。この形式収支額から翌年度へ繰り越すべき財源1,290億9,813万2,451円を控除した実質収支額は321億6,972万7,523円で、このうち一般会計の実質収支額は281億8,733万9,806円となり、前年度の304億9,996万3,531円と比較し23億1,262万3,725円(7.6%)減少している。</p> <p>県債の年度末現在高は、臨時財政対策債、中小企業高度化資金債、病院事業債及び教育・福祉施設等整備事業債などが増加し、総額では前年度と比較して213億7,113万8,829円増加の1兆7,767億9,782万9,783円となっている。また、財源調整機能を有する財政調整基金及び県債管理基金の合計現在高は1,052億3,203万2,415円となり、前年度よりも154億4,168万5,259円増加している。</p> <p>このように、多額の実質収支額を計上し、財源調整機能を有する基金の現在高も増加しているが、実質収支額の中には、震災復興関連事業に係る国庫支出金及び特別交付税の過交付額が相当程度含まれており、当該分は今後返還(精算)することが予定されている。また基金現在高の増加についても、県債償還への対応や復興事業等の財源確保のための積立てである。こういった見掛けではない実質的な財政の現状と今後の見通しについて県民等にしっかりと説明しながら、なお予断を許さない状況にある財政運営について、さらに適切に対応されたい。</p>
対 応 の 状 況
<p>【担当：総務部 財政課】</p> <p>《取組内容》</p> <p>予算及び決算では、震災分と通常分を区分して各収支を明示した。また、繰越予算の状況や震災復興基金の活用状況、中期的な財政見通し等については、県政だよりやホームページ等を通じて、県民等への情報提供に努めた。(継続)</p> <p>《成果(取組結果)》</p> <p>震災分の予算・決算、繰越予算の状況、寄附金の使途や執行状況、実質収支の内訳、基金の積立状況、中期的な財政見通し等について、県政だよりやホームページで図解を交えた情報提供を行うなど、財政運営の現状や今後の見通しについて、広く県民の理解が得られるよう工夫した。</p> <p>《今後の課題》</p> <p>復旧・復興の取組には県民等の理解が不可欠であり、復興の進捗に留まらず、予算の執行状況や財源確保の状況等、財政運営全般についても、県民等に分かり易い形で一層の情報提供に努めていく。</p> <p>《平成27年度以降の取組》</p> <p>今後も震災予算の繰越事業等により、多額の実質収支が発生することが想定されることから、より一層丁寧な説明に努めるとともに、引き続き、震災予算を通常予算と区分して明示し、財政運営の状況についても分かり易い情報提供に努める。</p>

事項名：(3) 財政運営の留意点について

意見の内容

平成 22 年度から「第三期財政再建推進プログラム」に基づいて、各種の歳入確保・歳出抑制対策など効果的・効率的な予算執行に取り組み、財政再生団体への転落を回避するための努力がなされてきた。平成 23 年 3 月の東日本大震災により県財政を取り巻く環境は激変しているものの、県民所得は全体的に上昇傾向にある。県税の収入済額は、2,519 億 77 百万円で前年度と比較し 91 億 6 百万円(3.7%)の増となっており、県税収入を見る限りにおいては、震災復興事業等による景気回復基調を反映している。県税の収入未済額は 63 億 54 百万円で前年度と比較し 6 億 71 百万円(9.6%)減少しており、縮減に対しての成果が認められるものの、他の未収金についても未だ相当の額があることから、なお一層の縮減のための方策を講じる必要がある。

主要な財政指標のうち財政構造の硬直化の進み具合を表す経常収支比率と公債費負担比率については、共に前年度より硬直化が進んでいることを表している(経常収支比率 H24:93.1%→H25:96.1%, 公債費負担比率 H24:11.1%→H25:13.7%)とともに県債現在高も増加の一途を辿っていることから、本県の財政運営は予断を許さない状況が続いている。

「宮城の将来ビジョン・震災復興実施計画(再生期)」により、平成 26 年度から更なるインフラ整備や被災者支援をはじめとした復興事業の展開を行わなければならない、今後も多額の財源確保が必要となる。しかしながら、国の集中復興期間は平成 27 年度で終了する予定であり、特に事業が遅れている復興まちづくり等を今後とも継続させるためには、国の特例的な制度や支援を最大限活用するとともに、国に対して財政支援の継続を積極的に求めていく必要がある。今後は、国の震災復興関連の予算措置も次第に厳しさを増すことが予想されることから、これまで以上に庁内各部局間の連携を図り、より効果的・効率的な事業の実施に努めるとともに、国に対し更なる要望活動を実施するなど、健全な財政運営が図られるよう努められたい。

対応の状況

【担当：総務部 財政課】

《取組内容》

みやぎ財政運営戦略の着実な実行とともに、関係部局との連携により、平成 27 年度当初予算編成に向けた懸案事項協議等を実施し、財政の健全化と持続可能な財政運営に努めた。また、国に集中復興期間の延長と特例的な財政支援の継続方針を早期に示すよう強く要望した。(継続)

《成果(取組結果)》

平成 27 年度当初予算では、財政運営戦略に基づく歳入確保・歳出抑制対策を着実に進め、計画額(169 億円)を上回る財源確保対策(181 億円)を講じた。また、集中復興期間後の対応については、明確な方針が示されなかった。

《今後の課題》

集中復興期間後に県と被災市町が要する復旧・復興のための事業費は約 2.5 兆円と見積もっており、引き続き国の特例的な財政支援の継続がなければ、本県の復旧・復興は成し遂げられない状況にある。

《平成 27 年度以降の取組》

引き続き国に強く働きかけるとともに、復旧・復興過程で生じる新たな課題への対応等も含め、復旧・復興施策の見直しを適宜行い、各種基金や県独自財源の積極的な活用を図るとともに、財政運営戦略に基づき、限られた予算の復興施策への重点的配分と財政健全化の両立を目指す。

事項名：(4) 内部統制システムの構築について

意 見 の 内 容
<p>地方公共団体等の組織マネジメントに関わる課題、不適正な事務処理の改善、法令遵守の徹底等の地方公共団体がおかれた現在の状況への対応策としては、リスクの事前統制や組織マネジメントの有効性の実現という視点に基づく内部統制が有効な手法の一つであると言われている。</p> <p>一方、内部統制の整備・運用を考えた場合、全く新しい概念を導入して、既存の作業に加え新たな作業を創出するのではないかと受け止められがちである。しかし、内部統制の整備・運用は、大きな事務負担やコストを必ずしも強いるものではなく、むしろ事務の合理化や省力化に資するものである。また、地方公共団体が一つの組織として継続的に運営されている以上、その業務の中に相当の内部統制が既に存在している。例えば、事務分掌、担当者同士の相互チェック、管理者の決裁承認などである。</p> <p>しかしながら、現時点での本県組織における内部統制については、全庁的に統一化、体系化されていないほか、組織的な対応が行われていないこと、また、全ての職員にリスクに対する意識や組織的対応などの内部統制の考え方が十分に浸透していないことなど基本的な課題があると認識しており、昨年の決算審査でも意見を付したところである。県では、これらの課題に対応すべく、平成26年3月に策定した「宮城県行政改革・行政運営プログラム」の具体的推進事項の中で内部統制の整備を掲げるとともに、知事を議長とする内部統制システム推進会議を立ち上げ、全庁的な取組を開始していることは評価するものである。</p> <p>内部統制の整備・運用は、単にマニュアルや文書を作成することではなく、組織の使命・目的が達成されていることの合理的な保証を得るために、業務の中に組み込まれ、常に業務改善を伴いながら、職員の意識改革の下、全ての者によって遂行されるプロセスである。すなわち、適正かつ公正な行政運営を確立し、もって、県民の県政への信頼を確保していくことが県庁組織の使命であり、各所属・職員一人ひとりが、規範意識及びリスクに対する意識を持ち、適正な事務執行をしていくことが求められており、その合理的な保証を得るための仕組みが内部統制である。</p> <p>今後、内部統制システムを構築していくに当たっては、内部統制の推進がなぜ必要なのか、についての共通認識を職員一人ひとりに浸透させることから始めることが重要である。その上で、各所属において、管理職のリーダーシップとマネジメントの下、それぞれの組織体制や業務内容に応じてどのような内部統制の整備が必要かを見定め、取組を推進していくことを求めるものである。はじめから完璧なものを目指す必要はない。小さな取組であっても継続し、改善し続けること（PDCAサイクル）によってそれぞれの職場に合った内部統制が構築されることを大いに期待している。</p>
対 応 の 状 況
<p>【担当：総務部 行政経営推進課】</p> <p>《取組内容》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内部統制の全庁的な取組を推進するため、知事を議長とする「内部統制システム推進会議」を立ち上げるとともに、内部統制基本方針を制定した。(新規) ・基本方針に基づき、「内部統制行動計画～会計事務編～」及び「内部統制行動計画作成・運用の手引」を作成した。(新規) <p>《成果（取組結果）》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会計事務に係る行動計画を策定するため、関係部局担当者によるWGを6回開催した。 ・部局独自の内部統制への取組として、農林水産部では独自の基本方針を策定しており、出納局では会計事務に関連した研修会を開催した。 <p>《今後の課題》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内部統制システムに係る職員の意識の醸成と、行動計画に基づく取組への適切な支援を図る必要がある。 <p>《平成27年度以降の取組》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内部統制システムに係る意識の醸成や、行動計画の運用支援を行うための説明会を開催するほか、外部有識者によるセミナーの開催を検討する。

事項名：(5) 収入未済について(県税)

意見の内容

県税の収入未済額は、63億5,444万8,976円と前年度を6億7,140万7,617円(9.6%)下回り大幅に縮減されている。このうち、個人県民税においては、新たに各県税事務所に設置した「市町村滞納整理業務改善チーム」による市町村支援や特別徴収義務者一斉指定の推進、宮城県地方税滞納整理機構と連携した徴収などを行った結果、前年度に比べ約5億2千万円縮減されている。また、個人県民税以外の税目においても、被災した納税者への徴収猶予などの配慮を継続しつつ、滞納処分の強化や多様な納税手法の採用による滞納未然防止対策などの徴収努力により、前年度に比べ約1億5千万円縮減されている。縮減に向けたこれまでの取組を大いに評価するものである。

しかしながら、依然として多額の収入未済が認められることから、引き続き適切な徴収対策を継続する必要がある。特に、個人県民税については、特別徴収の拡充、「市町村滞納整理業務改善支援チーム」による支援など、「個人県民税の徴収対策は県と市町村の協働の仕事である」との認識の下で、収入未済額縮減に向け一層の積極的な取組に努められたい。

対応の状況

【担当：総務部 税務課】

《取組内容》

平成25年3月に策定した「県税滞納額縮減対策3か年計画」に基づき、収入未済額のさらなる縮減と震災復興財源確保に取り組んでいる。

同計画では個人県民税を重点税目としており、“個人県民税の徴収対策は県と市町村の協働の仕事である”との認識で県は市町村のパートナーとして積極的に支援するため、個人県民税徴収対策として次の取り組みを行っている。

① 滞納整理業務改善運動の推進(継続)

市町村単独で高い徴収率を達成することを目指して滞納整理業務改善運動を市町村に提唱し、中長期計画の策定と進行管理、滞納整理マニュアル等の整備、滞納整理手法の見直し、滞納処分の執行停止基準等の策定支援を進め、市町村が組織的に効果的・効率的な滞納整理を行う体制を整える。

② 市町村滞納整理業務改善支援チームの設置(継続)

滞納整理業務改善運動の支援活動を中心的に担う市町村滞納整理業務改善支援チームを各県税事務所に設置し、支援活動を実施する。

③ 県税職員の市町村職員併任制度の導入(新規)

県税職員が市町村職員の身分を併せ持つことにより、県と市町村が協働で個人住民税等の滞納整理を実施する。

④ 特別徴収の推進(拡充)

給与所得者に係る個人住民税の特別徴収の推進として、平成26年度から全市町村において特別徴収義務者の一斉指定を開始する。

⑤ 宮城個人住民税徴収対策会議の開催(拡充)

県と市町村が協働で個人住民税の徴収対策と復興財源確保に向けた取り組みを実施していくことをアピールするため、全市町村と県関係機関が参加する会議を開催し、市町村長等を対象とした外部講師による講演を併せて実施する。

⑥ 宮城一斉滞納整理強化月間の設定(継続)

県と市町村が連携した徴収対策を集中して実施・広報することにより、納税に対する理解の促進と新規滞納の抑制を図り、収入率の向上に寄与することを目的として「宮城一斉滞納整理強化月間」を設定する。

⑦ 宮城県市町村合同公売会の開催(新規)

宮城一斉滞納整理強化月間の一環として、県と市町村が差押している動産を協力して売却する合同公売会を開催する。

⑧ 地方税滞納整理機構による集中的な滞納整理の実施(継続)

⑨ 個人住民税の県の直接徴収の実施(継続)

⑩ 市町村職員の滞納整理技法向上を図る滞納整理研修の実施(継続)

⑪ 税務課所属の徴収特別指導員による市町村からの滞納整理に関する相談受付(継続)

《成果（取組結果）》

- ① 滞納整理業務改善運動の推進については、県税事務所に設置した市町村滞納整理業務改善支援チームが35市町村に対して、計画の策定や滞納整理マニュアルの整備等について支援を行った。
- ② 平成26年度の特別徴収一斉指定は全市町村において開始し、特別徴収実施率は82.51%と前年より3.68ポイント向上した。
- ③ 宮城個人住民税徴収対策会議を11月4日に開催し、各市町村長等出席のもと、平成25年度の実績報告等を行い宮城一斉滞納整理強化月間実施宣言を採択した後、東京都主税局特別滞納整理担当部長の藤井部長が「自治体における滞納額縮減対策」について講演を行った。
- ④ 宮城一斉滞納整理強化月間（11月・12月）に県と市町村が、合同で捜索・差押え（4市町村：38件）を行ったほか、共同で催告（22市町村：9,588件）・徴収（4市町村：4件）を行った。また、新たに宮城県市町村合同公売会を11月8日に大崎市で開催し、16市町村と5県税事務所が出品した242品中205品が落札され、買受代金1,017,815円の納付があった。
- ⑤ 地方税滞納整理機構による市町村税の徴収は、23市町村841事案を引き受け滞納整理を実施した。
- ⑥ 市町村職員に対する滞納整理研修は、新任滞納整理担当研修、滞納整理担当基礎研修、滞納整理テーマ別研修及び滞納整理リーダー研修を延べ10日開催し、延べ223名の市町村職員が参加した。

《今後の課題》

- ① 滞納整理業務改善運動の推進については、市町村が組織的に効果的・効率的な滞納整理を行う体制を整えるため、引き続き支援する必要がある。
- ② 個人住民税の特別徴収推進については、平成26年度に全市町村で一斉指定を開始しているが、特別徴収拒否事業所の解消や特別徴収義務者の滞納発生について、市町村をアフターフォローする必要がある。

《平成27年度以降の取組》

「県税滞納額縮減対策3か年計画」に基づき、前記取組内容で講じた対策の継続と充実を図る。

平成27年度は現縮減3か年計画の最終年度にあたるため、目標の達成状況や徴収対策の効果等の分析・評価を行うとともに、課題やあるべき方向性を整理・検討し、新たな県税滞納額縮減対策計画を策定する。

事項名：(5) 収入未済について（県税以外）

意 見 の 内 容
<p>県税以外の収入未済額（国庫支出金等の繰越事業に係る未収入特定財源を除く。）については、県営住宅使用料及び放置違反金などにおいて、債権回収の強化や滞納の未然防止が図られ収入未済額が減少している。その一方で、返還金、特別納付金、県産材産地体制整備資金貸付金償還金、土地区画整理組合事業資金貸付金償還金に係る延滞金、母子寡婦福祉資金貸付金償還金など一般会計及び各特別会計の合計で25億6,481万6,601円と前年度を5億1,629万1,098円（25.2%）上回り大幅に増加している。これは、返還金（中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業等）及び補助金等精算返還金等、東日本大震災からの復旧・復興に関する補助事業等の不正受給などにより新たに多額の収入未済が発生したことに加え、従来からある特別納付金（産業廃棄物最終処分場の行政代執行に係る費用）、母子寡婦福祉資金貸付金償還金、生活保護扶助費返還金などにおいて増加し続けていることによるものである。このため、これまでの収入未済額縮減対策、特に収入未済額縮減推進会議での取組を充実・強化することに加え、東日本大震災に係る復旧・復興に関する補助事業等において、適切な事業の進行管理及び履行確認を徹底するなど不正防止の対策を講じるとともに、新たな収入未済額発生防止に努められたい。</p>
対 応 の 状 況
<p>【担当：総務部 行政経営推進課】 《取組内容》</p> <p>県税以外の収入未済額については、収入未済額縮減推進会議を年に3回開催し、「収入未済額の縮減に向けた債権管理の取組方針」に基づき、収入未済額が前年度を下回るよう進行管理を行うとともに、滞納の未然防止や債権回収の強化、適切な債権管理に全庁一丸となって取り組んでいる。また、債権管理・回収の知識等を深めるため、弁護士を外部講師として招き、具体的な債権管理が行えるよう私債権にテーマを絞った債権管理研修会を開催したほか、地方機関への訪問指導や債権回収会社（サービサー）の情報提供を行うなど業務支援の充実を図っている。</p> <p>なお、債権担当課（室）においては、債務者への電話や文書、訪問による催告を行い債権回収にあたるほか、回収不能と判断した債権については適宜、不納欠損処分を行うなど適切な債権管理に努めている。</p> <p>主な債権の取組概要は、以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・[生活保護扶助費返還金] <ol style="list-style-type: none"> ① 定期的な訪問、電話や文書による催告を行うなどの納入指導（継続） ② 履行延期特約承認の申請による分割納入の指導（継続） ③ 収入未済者一覧表の作成や収入未済の定期報告による進捗状況の管理（継続） ④ 時効が到来した債権の不納欠損処分（継続） ・[母子寡婦福祉資金貸付金償還金] <ol style="list-style-type: none"> ① 「意識改革プログラム」や「取組指針」を策定の上、債権管理の統一的な事務処理要領とマニュアルを作成（新規） ② 滞納の未然防止策として、申請時だけでなく償還開始時における借受人、連帯借受人、連帯保証人との面接による償還指導（継続） ③ 夜間・休日訪問等による催告の強化（継続） ④ 一部納付や訪問徴収による納付の促進（拡充） ・[中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業返還金] <ol style="list-style-type: none"> ① 補助事業者向け説明会の機会を活用し不正受給防止の注意喚起（新規） ② 補助金支出に係る関係資料等の再点検の実施（新規） ③ 債務者の資力回復及び保有資産の状況把握（新規） ④ 継続的な納付催告・指導及び訴訟による債権回収の検討（新規） ・[県営住宅使用料等] <ol style="list-style-type: none"> ① 退去滞納者・連帯保証人に対する催告・臨戸訪問・面談の強化（拡充） ② 口座振替利用の促進及び多様な納付方法の検討（拡充） ③ 債権放棄や不納欠損処分などの適切な債権管理（拡充） ④ 悪質滞納者への適切な法的措置の実施（継続） ・[放置違反金] <ol style="list-style-type: none"> ① 債務者に対して最低5回の催告（継続） ② 債務者宅への臨戸訪問の実施（継続） ③ 警察署協議会等のあらゆる機会を利用した広報対策の強化（継続） ④ 預貯金や自動車等の差押えの実施（継続）

《成果（取組結果）》

主な債権の取組結果は、以下のとおり。

・[生活保護扶助費返還金]

定期的な訪問や電話、文書による催告等により平成26年度の収入未済額縮減目標額19,460千円に対して3月末時点で8,719千円縮減した。

・[母子寡婦福祉資金貸付金償還金]

申請時や償還開始時だけでなく、それ以外にもこまめに連絡を取り、債務者の生活状況の把握や償還指導を行い、一部納付や訪問による現金徴収など柔軟な対応による納付を促進したことにより平成26年度の収入未済額縮減目標額16,694千円に対して3月末時点で13,692千円縮減した。

・[中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業返還金]

不正受給事案について債権回収へ向け、保有資産調査を行ったが換価可能資産は確認されず、納付催告・指導を継続的に実施しているが資金繰りに窮しており、縮減はできなかったが、破産事案分で配当があり、残額について不納欠損処分をしたことにより平成26年度の収入未済額縮減目標額628,211千円に対して3月末時点で4,078千円縮減した。

・[県営住宅使用料等]

口座振替（利用率：80.3%）の利用や臨戸訪問（1,796件）等により納付を促したほか、悪質滞納者への法的措置（明渡訴訟：8件、支払督促：5件）の実施や債権回収会社への業務委託、不納欠損処分により平成26年度の収入未済額縮減目標額50,235千円に対して3月末時点で98,860千円縮減した。

・[放置違反金]

催告や臨戸訪問、預貯金等の差押え等により、平成26年度の収入未済額縮減目標額9,004千円に対して3月末時点で9,331千円縮減した。

《今後の課題》

これまで各債権担当課（室）において、滞納の未然防止や債権回収の強化等を図り収入未済額の縮減に努めてきたが、震災関連の新たな収入未済額の発生や資力に乏しい債務者の分割納付の長期化等による影響から収入未済額が増加傾向にある。また、収入未済額縮減推進会議において取組事例の紹介や研修会の開催などを通じ、債権管理・回収の実務支援に努めているが、各債権の性質により事情が異なることから債権管理・回収の手法等が活かされていないケースもある。

震災からの復興を成し遂げるため、また、財政健全化のためには財源の確保は極めて重要であることから、各債権担当課（室）における取組の強化や各債権区分に応じて法的措置や債権回収会社を活用するなど、より一層の取組が必要になる。

なお、生活保護扶助費返還金については、債権管理マニュアルの取扱いを徹底するとともに時機を失することなく収入等を把握し、返還金等が発生しないようにしていくことが必要である。

母子寡婦福祉資金貸付金では、現年度の収入未済額が過年度の縮減額を上回る状態が続いており、過年度分においても債務者の状況が様々であることから、統一した基準を共有し債権管理の効率化や強化を図る必要がある。

中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業返還金では、不正受給事案の補助金返還までには、相当の期間を要することが見込まれることから、納付催告・指導を行うとともに資力調査を継続的に実施し債権回収に繋げることが必要である。

《平成27年度以降の取組》

収入未済額縮減推進会議では、「収入未済額の縮減に向けた債権管理の取組方針」に基づき、引き続き収入未済額の進行管理や研修会の開催、法的措置や債権回収会社を活用するための情報提供等の業務支援を行い、各債権担当課（室）の収入未済額が縮減されるよう積極的に取り組んでいく。

債権担当課（室）においては、申請時等における償還指導を入念に行い、滞納の未然防止に努めるほか、収入未済発生初期から文書・電話・訪問等による催告を行い、早期の債権回収に努めるとともに、悪質滞納者等には支払督促等の法的措置を講じ、債権回収の強化を図っていく。また、回収が困難な債権については、適宜、債権放棄等により不納欠損処分を進めていく。

なお、生活保護扶助費返還金については、定期的に収入申告義務についての周知を行うとともに、受給者宅への訪問を実施するなどして収入把握に努め、新たな過払い額が発生しないよう防止に努めていく。

母子寡婦福祉資金貸付金では、「意識改革プログラム」及び「取組指針」に基づき、作成した統一的な事務処理要領（マニュアル）により、縮減に向けた収入未済の未然防止や収入未済発生時の対応、債権の分類化など適切な債権管理を行うほか、対策会議や研修会等を開催し、職員の意識改革に努めるとともに、債権管理のノウハウやスキルの向上を図っていく。

中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業返還金では、継続的に納付催告・指導を行いながら、資力回復状況の把握と訴訟提起の検討を行い、早期の回収に努めていく。

事項名：(6) 会計事務処理の遅延、誤り等について

意 見 の 内 容
対 応 の 状 況
<p>収入に関する事務の関係では、調定遅延、督促遅延、使用料の算定誤り等が見受けられたほか、支出に関する事務の関係では、二重払、支払遅延及び支出金額の誤りなどによる加算金等の支払い等が認められた。組織として、複数の職員で確認すれば防止できる単純ミスが依然として発生していることから、今後早急に職場内のチェック体制を強化するとともに、職員の人事異動時の事務引継ぎの徹底、職員研修の充実、出納局及び本庁主務課による会計事務指導の強化などに取り組み、適正な会計事務執行に努められたい。また、平成25年度行政監査結果報告書でも述べたとおり、行政監査の監査対象から旅費システムを含む財務会計システムの改善に関する意見が多くあったことから、事務の適正化・効率化や職員の負担軽減の観点からもシステムの改善及び旅費制度の見直しについて検討されるよう強く要望するものである。</p>
<p>【担当：出納局 会計課】 《取組内容》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期監査の結果を受け、主管課長補佐（総括担当）会議を実施し、指摘の認められた所属のみならず、指摘の内容や原因等について、全部局に具体性を持たせた説明を行い、全ての所属に対し指摘内容を伝達し未然防止に努めていただくよう指示した。（継続） ・ニュースレターを発行し、前年度の会計事務指導検査結果や監査結果を周知するとともに、新年度から適用された規則等を掲載した。また、よくある質問コーナーを設け、日頃、所属から寄せられることの多い質疑、回答を掲載するなど、会計事務の理解促進に努めている。さらに、新たに各地方公所で実践されている「適正な会計事務の執行に向けた取組事例」を紹介した。（継続・新規） ・会計課内でワーキンググループを実施、会計事務の効率化や適性化について検討を行っている。（継続） ・全庁的に財務総合管理システム機能改善調査を実施し、現行システムに対する要望を取りまとめ、分析している。（新規） ・今まで実施してきた旅費システム研修の内容を見直し、知事部局・教育庁・警察ごとに分け、より実践的な内容にした。また、初任者だけではなく、以前から要望があったベテラン職員を対象にした研修も実施した。（拡充） ・旅費制度の改善に関する要望が多い事項について、各都道府県の取扱い状況を確認した。（継続・拡充・新規） <p>《成果（取組結果）》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所属において会計事務に関する会議の際に、ニュースレターを資料とした、会計事務処理の確認事項に監査の指摘事項を活用したなど、会計事務の適正化、ミスの未然防止に活用している報告がされている。 ・全庁的調査を実施したことにより、現行システムの改善要望を把握することができた。 ・旅費システム研修を延べ38回実施した <p>《今後の課題》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・監査委員からの指摘のとおり、組織として、複数の職員で確認すれば防止できる単純ミスが発生している。担当者の会計事務に対する理解の向上とともに、管理監督者の決裁の厳格化及び地方出納員の出納審査体制の強化が必要であると考える。 ・将来的なシステム改善に向けては、費用対効果を考慮しながら、関係各課と連携して進めていく必要がある。 ・旅費制度の見直しについては、国、他の都道府県の状況を踏まえながら、実費弁償の観点、職員の負担軽減等様々な点を考慮して検討する必要がある。 <p>《平成27年度以降の取組》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会計事務の手引き及び審査事務の手引きの見直しを行い、内容を充実させていく。 ・ニュースレターを活用し会計制度の分かりやすい周知に努め、事務ミスの軽減を図っていく。 ・ワーキンググループ内で、会計事務ミスの削減、会計事務の適正化、効率化を図るための方法について、引き続き検討を行っていく。 ・財務総合管理システム機能改善調査の結果を基に、今後のシステム改善に向けて検討していく。 ・現場の声を取り入れながら更により実践的な研修内容を目指す。 ・旅費制度について、国、他の都道府県の状況を詳細に分析するとともに、職員の意見も踏まえて、見直しの可能性について具体的に検討していく。
<p>【担当：出納局 会計指導検査室】 《取組内容》</p> <p>職場内のチェック体制の強化については、地方出納員研修において内部統制のあり方、不適正事例の紹介、内部統制の実務と審査事務等内部統制に重点を置くとともに、審査事務の指針となる「審査のポイント」を説明・配付することにより各地方公所における自律的チェック体制の構築を図った。（新規・拡充）</p> <p>職員研修の充実については、会計職員研修において、内部統制実務によるリスク防止策やケアレスミスの多い項目に着目した内容にする等研修内容を見直し、会計職員の適正かつ迅速な事務処理の促進を図った。更に移動相談会を平成27年度本格実施に向け試行的に実施した。（拡充）</p> <p>会計事務指導の強化については、「審査のポイント」を活用した検査内容の強化、事前システム審査の充実及び疑義事項への速やかな回答を行う等を実施し、きめ細やかな指導を行った。更に今年度は個別訪問支援指導を指導依頼のあった地方公所以外に前年度の指導検査で評価点の低かった地方公所なども選定して個別指導を行った。（拡充）</p>

平成 25 年 10 月 17 日付けで各地方公所に「会計事務の適正な執行の促進について」を会計指導検査室長名で通知したことから、重点事項として、標語の掲示、チェックシートの作成、執務環境等の取組状況について指導検査時に調査し、優良な取組事例について平成 27 年 1 月発行のニューズレターで紹介するとともに各種チェック表を作成した。(拡充)

平成 26 年度会計事務指導検査結果概要、適正な会計事務の執行に向けた当室の取組みについて、平成 27 年 4 月 8 日の主管課長補佐会議で報告するとともに、各主管課に対して地方公所の会計事務の適正な執行について注意を促した。平成 27 年度事業概要を説明し、協力を依頼した。(新規)

《成果（取組結果）》

指導検査における指摘件数は、679 件と平成 25 年度（683 件）と横ばい状況であるが、職員研修会の内容精査・充実、会計事務指導検査の充実、強化したことにより、特に不適切な誤りである C 区分は 47 件から 15 件に大幅に減少した。

《今後の課題》

指摘の内、特に不適切な誤りである C 区分は平成 25 年度と比較して減少しているが、依然として支払遅延や支給誤り等軽微な誤りは多数見受けられた。これらのほとんどは初歩的なミスであることから、今後も研修内容の充実、個別訪問支援指導・検査の充実・強化や職員ポータル等による情報提供や注意喚起を行い、各地方公所における自律的チェック体制の構築等を図っていく必要がある。

《平成 27 年度以降の取組》

会計事務に関する研修・指導・検査の充実・強化について引続き取り組むとともに、移動相談会の充実を図る。また平成 27 年 7 月から内部統制システムが導入される。会計事務の一層の適正化に的確に対応していくため、地方公所における内部統制の実務面への支援及びモニタリング（実践状況の確認と指導への活用）を実施する。

事項名：(7) 入札・契約に係る執行について

意 見 の 内 容
<p>入札・契約に係る事務の執行では、工事請負契約及び委託契約において、契約執行者以外の者が予定価格を訂正するなど、制度の理解不足による不適切な取扱いが認められた。今後このようなことがないように、制度に関する知識習得及び職場内のチェック体制の強化を図り、再発防止に努められたい。また、入札及び契約については、一般競争入札が原則であることを踏まえ、契約の競争性・透明性・公平性を確保するとともに、社会・経済情勢を慎重に見極めながら、随時必要な制度の見直しに努められたい。</p> <p>なお、入札事務については、事務手続の誤りによる入札の延期及び中止等が散見される。入札の延期や中止によって、応札者の事務負担の増加や工事施行の遅延等が生じることから、会計制度全般への精通に向けた不断の努力を怠らず、チェック体制の強化も含め、こうした手続ミスの未然防止に努められたい。</p>
対 応 の 状 況
<p>【担当：出納局 契約課】 【建設工事関係】</p> <p>《取組内容》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 入札・契約制度の見直しについては、一般競争入札を原則としつつ、震災後急増した入札不調の対策として、引き続き入札・契約事務の簡素化及び建設業者の入札参加機会の拡大等の検討を行うとともに、これまでの制度改正の効果を検証し、制度の見直しを行った。(継続) ○ 入札の中止等の未然防止については、契約担当職員及び新任経理・技術職員を対象とした研修会を開催し、入札制度について説明を行ったほか、8 月及び 3 月に仙台市・大崎市・登米市において入札・契約制度研修会を開催し、入札制度の改正について説明するとともに、手続きの錯誤等による入札中止の防止について注意喚起した。(継続) ○ 平成 26 年 5 月に文書により、入札中止事例を紹介し、照査のポイントを提示するとともに、複数職員による照査の徹底及び契約課職員による照査補助について、各発注機関に通知し、再発防止に努めた。(新規) ○ 契約事務手続きの錯誤の未然防止のため、具体的な着眼点を記載した入札参加条件設定調書・入札公告確認シートを作成の上各発注機関に通知し、内部チェック体制の強化を図った。(継続) <p>《成果（取組結果）》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 入札・契約制度について、配置技術者の専任期間の緩和や手持ち対象工事の拡大、予定価格 1 億円未満の工事への総合評価落札方式原則適用等の制度改正を行った。 ○ 入札の中止の件数は、平成 24 年度 42 件（うち本庁 17 件）、平成 25 年度 31 件（うち本庁 6 件）、平成 26 年度 24 件（うち本庁 7 件）と減少している。

- 一般競争入札における入札不調の発生率は、平成 24 年度 29. 2 %、平成 25 年度 25. 4 %、平成 26 年度 21. 1 %と低下している。
- なお、再入札等を実施した結果、平成 25 年度中に未契約となった工事は 77 件に減少し、平成 25 年度の実不調率は 7. 5 %となっている。

《今後の課題》

- 復旧・復興工事の円滑な施工確保を図るため、今後も発注部局と連携し、総合的な対策の中で必要な入札・契約制度の改善策を検討していく必要がある。
- 錯誤による入札中止の未然防止については、引き続き入札・契約制度の周知と内部チェック体制の強化を図る必要がある。

《平成 27 年度以降の取組》

- 入札・契約制度の見直しについては、制度改正の効果を検証し、発注部局と連携して、総合的な対策の中で必要な入札・契約制度の改善策を検討していく。
- 入札の中止等の未然防止については、研修会等において制度内容の周知及びチェックシートを活用した複数職員による照査の徹底を図るとともに、入札中止の未然防止の重要性を説明し、ケアレスミスの未然防止の注意喚起を行っていく。

【物品調達・役務関係】

《取組内容》

- 物品及び役務調達において、入札公告や仕様内容の錯誤、電子調達システムの操作ミス等が原因で、入札を中止している案件が確認された。このため、全所属に対し「物品等の調達に関する入札公告中止案件の縮減について」により注意喚起を行うとともに、「入札公告事務に関するチェックリスト」を活用して、更なる組織的なチェック体制の強化を図った。(継続)
- 会計事務研修会、電子調達システム操作研修会やニュースレターを通じ制度等の周知徹底を図るとともに、引き続き会計事務指導検査へ契約課職員を同行させ、ヒューマンエラーの発生原因に関する詳細な把握を行った。(継続)
- 役務調達契約に係る契約解除において、契約書に違約金等条項がなかったものや、違約金条項があるにもかかわらず、違約金を徴していなかった案件が確認された。再発防止のため、契約書の追加条項を示し適正な契約締結について通知を行った。(新規)

《成果（取組結果）》

- 入札中止件数については、平成 27 年 3 月末現在において、物品は 14 件（対前年同月比：△ 3 件，18 %の減）、役務調達は 18 件（対前年同月比：△ 19 件，51 %の減）となっている。
- 会計事務指導検査への同行については、10 地方公所，3 高等学校，2 警察署，計 15 か所に対して実施した。
- 電子調達システム操作研修会について、当初（6 月）で希望者が予定数を大幅に上回り、受講できなかった職員が多かったため、追加（12 月）で開催し対応した。

《今後の課題》

- 活用しているチェックリストの運用状況の評価及び必要に応じた改善を継続的に実施する等、再発防止に万全を期す必要がある。

《平成 27 年度以降の取組》

- 引き続き会計指導検査へ同行し、エラーの発生原因に関する詳細な把握・分析等を行い、再発防止策の一層の拡充に努める。
- 会計事務研修会や電子調達システム操作研修会を通じ、担当職員の能力を向上させ、ヒューマンエラーの再発防止に努める。

事項名：(8) 公社等外郭団体の自立化について

意見の内容
<p>公社等外郭団体については、県議会「県出資団体等調査特別委員会」からの提言を踏まえ、「第Ⅲ期宮城県公社等外郭団体改革計画」に基づき、早急な経営改善又は組織の在り方検討が必要な団体への重点的な指導等により、団体の自立的経営確立に向けた取組や統廃合を含めた組織の見直しがなされてきている。これまでの成果に加え、経営環境の変化を踏まえて新たに策定した「第Ⅳ期公社等外郭団体改革計画」に沿って、県の財政的関与の適正化や団体の自立化が図られるよう、より一層の取組強化に努められたい。</p>
対応の状況
<p>【担当：総務部 行政経営推進課】 《取組内容》 ・第Ⅲ期公社等外郭団体改革計画に基づき、公社等が自ら経営改善のための数値目標を設定し、事業実施後の実績評価を行い、その結果報告に対して県が指導・助言を行う「経営目標・評価事業」を実施した。(継続) ・経営改善が必要な公社等、組織や事業のあり方を検討する必要がある公社等の3団体を対象に、「公社等外郭団体経営評価委員会」による調査・審議を実施し、委員会から出された意見に基づき、必要な助言・指導を行った。(継続) 《成果（取組結果）》 ・公社等の自立的運営を促進するため、委託金・補助金・負担金による県の財政的関与について、段階的な縮減に努めてきた結果、平成25年度は6,843,429千円(前年度比81.8%)となった。 ・「改善支援団体」として、平成25年度に「公社等外郭団体経営評価委員会」による調査・審議を実施した3団体については、平成26年度から2団体が収支状況等の改善によって「自立支援団体」となった。 《今後の課題》 ・平成25年度決算において、当期正味財産の増又は当期利益を計上している団体が、前年度に比べて4団体減っており、引き続き経営改善に向けた取組を支援する必要がある。 《平成27年度以降の取組》 ・新たに策定した「第Ⅳ期公社等外郭団体改革計画」(平成26～29年度)に基づき、引き続き公社等への県の関与の適正化及び自立的運営を促進するとともに、「公社等外郭団体経営評価委員会」による調査・審議に基づき、公社等の経営改善を図る。 ・「第Ⅳ期公社等外郭団体改革計画」の中間見直しに当たっては、計画の進行管理を行うため、所管部局ヒアリングを実施し、適切な改革計画の実施を図る。</p>

事項名：(9) 県民等への説明と関係部局間の連携について

意見の内容
<p>事務事業の執行に当たっては、取組状況について県民向けに「見える化」を図るとともに、成果重視や費用対効果などの面においても、一層県民の視点に立った施策展開に努められたい。</p> <p>また、業務遂行に当たっては、数多くの復興関連事業を円滑に推進していくためにも、引き続き県組織が一体となって震災復興に取り組む必要がある。このため、関係部局間及び本庁・地方機関間において、各種会議や庁内情報基盤等を活用するなどして、情報の共有化を図るとともに、一層の連携強化に努められたい。</p>
対応の状況
<p>【担当：震災復興・企画部 震災復興政策課】 《取組内容》 ・震災復興計画の再生期以降の実施計画改訂に当たり、部局横断的な検討が必要な課題について連携して施策検討を行った。(継続) ・震災復興本部会議(H26年度は10回開催)や政策調査員等会議などを適宜開催し、復興を進めるに当たっての現状や課題について共有を図り、県庁一丸となって復旧・復興を進める体制確保に努めた。(継続) 《成果（取組結果）》 今年度、政策課題を選定し、各政策課題に沿った施策について、部局横断で検討を行い、その検討結果を実施計画の改訂に反映した。 《今後の課題》 復旧・復興が進む中で、復興需要の低減など、解決すべき新たな課題が生じる状況にあり、継続して全庁一丸となって復興を推進することが必要である。 《平成27年度以降の取組》 次年度以降の施策のほか、必要に応じて部局横断的な対応を図るとともに、全庁一丸となった復旧・復興の取組が可能となるよう、復興の進捗や課題に係る情報の共有に努めるとともに、我が県の地方創生総合戦略の検討についても同様に取り組む。</p>

事項名：(10) 東日本大震災からの復旧・復興について

意見の内容

東日本大震災に係る復旧・復興事業の推進に当たっては、宮城県震災復興計画に基づき、時代を先取りした「創造的な復興」の具現化に向けて、被災者の生活再建、産業の再生と雇用の場の確保、教育環境の維持向上、保健・医療・福祉の充実、各種社会資本整備等を迅速かつ計画的に推進していくことが強く求められている。

このため、被災市町に最大限の支援を行いながら、一日も早い復旧・復興に向け全力で取り組むとともに、引き続き関係市町村と連携した施策の推進、財源確保及び実情に即した復興支援制度運用に係る国への要望などに努められたい。併せて、広く県民等の協力と理解を得て復興事業を進めていくため、事業の進捗状況等の県民等への周知について、より工夫をされたい。

また、東日本大震災の発生から今日までの経験及び対応した事項については、将来の大規模災害に備えるための教訓として全国に情報発信をしていくことも本県の使命である。このため、東日本大震災を風化させないためにも、復旧・復興の進捗状況に加え、震災に係る本県のこれまでの経験や対応などについて、市町村や民間の取組なども併せた情報の発信に努められたい。

さらに、東京電力福島第一原子力発電所の事故による放射能問題については、損害賠償や風評被害対策も含めて、きめ細かな対応を行うとともに、積極的な情報提供により、県民の安全・安心と信頼の確保に努められたい。

次に掲げる項目については、特に重点的に取り組まれたい。

対応の状況

【担当：震災復興・企画部 震災復興政策課】イ復旧・復興事業の加速化として（イ）県組織一体となった取組の推進

《取組内容》

震災復興計画の推進に向けて実施計画を改訂する中で、一日も早い復旧・復興の実現に必要な課題の解決や対応の検討を全庁的に進めた。(継続)

《成果（取組結果）》

一日も早い復旧・復興の実現に向けて必要な取組の具体化につなげた。

《今後の課題》

復旧・復興が進む中で、復興需要の剥落など、解決が必要な新たな課題が生じる状況にあり、再生期に向け継続して全庁一丸となって復興を推進することが必要である。

《平成27年度以降の取組》

次年度以降の施策のほか、必要に応じて部局横断的な対応を図るとともに、全庁一丸となった復旧・復興の取組が可能となるよう、復興の進捗や課題に係る情報の共有に努める。

【担当：震災復興・企画部 震災復興政策課】イ復旧・復興事業の加速化として（ロ）復興モデルの構築に向けた取組の推進

《取組内容》

・震災復興本部会議（H26年度は10回開催）や政策調査員等会議において、復興を進めるに当たっての基本的な考え方について共有を図り、県庁一丸となって復旧・復興の推進に努めた(継続)。

・震災復興計画の再生期以降の実施計画策定に当たり、復興計画の基本理念である「『復旧』にとどまらない抜本的な『再構築』」を進め、「創造的な復興」を具体化するために必要な施策の検討を行った。(継続)

《成果（取組結果）》

今年度、政策課題の選定と各政策課題に沿って「創造的な復興」に向けた施策について、部局横断で検討を行い、その検討結果を実施計画の改定に反映した。

《今後の課題》

「創造的な復興」の実現には、各地域、各分野の取組が必要である。また、事業の進捗や「地方創生」の取り組み、社会情勢の変化を踏まえながら継続して検討や事業の推進を図ることが必要である。

《平成27年度以降の取組》

次年度以降の施策検討の過程を通じて、復興計画の基本理念でもある「『復旧』にとどまらない抜本的な『再構築』」を進め、「地方創生」の取り組みも加味して「創造的な復興」を具体化できるよう努める。

【担当：総務部 人事課】イ 復旧・復興事業の加速化として（ハ）事業の進捗に合わせた組織及び人員体制の見直し 等

《取組内容》

復旧・復興業務を加速化させるとともに、社会経済情勢の変化や行政需要の動向など県を取り巻く環境に機動的に対応するため、組織体制の改編や定数配分の見直しを行った。
(継続)

《成果（取組結果）》

・震災翌月の平成23年4月に、震災復興計画の策定・推進や復興施策の総合調整等を行うため、企画部を「震災復興・企画部」とし、震災復興本部会議の運営や国との調整等、復興の推進役を担う「震災復興推進課」を新設したほか、当該部内の既存組織の再編を行った。その後、随時、次の課室を新設したのに加え、既存組織についても班を新設するなど体制の強化・拡充を行った。

(震災対応のため設置した課室)

設置日	課室名	設置目的
H23.4.22	震災復興推進課	震災復興本部会議の運営や国との調整等、復興の推進役を担うため。
H23.7.1	震災援護室	応急仮設住宅の整備や災害弔慰金の支給など被災者の生活再建推進のため。
〃	復興まちづくり推進室	被災市町における新しい都市計画策定等に対する支援のため。
H23.9.1	震災廃棄物対策課	災害廃棄物の処理推進のため。
H23.9.12	原子力安全対策課	福島原発事故の被害対策や女川原発周辺地域における安全対策のため。
H24.4.1	復興住宅整備室	災害公営住宅を早期に整備するため。
H24.11.1	漁港復興推進室	漁港施設や海岸保全施設の早期復旧・復興を推進するため。
H25.4.1	農地復興推進室	土地改良換地制度を活用した農地と非農用地との一体整備を推進するため。
H26.4.1	企業復興支援室	県内企業等向けのグループ補助金事業等を専門的に所管させるため。

・人員体制については、既存事業の見直しを図りながら、生み出された人員を復旧・復興事業に再配分してきたほか、復旧・復興という一時的な業務量の増加に伴うマンパワー不足を解消するため、条例定数を平成25年4月に300人、平成26年4月に100人増員し、全国自治体への職員派遣要請・受入や任期付職員の採用等を積極的に行った。また、震災復興を推進しながら、新たな行政需要等にも対応していくため、平成27年2月に「定員管理計画（再生期）」を策定し、震災対応事業の中心を担う土木職を30人程度増員する目標を定めた。

《今後の課題》

・現行の組織・人員体制の検証を随時行い、同時に復興以外の新たな業務への対応も図りながら、最優先課題である復旧・復興への取組みをなお一層迅速かつ円滑に進めていく体制づくりが必要である。

《平成27年度以降の取組》

- ・平成28年度の土木職の採用については、定員管理計画（再生期）に基づき、退職者補充分に震災対応分を加えて進めていく。
- ・復旧・復興事業の本格化に伴い、平成27年度においても更なる人員確保が必要となるが、引き続き任期付職員を積極的に活用していくほか、発災から4年が経過する中、震災が風化しないよう、各方面への派遣要請を強力に行っていく。
- ・復旧・復興に向けた取組みが本格化する中で、事業の進捗状況等を常に把握するため、各部局との連絡調整を密にしながら全庁的な調整を進めていく。

【担当：総務部 雇用対策課】ロ 被災者対策として（イ）被災者の働く場の確保

《取組内容》

平成26年度は、緊急雇用創出事業全体で、約2万人の雇用創出を図ることとしている。

緊急一時的な短期の雇用機会の創出については、震災等緊急雇用対応事業等により、県及び市町村が直接雇用若しくは委託事業を実施している。また、安定的な雇用機会の創出については、産業政策と一体となって雇用面から支援を行う宮城県事業復興型雇用創出事業を実施し、事業期間全体で約3万人の雇用創出に向けて取り組んでいる。(拡充)

《成果（取組結果）》

緊急一時的な短期の雇用機会の創出については、雇用期間が1年以上の有期雇用を想定している生涯現役・全員参加・世代継承型雇用創出事業を含め約8,000人の雇用創出目標に対し、平成27年2月1日現在で8,216人の雇用数となっている。また、事業期間全体で約3万人の雇用創出に向けて取り組んでいる事業復興型雇用創出事業については、地盤沈下のかさ上げ対策に時間を要している沿岸部を中心に、未だ再開に向けて取り組んでいる事業者や本格的な事業再開にまでには至っていない事業者がいるものと推察されるものの、受付を開始した平成24年2月から平成27年3月末日（速報値）までに申請のあった雇用者数は、29,541人に達しており、被災地における安定的な雇用機会の創出に大きな効果をもたらしている。

《今後の課題》

緊急雇用創出事業については、事業期間が原則平成26年度末までとされていたが、震災により甚大な被害を受け、再生期にある本県においては、地盤沈下のかさ上げ対策に時間を要している沿岸部を中心に、安定的な雇用機会の創出に対する支援だけでなく、緊急一時的な短期の雇用機会の創出に対するニーズも大きいことから、国に対し基金の積み増し及び事業期間の延長を要望してきた。加えて、今後も、復興の状況に応じて、事業期間の延長など柔軟な対応が行えるよう国に対し要望していく必要がある。

《平成27年度以降の取組》

国に対し基金の積み増し及び事業期間の延長を要望してきたところ、国の平成27年度予算において、事業復興型雇用創出事業及び震災等対応雇用支援事業の積み増しと事業期間の1年延長が盛り込まれたことから、制度をできる限り効果的に活用し、必要な雇用機会の創出に努めていくこととする。

具体的には、被災地における雇用機会の確保は、被災地の地域経済全体の再生のためにも大変重要であることから、引き続き事業復興型雇用創出事業を活用した安定雇用創出に全力で取り組むこととしている。加えて、震災により甚大な被害を受け、再生期にある本県においては、仮設住宅の見守り事業や行政のマンパワー不足の解消などの面で緊急一時的な短期の雇用機会の創出する震災等対応雇用支援事業についても、引き続き効果的な活用促進に取り組むこととしている。

【担当：保健福祉部 健康推進課】 □ 被災者対策として（□）被災者の健康管理及び心のケア

《取組内容》

- 仮設住宅等入居者健康調査事業の実施（継続）
- 特定健診・保健指導の対象となっていない18歳以上39歳以下の住民に対して基本健診、詳細健診を行う市町村への補助（継続）
- 仮設住宅入居者等に対して歯科保健、食生活・栄養改善に関する相談・指導等を行う法人等への補助（継続）

《成果（取組結果）》

- 仮設住宅等入居者健康調査によって心身の健康状態に問題を抱えた方を把握し各種支援につなげた。（平成26年度調査対象者数、プレハブ仮設住宅13,042世帯・民間賃貸借上住宅14,485世帯）
- 18歳以上39歳以下の住民に対し基本健診（受診者数11,148人）、詳細健診（受診者数10,869人）を実施した。
- 歯科保健（6市町、45回、649人）や食生活・栄養改善（11市町、栄養相談会324回、4,882人、戸別訪問1,885件）に関する集団指導や相談会等を実施し応急仮設住宅等での健康な生活の維持・増進を支援した。

《今後の課題》

- 市町村のマンパワーが不足していることから、関係機関・団体がより一層緊密に連携し、健康調査によって把握された要支援者に対する支援体制を強化していく必要がある。

《平成27年度以降の取組》

- 仮設住宅等における生活が長期化することにより、様々な健康課題の発生が懸念されることから、引き続き健康調査や各種健康支援事業を実施するとともに、関係機関・団体の情報共有・連携に努めていく。
- 災害公営住宅入居者に対しても健康調査を実施し、健康状況の把握と必要な支援に努めるとともに、運動や健康な食事をとおして絆の形成を促進する取組を行う。

【担当：保健福祉部 障害福祉課】ロ 被災者対策として（ロ）被災者の健康管理及び心のケア

《取組内容》

○みやぎ心のケアセンターの運営（継続）

〔 運営主体 公益社団法人宮城県精神保健福祉協会
設置場所 平成23年12月 基幹センター（仙台市）、平成24年4月 地域センター（石巻市・気仙沼市） 〕

○仙台市が行う被災者の心のケア事業に対する補助（継続）

○東北大学大学院医学系研究科予防精神医学寄附講座の設置（継続）

○精神障害者アウトリーチ推進事業（震災対応型）の実地（継続）

○県保健福祉センターの研修事業の実施（継続）

○保健所の精神保健福祉相談、アルコール等の専門相談（継続）

○ひきこもりに関する相談支援等（継続）

《成果（取組結果）》

○みやぎ心のケアセンターの運営

専門職による住民支援（平成26年4月～平成27年3月分：対面相談 5,569件、電話相談 1,566件）、メンタルヘルス講演会・サロン活動等による普及啓発、自治体職員の支援者を対象としたメンタルヘルス研修やスキルアップ研修会の開催等、保健所、市町村、関係機関・団体等との連携を図り、被災者等に対するきめ細やかな各種支援を実施した。

○仙台市が行う被災者の心のケア支援事業に対する補助

訪問活動の強化や各区役所における「こころの相談」（平成26年4月～平成27年3月分：対面相談 2,614件、電話相談 2,004件）、仮設住宅健康相談会、サロン活動等を実施した。

○東北大学大学院医学系研究科予防精神医学寄附講座の設置

平成23年10月設置。人材育成と調査研究を「みやぎ心のケアセンター」と連動して実施した。

○精神障害者アウトリーチ推進事業（震災対応型）の実施

精神科医療機関等4団体に委託し実施した。（平成26年4月～平成27年3月分：訪問 1,482件、電話相談 838件、個別支援会議 2,456件、関係機関調整 152件）

○県精神保健福祉センターの研修事業の実施

従来の研修だけでなく、引き続き震災関連（自死対策含む）研修を実施（平成26年度 復興期の心のケア対策研修会2回、精神保健福祉講座4回、地域自死対策研修会2回、アルコール関連問題研修 1回実施）

○保健所の精神保健福祉相談、アルコール等の専門相談の実施

従来の相談だけでなく、引き続き震災関連の内容を含め相談を実施した。（平成26年度 145回実施）

○ひきこもりに関する相談支援等の実施

ひきこもり地域支援センター（平成26年1月、県精神保健福祉センターに設置）において、ひきこもりに関する相談支援等を実施した。（平成26年4月～平成27年3月分：電話相談 128件、来所相談 272件、家族会の開催 12回）保健所においても、ひきこもりに関する専門相談を実施した。（平成26年度 78回実施）

《今後の課題》

- 被災者の心のケアは長期的な支援が必要であり、継続的な支援を行うための財源確保と、応急仮設住宅での生活の長期化や生活再建が進む中での生活環境の変化等により、うつ病、アルコール関連問題、自死の増加が危惧されることから取組の強化が求められる。
- 行政、民間団体等の支援関係者のネットワーク、連携体制の強化が必要である。
- 市町村、社会福祉協議会等の職員、サポートセンターの生活支援員等の支援者のメンタルヘルスに関する支援等も重要である。

《平成27年度以降の取組》

- 「みやぎ心のケアセンター」のほか仙台市等が行う被災者の心のケア対策事業に対する補助を継続する等、被災者の心のケアの充実を図る。
 - ・東北大学大学院医学系研究科予防精神医学寄附講座における人材育成と調査研究事業を継続する。
 - ・精神障害者アウトリーチ推進事業（震災対応型）を継続し、精神病症状を呈している方等に対する支援を強化する。
 - ・保健所精神保健福祉相談、アルコール専門相談、ひきこもりに関する相談支援等を継続する。

【担当：保健福祉部 子育て支援課】 □ 被災者対策として（ハ）子どもの心のケア及び家庭・学校・地域教育のフォロー

《取組内容》

- ①子どもの心のケアチーム活動（児童精神科医、臨床心理士等により構成）が巡回し相談に対応するほか、保育所等でのガイダンスを実施（継続）
- ②子どもの心の健康サポート事業（市町が実施する乳幼児健診の会場へ臨床心理士を派遣。母子の様々な相談に対応）（継続）
- ③保育士等への研修事業（直接子どもたちと接する機会の多い保育士等に対する研修を実施）（継続）
- ④東日本大震災中央子ども支援センターへの事業委託（継続・新規）
 - ・被災地児童の支援ニーズの把握と支援の実践（継続）
 - ・ニーズ調査に応じた、児童精神科医による相談機会の提供や、研修会等の実施（継続）
 - ・普及啓発パンフレット作成と市町村等へ配布（継続）
 - ・調査研究事業（新規）

《成果（取組結果）》

- ①子どもの心のケアチーム活動
沿岸地域の小中学校を全校訪問し、ニーズを把握。また、述べ92日、126か所の訪問を行い、児童精神科医による保育士、保健師等へのスーパーバイズを実施
- ②子どもの心の健康サポート事業
1市5町 述べ53回、53人の臨床心理士を派遣。個別の相談に応じたほか、保健師等への助言等を実施
- ③保育士等への研修事業
保育所、幼稚園、小学校教職員等向けの研修会など延べ20回開催
- ④東日本大震災中央子ども支援センターへの事業委託
 - ・幼稚園、学校等延べ546か所程度訪問。児童精神科医延べ38人を派遣。プレイメイクを29回実施
 - ・児童精神科医、臨床心理士等を講師とし、保育士・幼稚園教諭等を対象に延べ23回の研修会を開催
 - ・子どもの心のケアに資する絵本を沿岸地区250か所に配布。また、普及啓発パンフレット「子どもの心のケア」を2種各30,000部作成

《今後の課題》

- ・被災し、心に深い傷を負った子どもの心のケアについては、就学等又は成人等により途切れることのないよう、中長期的に取り組まなければならない。
- ・今後、子どもの心のケアの中心は、市町村保健福祉担当と学校になるものと考えられ、保健福祉担当と学校教育担当との連携をより一層強化する必要がある。

《平成27年度以降の取組》

- ・上記取組内容記載の事業の実施（継続）
- ・保健福祉部と教育関係機関の連絡会議（子どもの心のケア対策庁内連絡会議及び地域連絡会議）（継続）
- ・震災後5年目を迎えての子どもの心のケア活動の総括を目的とした報告会の開催（新規）

【担当：教育庁 義務教育課】ロ 被災者対策として（ハ）子どもの心のケア及び家庭・学校・地域教育のフォロー

《取組内容》

- 仙台市を除く全公立中学校141校に、スクールカウンセラーを配置した。（継続）
- 仙台市を除く全市町村教育委員会34市町村に、スクールカウンセラーを派遣し、域内のすべての公立小学校に対応できるようにした。（継続）
- 各教育事務所・地域事務所に1名または2名の専門カウンセラーを配置し、児童生徒のいじめや不登校、学校不応や発達障害等に関する相談や助言を行った。（継続）
- 心のケアに関する研修会を行った（外部人材活用を含む）。（継続）
- スクールソーシャルワーカーを19市町にのべ33名配置した（市町村委託事業）。（拡充）
- 学校教育活動復旧支援員を6市町に14名配置した（市町村委託事業）。（拡充）

《成果（取組結果）》

- スクールカウンセラーを公立中学校には1校当たり年間約39日間配置した。また、公立小学校には1校当たり年間約18日間派遣した。
- スクールカウンセラーの全相談件数はのべ38,668件、全相談人数はのべ43,821名であった。（事務所専門カウンセラーの相談件数、相談人数を含む）
- ケア宮城との連携による研修会を1市町で1回、小・中学校研修会を11回行ったほか、事務所研修会を10回、県教委主催の研修会を4回行った。
- スクールソーシャルワーカーの活用を図り、委託市町内の小・中学校316校（小学校207校、中学校109校）、児童生徒606名に対応することができた。その結果、家庭や学校、関係機関等との連携を図ることができ、児童生徒や保護者の心のケアを図ることができた。
- 学校教育活動復旧支援員を配置した結果、児童生徒の心のケアや登下校の安全の確保ができたほか、教員や保護者への助言等を行うことができた。

《今後の課題》

- 県内在住のスクールカウンセラーが不足しており、沿岸部には県外臨床心理士会から派遣されたスクールカウンセラー等を配置・派遣している状況であり、県内在住のスクールカウンセラーの人材を確保する必要がある。
- スクールソーシャルワーカーについても、更なる人材を確保する必要がある。

《平成27年度以降の取組》

- スクールカウンセラーの全公立中学校への配置及び全市町村教育委員会への派遣について、継続を図る。
- スクールソーシャルワーカーの委託市町村を増やすほか、人材の確保に努め拡充を図る。

【担当：教育庁 高校教育課】ロ 被災者対策として（ハ）子どもの心のケア及び家庭・学校・地域教育のフォロー

《取組内容》

- 県立高等学校へのスクールカウンセラーの配置。（継続）
- 県立高等学校へのスクールソーシャルワーカーの配置。（拡充）
- 不登校・発達支援相談室（総合教育センター内）の開設，24時間いじめ相談電話の開設。（継続）
- 学力状況調査の実施（高校1・2年生を対象。学校生活全般や心の有り様に関する質問項目により，震災後の生徒の生活状況や心身の健康状態等についての推移の把握）。（継続）
- 東日本大震災による被災生徒が本県の公立高等学校入学選抜の受験を希望する場合は「東日本大震災の被災に伴う区域外就学者の受験に係る措置」を定め弾力的に対応している。（継続）

《成果（取組結果）》

- 全県立高等学校（75校）及び特別支援学校（3校）へのスクールカウンセラーの通常配置に加え，被災地域の高校への特別配置。
- 県立高等学校へのスクールソーシャルワーカーの配置を3校（H25）から13校へ拡充。
- 不登校・発達支援相談室において来所相談や電話相談を実施。業者委託により時間外のいじめ電話相談に対応。
- 学力状況調査結果から，震災後の心と体の安定について地域による大きな差は見られず，また，前年度に比べて安定した生活を送るようになってきている。

	1年	2年
毎日同じくらいの時刻に就寝している	79.3 % (74.6 %)	77.1 % (75.0 %)
体調はよい	85.5 % (81.7 %)	85.1 % (80.0 %)
食欲はある	93.1 % (90.5 %)	93.1 % (89.7 %)
学校生活に充実感や満足感がある	80.2 % (79.5 %)	75.6 % (72.4 %)
勉強に集中できる	56.3 % (49.9 %)	51.4 % (45.8 %)

（ ）内はH25

- 平成26年度入学選抜における「東日本大震災の被災に伴う区域外就学者の受験に係る措置」による出願者は32名（H25：12名）であった。

《今後の課題》

- 有資格者の確保が難しくなっており，スクールカウンセラー，スクールソーシャルワーカー及び電話相談員等の確保が課題となっている。
- 震災から4年が経過したものの，今後も生徒の学習状況や生活状況等を見守っていく必要がある状況が続いていることから，長期的な視点に立ち，現在の取組を今後も継続していく必要がある。

《平成27年度以降の取組》

- 現在の取組を継続する予定。
- 県立高等学校へのスクールソーシャルワーカーの配置については，学校配置を基本としながら，他の高校においても必要に応じて配置できる仕組みとする予定。

【担当：教育庁 生涯学習課】 □ 被災者対策として（ハ）子どもの心のケア及び家庭・学校・地域教育のフォロー

《取組内容》

○国の委託事業「学びを通じた被災地の地域コミュニティ再生支援事業」を活用し、全額国庫負担で「協働教育プラットフォーム事業」・「放課後子ども教室推進事業」を実施し、家庭・地域の教育力の向上や活性化を図るとともに、地域全体で子どもを育てる環境の整備を行った。（拡充）

《成果（取組結果）》

○「協働教育プラットフォーム事業」は31市町村で実施した。「放課後子ども教室推進事業」は18市町村52教室で実施した。県内各地域において、学びを通して、多くの人々が交流するようになり、地域の間関係が構築され、地域が活性化するとともに、子どもを見守る大人が増え、地域の教育力の向上が図られた。

《今後の課題》

○震災から4年を経過していることから、「協働教育プラットフォーム事業・放課後子ども教室推進事業」の現状と課題について分析・考察を行い、今後の事業の在り方とそれを進めるための具体的方策について検討する必要がある。

《平成27年度以降の取組》

○「協働教育プラットフォーム事業」は32市町村で実施する。「放課後子ども教室推進事業」は18市町村59教室で実施する。家庭・地域・学校が強い絆で協働し、子どもを育てる仕組みづくりを積極的に推進し、家庭・地域の教育力の再構築に努めてまいりたい。

【担当：警察本部 交通企画課】 □ 被災者対策として（ニ）被災地の交通安全及び生活安全の確保 等

《取組内容》

○県警においては、被災地における交通安全を確保するため、災害に強い交通安全施設の整備を推進するとともに、交通機動隊特別交通対策係による被災地での災害廃棄物搬送車両等の搬送経路における警戒活動、及び地元小中学校児童・生徒に対し通学路において保護誘導活動を行っているほか、緊急雇用創出事業により雇用した自転車安全利用等指導員及び高齢者等安全指導員を運用した交通安全教育等、多角的な安全対策を推進している。（継続）

○ダンプカー等震災復興関係車両の急激な増加に伴う交通障害（交通事故を含む）を防止し、安全・安心な震災復興を実現するため、ダンプカー等震災復興関係事業体、同車両運転手の対策「復興の喜色い旗」なびかせ運動」を県下で展開した。（継続）

《成果（取組結果）》

○被災地9警察署管内の交通事故発生状況
平成26年1/1～12/31：発生件数4,653件、死者34人（対前年比－323件、－7人）
（震災前3年の平均交通事故発生件数5,351件、死者39人、－698件、－5人）
前年対比及び震災前3年間平均と比較し、死者数、発生件ともに減少している。

○震災により滅灯した交通信号機の整備復旧状況
罹災交通信号機272基中、復旧対象259基の整備復旧を完了している。（100％）

※街区消失等により復旧不要な13基は整備対象外とした。

○災害に強い交通安全施設の整備状況

信号機電源付加装置

- ・自動起動発動発電機 平成26年度 16基（総数201基）
- ・リチウム電池式 平成26年度 53基（総数297基）

を整備した。

○特別交通対策係及び沿岸分駐隊の運用（平成27年4月1日～）

復興事業の本格化等により交通環境が悪化している被災地の安全・安心を確保するため、交通機動隊に特別交通対策係6名、沿岸分駐隊6名を配置し、被災地警察署等管内の交通の安全と円滑の確保に係る活動を実施している。

○自転車利用者等に対する交通安全広報啓発活動等

緊急雇用創出事業により雇用した自転車安全利用等指導員を運用し、街頭において、自転車利用者等に対する交通安全広報啓発活動等を実施して自転車利用者を中心とした道路交通者のルール遵守とマナー向上を図り、もって自転車等が関係する交通事故防止活動を実施している。

活動実績：街頭指導～328日、広報啓発声かけ～5,091,264回（平成26年4月～平成27年3月末）

○高齢者に対する交通安全教育の実施

緊急雇用創出事業により雇用した高齢者等安全指導員を運用し、交通安全教育車（2台）や歩行シミュレーターなどを活用した参加体験・実践型の交通安全教育等を実施している。

活動実績：実施回数～411回、参加人員～34,589人（平成26年4月～平成27年3月末）

○“復興の喜色い旗”なびかせ運動

県下の震災復興関連事業体のダンプカー等車両4,444台が“復興の喜色い旗”（黄色い旗）を掲出させ運動を展開している。

《今後の課題》

被災 9 警察署では、交通事故の発生件数、死者数ともに減少しつつあるものの、災害復興計画は平成 26 年度に「復旧期」から「再生期」に至り、ますます交通流量の増大が予想されることから、今後も被災地において震災復興計画に連動させた形で、自治体や住民等のニーズに応じた交通安全施設の整備を図るとともに、仮設・復興住宅等における交通安全教育の充実を図り、被災地における交通事故防止を図っていく必要がある。

《平成 27 年度以降の取組》

被災地の各自治体において策定している震災復興計画と連動させた交通安全施設整備等の諸対策を進めるとともに、飲酒運転違反等の悪質危険違反の取締りを継続的に推進するなど交通規範意識の向上を図るほか、昨年設定した「交通事故多発重点エリア」に対する警戒力を集中投入して重大事故が発生する前に予防的に防圧する「先行対策」を講じ、被災地の交通安全の確保を一層強化していく必要がある。(継続)

【担当：警察本部 生活安全企画課】 □ 被災者対策として (二) 被災地の交通安全及び生活安全の確保 等

《取組内容》

県警においては、被災地における安全・安心の確保のため、仮設住宅等で生活している被災者に対する各種防犯情報の提供や防犯指導、被災地域の街頭パトロール活動を強化しているほか、震災により崩壊・減少した防犯ボランティア団体の組織化、活性化を促進するとともに活動の支援を行うなど、安全・安心確保のための各種警察活動を推進している。(継続)

《成果（取組結果）》

○被災地域（被災 9 警察署管内）の犯罪発生状況

平成 25 年：9,573 件（前年比 + 52 件，+ 0.5 %）

平成 26 年：9,576 件（前年比 + 3 件，+ 0.03 %）

※平成 26 年の発生は、前年と比較して微増したものであるが、住民が不安を感じる空き巣、忍込み等侵入犯罪は前年比 - 57 件，11.4 %減少した。

【参考：県全体の犯罪発生状況】

平成 25 年：19,369 件（前年比 - 192 件，- 1.0 %）

平成 26 年：18,630 件（前年比 - 737 件，- 3.8 %）

○防犯情報の提供

・みやぎセキュリティーメールの発信

平成 26 年：1,000 件

セキュリティーメールの受信希望者に対し、県内で発生した犯罪発生情報等を配信し、犯罪被害の未然防止と防犯意識の高揚を図っている。

・防犯チラシ、ポスター等の発行

平成 25 年：15 種 352,000 部

平成 26 年：11 種 167,500 部

防犯チラシ及びポスター等を作成の上、県内の仮設住宅、学校及び職域等へ配布し、振り込め詐欺等の犯罪被害防止を図った。

○青色防犯パトロール車両による巡回活動（県内全域）

平成 25 年度：警備員 132 名，車両 66 台

平成 26 年度：警備員 136 名，車両 68 台

○仮設住宅における防犯活動の活性化

地域防犯サポーターの委嘱～ 255 地区，347 名（前年比+ 9 地区，- 3 名）

自主防犯団体の結成～ 76 団体（前年比+ 1 団体）

《今後の課題》

長引く仮設住宅での不便な生活によるストレス等に起因する粗暴犯罪、被災地の復旧・復興に便乗した生活経済事犯等、県民生活に関係する各種犯罪の発生が懸念されることから、関係機関・団体との緊密な連携や防犯カメラをはじめとする防犯環境の整備促進を各自治体や商工会等の団体に働きかけ、被災地の安全・安心の確保を推進する。

《平成 27 年度以降の取組》

再生期における新たな街づくりに伴い、集団移転地区や災害公営住宅をはじめとした都市整備計画に積極的に参画し、国の補助事業を活用した防犯カメラ設置等防犯環境の整備促進を継続して働きかけ、住民の安全・安心確保に努める。

【担当：総務部 人事課】ハ 市町村の復興支援として（イ）マンパワーの確保対策

《取組内容》

- ・被災市町におけるマンパワー不足が深刻な状況にあることから、被災市町の要望・要請に対応し、復旧・復興業務を担う県職員を地方自治法に基づき派遣した。（継続）
- ・「市町村震災関係職員確保連絡会議」等を通じ、被災市町のマンパワー不足の状況や要望を把握するとともに、具体的に支援が必要な業務内容や職員数等についてニーズ調査を行った上で、県が任期付職員を代行採用し、被災市町へ派遣した。（継続）

《成果（取組結果）》

- ・被災市町支援のための県職員派遣については、平成 23 年度は 11 人、平成 24 年度は 24 人、平成 25 年度は 36 人、平成 26 年度は 38 人を派遣した。平成 27 年度も、平成 27 年 4 月 1 日現在、6 市 5 町に対し 40 人を派遣している。
- ・被災市町に派遣するための任期付職員については、平成 25 年 1 月から随時採用し、平成 27 年 4 月 1 日現在、8 職種 242 人を 6 市 5 町に派遣した。

《今後の課題》

- ・震災から 4 年が経とうとしているが、復興事業の本格化に伴い、被災市町村において継続的な人員確保が必要と考えられることから、県としても、被災市町に対する人的支援を可能な限り継続していく必要がある。
- ・任期付職員の採用に当たっては、特に土木等の技術職において全国的に人材不足の状況であることから、必要人員の確保を図っていく必要がある。

《平成 27 年度以降の取組》

- ・被災市町におけるマンパワー不足の状況について、「市町村復興関係職員連絡会議」等を通じて細やかに確認を行うとともに、必要なニーズに対応できるよう、県としてできる限りの人的支援を引き続き行っていく。
- ・任期付職員の募集に当たり、各自治体や各関係団体等に対し協力を積極的に働きかけるとともに、様々な広報媒体の活用等を通じ、引き続き人材の確保に取り組んでいく。

【担当：総務部 市町村課】ハ 市町村の復興支援として（イ）マンパワーの確保対策

《取組内容》

- ・平成 24 年 6 月に「市町村復興関係職員確保アクション・プラン」を定め、市町村震災関係職員確保連絡会議を設置して具体的な取組みを検討。（継続）
- ・都道府県ごとに重点的に支援いただく沿岸部市町を定めて職員派遣を要請。全国の都道府県知事及び政令指定都市市長に知事親書で要請するとともに知事自らも電話で要請。また、前年度に引き続き岩手・福島と合同で、被災市町の首長とともに県幹部職員が各都道府県を訪問し、市長会の会議等において首長に直接要請。（継続）
- ・前年度に引き続き、県職員の派遣に加えて、平成 27 年 3 月 1 日までに県が任期付職員を 237 人採用し、沿岸部市町へ派遣。（拡充）
- ・比較的震災の被害が少なかった内陸部市町村や復興が比較的進んでいる仙台市にも沿岸部市町への職員派遣の協力を求めるため、県幹部職員が各市町村を訪問して職員派遣を要請。（拡充）
- ・沿岸 4 市町（石巻市、気仙沼市、女川町及び南三陸町）による合同任期付職員採用試験を実施し、仙台市のほか、東京都、大阪市及び名古屋市で業務説明会や面接試験を実施。（新規）

《成果（取組結果）》

- ・市町村震災関係職員確保連絡会議を設置して様々な取組を始めた平成 24 年 6 月 1 日の時点で、全国からの派遣職員は 478 人、沿岸部市町が採用した任期付職員等は 16 人、合計 494 人の職員を確保していたが、平成 27 年 3 月 1 日現在では、派遣 982 人、採用 328 人、合計 1,310 人となっており、816 人の増となった。
- ・内陸部市町村からの派遣職員数は、平成 25 年度末 21 人から平成 27 年 3 月 1 日現在 30 人となっており、9 人の増となった。
- ・平成 26 年度の復興関連事業等を行う上で不足している人数は、平成 26 年 4 月 1 日の時点で 331 人だったが、平成 27 年 3 月 1 日現在では 113 人の不足人数を解消して 218 人となった。

《今後の課題》

- ・平成 27 年度も復興関連事業のピークが続く、平成 26 年度よりも約 50 人程度の必要人数の増加が見込まれており、継続的なマンパワーの確保が必要。
- ・全国の自治体は、行政改革の中で職員数を削減してきており、さらなる現職の職員派遣をする余力は小さいと見込まれることから、任期付職員など現職公務員以外での職員確保が必要。

《平成 27 年度以降の取組》

- ・策定時からの状況変化を踏まえて「市町村復興関係職員確保アクション・プラン」の見直しを行うとともに、引き続き「市町村復興関係職員確保アクション・プラン」に基づいて職員確保の各取組みを行っていく。
- ・現職公務員だけでなく公務員OBや民間から広く人材を採用するなどありとあらゆる方策により職員確保を図るとともに、年金制度の改正に伴う再任用職員の活用や任期付職員を採用し、被災自治体へ派遣する取組みを全国の自治体に要請していく。
- ・各都道府県市区町村担当課等担当者、全国の市町村人事担当者等を被災市町に招待し、1泊2日程度で被災市町の生活環境や復興状況を視察することで職員派遣への理解を深め、充足人数の増加を図る取組を行う。

【担当：農林水産部 農業振興課】ハ 市町村の復興支援として（ロ）市町村と連携した復旧・復興事業や産業再生支援の推進 等

《取組内容》

○市町村等と連携し、次の内容について実施した。

①平成24年9月28日に国から復興推進計画の認定を受けた民間投資促進特区（農業版）（通称：農業特区）について、新たな農業法人の設立や民間企業との連携による経営の大規模化、企業参入など、沿岸部における地域経済・社会の復興と雇用の創出につなげるため、県と津波被災を受けた11市町が連携し、農業特区制度の活用推進を図った。

（継続）

②復興に向けたまちづくり・地域づくりのための復興整備事業について市町と共同で復興整備計画を作成し、東日本大震災復興特別区域法に基づく農地転用許可の特例措置の適用を受けた。（継続）

③被災地域農業復興総合支援事業（東日本大震災復興交付金）の事務手続上の課題解決に向け、関係市町と地方振興事務所を対象に推進会議を開催したほか、新規事業の計画策定に当たっては、復興庁によるヒアリング等に合わせて各市町を訪問するなどし、個別に調整を行った。また、平成28年度以降においても、沿岸部を中心に農地復旧の進捗に応じて本事業の実施が必要になると見込まれることから、事業期間の延長を国に要望した。（継続）

④全農業改良普及センター（農業普及組織）では、関係機関との連携のもと、「魅力ある農業・農村の再興」を最重点課題に位置付け、それぞれの地域の実情に応じ、震災からの復旧や生産再開等に向けた支援を行った。（継続）

《成果（取組結果）》

①農業特区については、ホームページやパンフレットによるPRのほか、戸別訪問による説明等を行った結果、平成27年3月時点で9事業者を指定している。

②13市町において復興整備計画に基づく農地転用許可の特例措置を受けている。（平成26年度末の累計197地区、488ha）その他、松島・女川両町においても復興整備計画が作成されているが、現時点では農地転用計画がないことから許可の特例措置の適用対象とはなっていない。

③関係機関の担当者レベルによる情報共有が促進され、事務手続の円滑化・迅速化につながったほか、各市町から国に対して新たに申請された事業計画についても、概ね要望どおり採択された。

④関係機関との連携のもと、9つの農業改良普及センターで合計25の「魅力ある農業・農村の再興」関連プロジェクトを課題化し、震災からの復旧に向けた支援活動にあたった。

（巨理管内）

- ・津波被災地域に新たに設立された11生産組織の法人化を支援し、7法人が設立され、それぞれ将来の営農ビジョンが作成された。
- ・いちご団地生産者においては、全151戸にきめ細やかな支援を行い、震災前の水準である12月までの収量500kg／10aを概ね達成した。

（仙台管内）

- ・仙台湾沿岸東部被災地において、組織の経営ビジョンや目標、計画作成を学ぶ「仙台農業復興塾」を計5回開催し、延べ230名が参加した。
- ・除塩復旧ほ場での水稻栽培管理技術に取り組み、収量は、津波被害を受けていないほ場の85～90％を確保した。
- ・経営拡大を目指す生産組織15経営体に対し経営方針の明確化、組織体制整備、6次産業化や園芸導入等を支援し、2経営体が法人化した。

（石巻管内）

- ・復旧ほ場の状態に応じた水稻・大豆の栽培管理を指導した結果、概ね一般ほ場並みの収量が確保された。
- ・震災後設立された法人に対して、早期に経営を軌道に乗せるため、状況変化に対応した短期経営計画の作成を支援し、4法人で作成された。
- ・6次産業化を目指す法人に対して、アグリビジネス事業の導入を支援し、新たに加工への取り組みが開始された。
- ・津波被災園芸農家の雨水による用水確保を推進した結果、8戸1法人で導入され、安定生産が可能となった。

（本吉管内）

- ・気仙沼市3地区、南三陸町4地区で平成27年度から作付が可能となることから、農用地の利用調整を行う農用地利用改善組合が設立された。また、南三陸町の3地区で経営再開マスタープランが作成された。
- ・いちごの高設栽培技術支援により適期に定植がなされ、緑色LED光照射技術等の新技術を導入しながら、11月下旬から出荷を開始することができ、経営の安定化が図られた。
- ・原形復旧した客土ほ場において、ねぎの収量確保のためにたい肥による土づくり等、基本的な栽培管理技術の定着支援を行った結果、安定生産が可能となった。

《今後の課題》

①農業特区申請後に復旧・復興工事が進み、市町においては土地利用方針に変更が生じるなど、今後、農業特区の区域（復興産業集積区域）の変更が想定される。また、事業者への周知が不足しているため、戸別訪問による説明等を行いながら、指定事業者の拡大に努める。

- ②農地転用許可の特例措置の適用が迅速に受けられるよう、復興整備計画作成に際して市町村と密接な連携を図る必要がある。また、市町の土地利用計画の変更に伴い、農業振興地域整備計画の変更手続きを速やかに行う必要がある。
- ③これまでは補助金申請・交付業務が主体であったが、今後は事業実施、計画変更、実績確認等の業務への比重が徐々に増えてくることから、関係市町等とはより一層連携・協力して取り組んでいく必要がある。
- ④復興計画の具現化に向けて継続的な支援の実施が必要である。また、営農再開した農業者や新たに設立された農業法人等に対して、営農計画の早期実現や組織の円滑な運営に向けた支援が必要である。

《平成 27 年度以降の取組》

- ①事業者へ農業特区に係る情報の周知徹底と指定に向けた申請の支援。また、必要に応じて、関係市町及び復興局と農業特区の区域変更等について協議・申請を行う。
- ②復興整備事業に係る農地転用許可の特例措置の適用を受けるため、引き続き市町村と共同で変更又は新規掲載に係る復興整備計画を作成する。
- ③本事業未実施地域への対応、事業実施中又は実施済市町への支援・指導、制度の運用改善に向けた国への要望を行う。
- ④「魅力ある農業・農村の再興」関連課題を地域の復旧・復興状況にあわせて計画修正し、担い手の育成や組織化、新たな農業構造の再編等を図りながら復興に向けた支援を継続・強化する。

【担当：農林水産部 農産園芸環境課】ハ 市町村の復興支援として（ロ）市町村と連携した復旧・復興事業や産業再生支援の推進 等

《取組内容》

- 被災農家経営再開支援事業の円滑な実施による被災農家の所得確保（市町村が事業主体）（継続）
- 東日本大震災農業生産対策事業及び宮城県農業生産早期復興対策事業による農業生産力の回復へ向けた取組（継続）

《成果（取組結果）》

【被災農家経営再開支援事業の円滑な実施による被災農家の所得確保】

- 被災農家経営再開支援事業について、平成 25 年度は被災市町 15 市町のうち、沿岸部の 11 市町（前年度と同じ）において、復興組合 25 組合（前年度から 1 組合減）による復旧作業等の実施により 1,215,762 千円が交付され（対象面積約 3,668ha 分）、被災農家の所得確保が図られた。
- 平成 26 年度については、前年から 1 市 2 町減の 8 市町から要望があり、14 復興組合で活動が行われており、昨年に引き続き、所得確保が行われている。（事業費見込額約 421,635 千円（H25 差 ▲ 794,127 千円）、対象面積 1,410ha（H25 差 ▲ 2,258ha））

【東日本大震災農業生産対策事業及び宮城県農業生産早期復興対策事業による農業生産力の回復へ向けた取組】

- 東日本大震災農業生産対策事業（国庫交付金）及び宮城県農業生産早期復興対策事業（国の交付金と併せた農業者の負担軽減措置）により、農業生産力の回復を図るための共同利用施設の復旧及び再編整備、営農再開へ向けた資機材導入を支援した。

○東日本大震災農業生産対策事業（交付率 1 / 2 等）：	平成 24 年度	交付決定	91 件、	2,634,791 千円
	平成 25 年度	交付決定	149 件、	1,571,409 千円
	平成 26 年度	交付決定	76 件、	1,267,272 千円（見込額）
○宮城県農業生産早期復興対策事業（交付率 1 / 4 等）：	平成 24 年度	交付決定	64 件、	664,250 千円
	平成 25 年度	交付決定	115 件、	550,265 千円
	平成 26 年度	交付決定	42 件、	255,542 千円（見込額）

《今後の課題》

【被災農家経営再開支援事業の円滑な実施による被災農家の所得確保】

- 被災農家経営再開支援事業については、当初、平成 23 年度から平成 25 年度までの 3 カ年の事業期間とされていたが、これまでの取り組み実績により被災農家の所得確保に有効であり、本県からの事業継続要望が国で認められ、引き続き平成 27 年も継続されることとなった。現時点においても農地が復旧せず営農再開まで至らない地域については、他の地域に比べ被害程度が甚大であることから、今後とも継続した支援が必要である。

【東日本大震災農業生産対策事業及び宮城県農業生産早期復興対策事業による農業生産力の回復へ向けた取組】

- 農地復旧と併せた着実な施設復旧、再編整備、資機材の導入
農地復旧に伴い、継続的に営農再開へ向けた取組が必要となっている。特に、「放射性物質の吸収抑制対策」や「津波被災農地の生産性回復」といった事業メニューは、今後も長期にわたり事業要望が見込まれることから、継続的な支援を必要としている。

《平成 27 年度以降の取組》

【被災農家経営再開支援事業の円滑な実施による被災農家の所得確保】

○被災農家が経営再開するまで継続的に所得の確保が図られるよう、関係市町村と連携を密にし、本事業を活用しながら最大限の支援が行えるよう取り組んで行く。

【東日本大震災農業生産対策事業及び宮城県農業生産早期再興対策事業による農業生産力の回復へ向けた取組】

○震災復興計画において、再生期も継続的に対策を実施することとなっている。また、平成 27 年度以降も事業要望に併せ、十分かつ確実に事業実施できるよう国に要望していく。

【担当：農林水産部 畜産課】ハ 市町村の復興支援として（ロ）市町村と連携した復旧・復興事業や産業再生支援の推進 等

《取組内容》

○畜産生産基盤の復旧・復興に向けた取り組み（継続）

市町村・関係団体等と連携し畜舎・家畜等の生産基盤に被害を受けた生産者に対し、経営再建や新たな生産開始を行うために必要な家畜等の導入に対し支援を実施し、震災により疲弊した畜産生産基盤の回復を図った。

※関連事業：東日本大震災農業生産対策事業

○東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う対応（継続）

本県畜産物の安全・安心を確保するために、畜産物等の放射性物質の検査、粗飼料生産基盤（牧草地）の除染作業支援及び放射性物質で汚染された粗飼料等が処分されるまでの間の一時保管等への支援を実施した。

畜産関連損害賠償が円滑に進むように、JA グループ 東京電力原発事故農畜産物損害賠償対策宮城県協議会に対して、各種資料等の提供を行ったほか、一部品目については、東京電力と直接交渉等を実施し生産者への支援を実施した。

※関連事業：給与自粛牧草等処理円滑化事業・放射性物質影響調査事業・肉用牛出荷円滑化推進事業・草地土壌放射性物質低減対策事業

《成果（取組結果）》

○畜産生産基盤の復旧・復興に向けた取り組み

生産基盤の回復に係る以下のとおり、家畜導入等を実施。

・家畜及び受精卵の導入 100 頭、32.8 千羽、95 個

○東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う対応

・放射性物質検査状況 肉用牛（牛肉 29,777 頭、生体 5,426 頭）
（H27.3.31 現在） 原乳（5 集乳施設 250 検体）
粗飼料等（牧草・稲わら等 3,332 検体）

・牧草地除染面積 約 410ha

・汚染稲わら一時保管施設等管理 54 施設

・損害賠償支払状況 請求額 約 317.3 億円 支払総額 276.2 億円（支払率 87.1 %）（H27.3.31 現在）

《今後の課題》

○畜産生産基盤の復旧・復興に向けた取り組み

施設等ハード面の整備は、整いつつあり、今後は、復旧・復興した畜産経営体の経営面等ソフト面での支援が重要である。

○東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う対応

東電事故に対する畜産関連の損害賠償請求については、賠償金の支払いが遅延していたが、支払い率は、向上した。今後も、支払い率の向上に対して継続した取組を行っていく。

牧草地の除染を実施しても、生産物（牧草）への移行がない場合について、関係機関等による対策チームを立ち上げ対応を検討しているが、知見が少ないこともあり、対応ができない場合がある。このような対応不能な場合については、経過観察等の対応等となるが、その他の対応についても検討をしていく必要がある。

《平成 27 年度以降の取組》

○畜産生産基盤の復旧・復興に向けた取り組み

被災した畜産経営体に対して復旧・復興に対して継続して支援を実施していく。

施設等の復旧した畜産経営体については、受精卵の導入などによる経営面の向上対策や経営指導等を実施していく。

○東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う対応

畜産物の安全・安心の確保するための種々取り組みを継続し、実施していく。

【担当：農林水産部 農村振興課】ハ 市町村の復興支援として（ロ）市町村と連携した復旧・復興事業や産業再生支援の推進 等

《取組内容》

津波被災沿岸地域の 8 市町から、農業の復興に向けた農地整備とあわせて、地盤沈下などにより増加が見込まれる農業用水利施設に係る維持管理費の軽減対策等の実施要望を踏まえ、平成 27 年度新規事業採択を目指し、市町及び地元関係機関と連携を図りながら、平成 25 年度から 9 地区の事業計画の策定に取り組んだ。（継続）

《成果（取組結果）》

復興再生実施計画事業 9 地区において事業計画を策定し、うち 2 地区（名取、亘理・山元地区）では事業計画の早期とりまとめが実現したことから、平成 26 年度に 1 年前倒しで採択を受け、整備事業の早期着手ができた。外 7 地区についても、計画どおり平成 27 年度新規事業採択に至った。

《今後の課題》

採択された地区のうち、多賀城、宝堰、高館、岩沼北部、岩沼西部、川前四地区については、土地改良法に基づく手続きが必要なことから、引き続き関係市町と連携し地元の合意形成を図りながら、早期の法手続き完了を目指す。

《平成 27 年度以降の取組》

平成 26 年度に追加で事業計画の策定に着手した岩沼藤曾根（太陽光）、亘理・山元第 2（太陽光）、東松島（情報基盤＋太陽光）は事業計画が策定されたことから採択申請を、仙台東（情報基盤）については、平成 27 年度内の事業採択を目指し引き続き関係市町と連携して早期に事業計画をとりまとめる。

【担当：農林水産部 農村整備課・農地復興推進室】ハ 市町村の復興支援として（ロ）市町村と連携した復旧・復興事業や産業再生支援の推進 等

《取組内容》

○東日本大震災により津波被害を受けた地域における農地・農業用施設の災害復旧事業について、市町又は土地改良区等からの要請を受け、被害調査から復旧工事までの一切を県営事業として実施した。（継続）

○地域農業の復興については、農地整備事業等により、ほ場の大区画化・汎用化の推進により地域農業の再編を図るとともに、市町の復興計画と整合性を図りながら土地利用の整序化を行った。（継続）

《成果（取組結果）》

○農地復旧（除塩含む）については、対象面積 13,000ha のうち、平成 27 年 3 月末現在で 12,303ha(95%)に着手しており、そのうち 10,994ha(85%)が完了している。また、排水機場については、対象施設 47 施設のうち、44 施設(94%)に着手しており、そのうち 43 施設(91%)が完了している。

○農地復興については、平成 25 年度から着工し、対象面積 3,789ha のうち、平成 27 年 3 月末現在で 2,765ha(73%)に着手している。

《今後の課題》

○今後の復旧・復興事業は、被害が特に甚大な沿岸区域の工事となることから、その実施に当たり、農業土木技術職員等のマンパワーの確保及び市町と連携しながら土地利用計画など地元の合意形成を図る必要がある。

○平成 28 年度以降における復旧・復興事業への国からの財政的支援の継続。

《平成 27 年度以降の取組》

○災害復旧事業については、引き続き他の自治体からの人的支援を受けながら、早期完了に向けて一層の進捗を図る。また、津波等で甚大な被害を受けた一部の地区では平成 29 年度までの復旧期間を見込んでいることから、国に対して平成 28 年度以降における復旧・復興事業への財政的支援を求める。

○津波等で甚大な被害を受けた農地や集落周辺地域においては、国に対して平成 28 年度以降における復旧・復興事業への財政的支援を求めつつ、平成 32 年度の完了に向けて農業生産基盤の整備と集落生活環境施設の整備の総合的な実施により、地域農業の復興を加速させる。

【担当：農林水産部 林業振興課】ハ 市町村の復興支援として（ロ）市町村と連携した復旧・復興事業や産業再生支援の推進 等

《取組内容》

特用林産物にかかる放射能被害対策（継続）

(1) 安心・安全な特用林産物の供給を図るため、出荷前の放射性物質検査を継続して実施している。

(2) たけのこや原木しいたけ(露地栽培)の出荷制限解除に向けて、林業普及指導員が中心となり栽培管理方法等の技術的支援を行うとともに、原木しいたけ(露地栽培)の早期生産再開を図るため、汚染ほだ木の撤去集積(125万本)及び県外からの汚染されていない原木等の購入(原木16万本、オガ粉1,350m³)を支援した。

《成果（取組結果）》

・「たけのこ」について、県内の特用林産物としては初めて、平成26年4月に丸森町(旧耕野村)で出荷制限が解除された。さらに平成27年4月に白石市全域と丸森町(旧丸森町・旧小斎村)で出荷制限が解除された。

・「原木しいたけ(露地栽培)」については、平成26年8月に登米市で県の栽培管理基準に基づき生産・管理された生産者2名について出荷制限が解除された。さらに平成27年2月に仙台市(2名)、大和町(1名)及び登米市(2名)で、平成27年4月には大崎市(1名)で出荷制限が解除され、計8名の生産者が生産を再開している。

《今後の課題》

・原木しいたけの出荷制限解除の要件となる「栽培管理」の取組をさらに普及するとともに、出荷制限解除申請に必要な検査データの収集を進めるため、生産者や市町村と連携して計画的に精密検査を実施していく必要がある。

・原木しいたけの生産再開には、放射性物質に汚染されていない安全なきのこ原木やオガ粉を県外から調達する必要がある。さらに、出荷制限解除後も放射性物質の自主検査など適切な生産管理が求められることから、生産者への継続的な支援が必要である。

《平成27年度以降の取組》

・出荷前の放射性物質検査を徹底し、安心・安全な特用林産物の供給に努めるとともに、栽培管理の取組を推進する。

・生産者や事業者が、生産再開から販売まで安心して経営再開等に取り組めるよう、県外からの原木等の購入支援を継続して実施する。また、国に対して、自主検査に必要な機器の導入や検査運営費用等についても補助対象とするよう、引き続き、制度の拡充及び十分な予算措置について要望していく。

・現在は、きのこ用原木として使用できない県内広葉樹林の再生方法を検討するため、広葉樹林の伐採・更新と放射性物質低減効果について実証事業を実施する。

【担当：土木部 防災砂防課】ハ 市町村の復興支援として（ロ）市町村と連携した復旧・復興事業や産業再生支援の推進 等

《取組内容》

公共土木施設の早期復旧を図るため、沿岸市町の災害復旧に関する業務を受託して復旧工事の一部を実施する。(継続)

また、河川、海岸施設や道路施設の災害復旧を進める上で、各市町復興計画と調整を図り進める。(継続)

災害査定において協議設計となった案件について、実施保留解除に向け協議、打合せを行った。(継続)

《成果（取組結果）》

災害査定について平成23年内で完了させることができ、本格的な災害復旧工事の着手に向け目処が立った。

また、河川、海岸施設の災害復旧計画を進めるに当たり、まちづくり計画と調整を行った。

協議設計案件について、国交省及び財務省と協議を行い、実施保留の解除(59/81)を行った。

《今後の課題》

河川、海岸施設の災害復旧工事を迅速に進めるとともに、まちづくりを進捗させ被災者の生活再建を図る必要がある。

協議設計案件について、早期の実施保留解除が行えるよう市町と連携し計画的に協議、打合せを実施する。

《平成27年度以降の取組》

協議設計案件の実施保留解除に向け計画的に協議、打合せを実施するとともに、県が沿岸市町(南三陸町)の災害復旧事業の一部を受託し復旧工事を進める。

また、引き続きまちづくり等との計画調整を、積極的に実施する。

【担当：土木部 都市計画課】ハ 市町村の復興支援として（ロ）市町村と連携した復旧・復興事業や産業再生支援の推進 等

《取組内容》

市町と共同で復興整備計画を策定する。（継続）

《成果（取組結果）》

14 市町で復興整備計画を協議するための復興整備協議会を開催し、合計 395 の復興整備事業に関する復興整備計画を公表している。（H27.4.3 公表まで）

《今後の課題》

事業段階に応じて、森林計画の変更、農地転用許可、開発許可等の追加の特例を得るため、復興整備計画の変更が必要となる。

《平成 27 年度以降の取組》

H27 においても、復興整備協議会を 1 ヶ月に 1 回、関連する都市計画審議会を 2 ヶ月に 1 回開催することとする。

【担当：土木部 復興まちづくり推進室】ハ 市町村の復興支援として（ロ）市町村と連携した復旧・復興事業や産業再生支援の推進 等

《取組内容》

被災市町が行う復興まちづくりの課題等に対し、技術的な指導、支援を行うとともに、市町職員を対象とした説明会、勉強会を実施するなど、事業化に向けた課題の解決を図ってきた。（継続）

また、被災者等が、復興に関する情報を身近で入手出来るような取組を行うほか、パネル展、出前講座、国際会議などで積極的に復興状況の情報発信に努める。（拡充）

《成果（取組結果）》

防災集団移転促進事業 大臣同意済み 195 地区（100 %）工事着手 195 地区（100 %）建築可能 82 地区（42 %）被災市街地復興土地区画整理事業 都市計画決定 32 地区（94 %）事業認可 31 地区（92 %）工事着手 27 地区（79 %）津波復興拠点整備事業 都市計画決定 12 地区（100 %）事業認可 11 地区（92 %）工事着手 8 地区（67 %）市町との情報共有を図るため、市町訪問ヒアリング、4 月と 10 月に県庁において勉強会を実施。被災市街地において、商業産業施設の誘導支援のため、復興まちづくり産業用地のカルテを作成し公表。市町と連携し東京スカイツリーや商業施設などで復興パネル展を実施。日中韓三国地方政府防災交流会議（韓国・仁川）、都市計画学会愛知県庁、埼玉県庁、東洋大学などで復興状況やまちづくりについて出前講座や講演を実施した。

《今後の課題》

復興まちづくり事業の推進とともに、住民の意向が変化してきており、事業計画の適切な規模、内容の見直しが必要である。また、国の集中復興期間が平成 27 年度で終了することから、復興予算の確保、引き続き人的支援等の継続が課題となる。

《平成 27 年度以降の取組》

引き続き市町のまちづくり支援を継続するとともに、事業の進捗に関して積極的な情報提供に努める。

【担当：経済商工観光部 産業立地推進課】ハ 市町村の復興支援として（ロ）市町村と連携した復旧・復興事業や産業再生支援の推進 等

《取組内容》

市町村との連携による合同企業訪問等を実施した。（継続）

津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金や東日本大震災復興特別区域法に基づく復興推進計画「民間投資促進特区（ものづくり産業版）」など、各種優遇制度を活用したものづくり産業の集積を図った。（継続）

《成果（取組結果）》

企業立地のためのインセンティブ（企業立地奨励金制度など）の説明や事業用地の提案等をワンストップ対応で行ってきた。

民間投資促進特区については、平成 27 年 4 月末日までに 531 社、673 件の指定を行い、その投資見込額は 4,390 億円に上っている。

津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金は、第 4 次公募（H27.4.24 公表）までに 116 件、460 億円の採択を受けた。

《今後の課題》

円安により一部国内回帰への動きはあるものの、企業活動のグローバル化に伴い、海外に進出する企業は増加しており、生産拠点の海外シフトが続いている。一方で、製造業の中には、国内の生産拠点の重要性を認識し、国内生産拠点を維持していこうとする企業も多い。このため、国内に根強い立地ニーズがあり、成長性が高く、地域に定着が期待される産業分野に的を絞って誘致活動を進める必要がある。

《平成 27 年度以降の取組》

産業再生支援については、市町村との連携が不可欠であることから、今後とも同様の取組みを継続していく。

【担当：経済商工観光部 観光課】ハ 市町村の復興支援として（ロ）市町村と連携した復旧・復興事業や産業再生支援の推進 等

《取組内容》

被災地を訪れる（訪れたい）人々への対応を行う「みやぎ観光復興支援センター」の設置

本県でしか体験できない防災・減災を目的とした研修旅行やボランティアツアーなどの希望に対して、情報提供するとともに、被災地の受入先とのマッチングをワンストップで行うセンターを設置した。センターの職員は被災地をフィールドワークし、常に最新の情報を把握している。（継続）

《成果（取組結果）》

平成 23 年 10 月から開設し、平成 23 年度（6 か月間）は 88 団体、5,668 人の受入実績、平成 24 年度は 372 団体、13,062 人、平成 25 年度は 546 団体、18,683 人、平成 26 年度は 192 団体、5,968 人と、受入実績は伸び続けており、被災地を訪れたいという人々からのニーズは依然として高いものと考えられる。

《今後の課題》

平成 27 年度からは、地域整備推進基金を財源に実施する予定であり、継続的な事業実施を視野に中期的な事業計画が求められる。また、震災遺構の保存の問題など、時間の経過とともに被災地の状況も変化してきていることから、復興状況の情報を的確に発信していくことが求められる。

《平成 27 年度以降の取組》

現状のニーズの高さから、平成 27 年度は現状の取組を維持するものであるが、同様の業務を行っている「みやぎ教育旅行等コーディネート支援センター」と組織を統合し、効率的効果的な運営を行う。

【担当：環境生活部 原子力安全対策課】二 放射能対策として（イ）徹底した放射線量測定と県民及び国内外への正しい情報の発信

《取組内容》

1 徹底した放射線・放射能の測定（継続）

「宮城県放射線・放射能測定実施計画」を策定し、総合的・計画的に放射線・放射能の測定を実施している。

（1）放射線の測定

人の生活環境を中心に、モニタリングポストによる常時監視、携帯型放射線測定器等による随時測定、学校・幼稚園・保育所等の校庭・園庭等の測定など、空間放射線の測定を幅広く行い、放射性物質の広域的な分布状況と経時的な変化の把握に努めている。

（2）放射能の測定

「食べ物・飲み物」から「産業活動に伴う環境や物」まで、広範囲にわたって放射性物質濃度の測定を実施している。

「食べ物・飲み物」については、水道水の測定のほか、生産・流通・消費の各段階における食品検査を実施している。自家栽培の野菜については、市町村が測定出来るよう、測定機器の配備と技術研修を実施している。

2 県民及び国内外への正しい情報の発信（継続）

放射線・放射能に関するポータルサイト「放射能情報サイトみやぎ」において、情報を一元化し、正確な情報をわかりやすく発信している。また、県民を対象としたセミナー等の開催、みやぎ出前講座への講師派遣、電話相談窓口の開設、各種広報誌への掲載、パンフレットの配布等を通じ、正しい知識の普及啓発に努めている。

《成果（取組結果）》

1 徹底した放射線・放射能の測定（原子力安全対策課関係分）

（1）放射線の測定

項目	成果（実績）
モニタリングポスト	・モニタリングポストを 40 台設置（原子力規制委員会設置分を含む）、24 時間リアルタイムで公開（10 分データ）
携帯型測定器	・精密型放射線測定器 116 台、簡易型放射線測定機器 88 台を市町村等に配備し、随時必要な測定を実施
航空機モニタリング	・東京電力福島第一原子力発電所から 80km 圏内及び圏外について原子力規制委員会が実施
走行サーベイ	・2 回実施（原子力規制委員会の機器）（H26 年 7 月、12 月）
学校等の校庭等	・1,532 箇所（学校、幼稚園、保育所等の校庭・園庭）（H26 年 7～8 月）
県民利用施設	・県内 9 箇所のスキー場（H26 年 12 月）

(2) 放射能の測定

項目	成果 (実績)
食品 (消費段階)	・住民持込食材の測定 5,189 点の簡易測定
一般環境	・降下物 9 件測定 (1ヶ月の累積降下物), 大気浮遊じん 3 件測定 (3ヶ月間採取した大気浮遊じん)
県民利用施設	・スキー場の雪 9 件測定 (県内 9 箇所のスキー場)

2 県民及び国内外への正しい情報の発信 (原子力安全対策課関係分)

項目	成果 (実績)
放射能情報サイトみやぎ	・アクセス数 114,887 件 (累計 1,023,225 件)
放射線・放射能に関するセミナー	・1 回開催, 参加者 41 人, 相談者 1 人, (H23 ~ H25 : 計 13 回開催 (参加者計 818 人, 相談者計 69 人))
みやぎ出前講座	・申込み団体 2 件, 参加人数 22 人 (累計 95 件, 延べ参加人数 5,254 人)
放射線・放射能の相談窓口	・相談件数 242 件 (累計相談件数 9,345 件)
各種広報誌・パンフレット等	・県政だよりにて県内の空間放射線量に関する広報を実施, パンフレット 2,000 部作成 (英語版含む)

《今後の課題》

1 徹底した放射線・放射能の測定

○除染の実施, 放射性物質の物理的減衰等により県内の空間放射線量率は低下してきており, また, 農林水産物の放射性物質濃度の基準値超過の割合も年毎に減少しているものの, 一部の食品では依然として, 基準値を超過しており, 出荷制限が継続している。

2 県民や国内外への正しい情報の発信

○電話相談窓口の相談件数は減少傾向にあり, 県民の不安は収束傾向にあると考えられるが, いまだに不安を抱く県民もいる。

《平成 27 年度以降の取組》

1 徹底した放射線・放射能の測定

○今後も県民目線に立ったきめ細かな測定を継続する。

2 県民や国内外への正しい情報の発信

○正確で分かりやすい情報発信により, 県民の不安払拭に努める。

【担当：農林水産部 水産業振興課】二 放射能対策として (イ) 徹底した放射線量測定と県民及び国内外への正しい情報の発信

《取組内容》

- ・宮城県産水産物の安全流通に資するため, 水産物の放射性物質濃度のモニタリング検査を実施。(継続)
- ・モニタリング調査において, 出荷制限魚種等の検査用サンプルが入手困難な魚種について, 県調査船により検査用サンプルを確実に採取し, 継続的な検査を行い, 早期の出荷自粛, 出荷制限の解除を図る。(継続)

《成果 (取組結果)》

- ・モニタリング検査
 - ゲルマニウム半導体検出器 2,056 件 (水産技術総合センター検査のほか, 水産庁委託事業検査を含む)
 - 簡易放射能測定装置 8,316 件 (県内の主要 5 魚市場 (石巻, 塩釜, 気仙沼, 女川, 南三陸) に簡易放射能測定装置を貸与し検査を実施)
- ※ゲルマニウム半導体検出器による検査結果は, 宮城県HP, 水産庁HP, 厚生労働省HP で公表
- 簡易放射能測定装置による検査結果は, 検査実施市町のHP 等で公表
- ・県調査船 (拓洋丸・開洋) による検査用サンプル採取 H 25.4 月から延べ 38 日間操業で 162 サンプルを採取

《今後の課題》

- ・韓国を始めとした日本産水産物の輸入禁止措置や特に関東以西での取引の敬遠など、未だに宮城県産水産物に対する風評被害が生じており、宮城県産水産物の放射性物質濃度のモニタリング検査を継続し、宮城県産水産物の安全性をPRしていくとともに、基準値を超える水産物が市場流通しないよう検査を継続する必要がある。
- ・平成27年4月現在、海域で2魚種（クロダイ、スズキ）の出荷制限指示が出されており、早期解除のため継続的な検査が必要。

《平成27年度以降の取組》

- ・宮城県産水産物の安全流通に資するため、水産物の放射性物質濃度のモニタリング検査を実施。（継続）
- ・モニタリング調査において、出荷制限魚種等の検査用サンプルが入手困難な魚種について、県調査船により検査用サンプルを確実に採取し、継続的な検査を行い、早期の出荷自粛、出荷制限の解除を図る。（継続）

【担当：環境生活部 原子力安全対策課】二 放射能対策として（ロ）市町村と連携した除染事業の推進

《取組内容》

- 1 市町村への支援（継続）
 - (1) 県除染支援チームの設置・派遣
「汚染状況重点調査地域」指定市町の円滑な除染の推進を支援するため、関係職員で編成する「除染支援チーム」を設置している。
 - ・平成23年12月21日設置
 - ・平成26年度は24回、延べ47人の職員を市町に派遣（累計205回、延べ476人派遣）
 - (2) 県除染アドバイザーの委嘱
市町村が実施する除染に対する技術的支援を行うとともに、県有施設の除染を行う上で必要な専門的知識及び技術的知見を得るため、「除染アドバイザー」を設置している。（東北大学大学院 工学研究科量子エネルギー工学専攻 石井慶造教授に委嘱）
 - ・平成24年2月22日設置
（委嘱期間 第1期：H24.2.22～H25.3.31，第2期：H25.4.1～H26.3.31，第3期：H26.4.1～H27.3.31）
 - ・平成26年度は計4回の指導・助言の実績（平成23年度～平成25年度：計17回）
 - (3) 除染研修会の開催
「汚染状況重点調査地域」指定市町の要望を踏まえ、除染に関する研修会を開催している。
 - ・平成26年度までに6回開催
 - (4) 汚染状況重点調査地域以外の市町村への支援
マイクロホットスポット対策として、市町村への測定機器の貸与・技術的支援等を行っている。
- 2 環境審議会「放射能対策専門委員会」の開催（継続）
放射線・放射能に関する測定対策や線量の高い地域の除染対策等について環境審議会に諮問し、同審議会に置かれた「放射能対策専門委員」による会議を開催し諮問内容の検討を行い、その検討を踏まえ、今後の対策等について答申を得るとともに、同専門委員から具体的な対策についての助言を得て測定や除染の取組を進めた。
 - ・平成23年12月20日諮問、平成27年3月31日答申、平成26年度までに「放射能対策専門委員会」を5回開催
- 3 除染対策連絡調整会議（継続）
県と「汚染状況重点調査地域」指定市町で構成する「除染対策連絡調整会議」を設置し、下部組織である幹事会や担当者会議などを案件がある都度開催して、指定市町相互における情報共有と連絡調整を図っている。
 - ・平成23年12月26日設置、平成26年度までに、除染対策連絡調整会議1回、同幹事会1回、担当者会議6回開催
- 4 県有施設の除染の推進（継続）
「汚染状況重点調査地域」指定市町に所在する県有施設について、各市町の除染実施計画に基づき、調整を図りながら除染を実施した。
 - ・平成24年度は県立高校や特別支援学校など8施設、平成25年度は公園1施設の除染を実施。

《成果（取組結果）》

- 除染の進捗状況（平成27年3月末現在）
 - ・除染実施計画に基づき着実に進捗、4市町で除染が概ね終了・4市町で除染を実施中
除染が概ね終了：角田市，七ヶ宿町，大河原町，亘理町
除染を実施中：白石市，栗原市，丸森町，山元町

- ・子どもの生活環境（学校・公園等）の除染を優先的に進め、学校・保育園の除染は終了し、公園等についてもほぼ終了

施設の種類	予定数	除染終了
子どもの生活環境	学校・保育園	95 施設 (100%)
	公園等	153 施設 (99%)
公共施設	432 施設	348 施設 (81%)
住宅	10,284 戸	8,559 戸 (83%)
道路	483,594 m	73,482 m (15%)

《今後の課題》

- 除染に伴い生じた除去土壌の処理について、処理基準が定められていない。

《平成 27 年度以降の取組》

- 引き続き、汚染状況重点調査地域指定市町の除染が円滑に推進されるよう支援する。
- 国に対し、除去土壌の処分基準を定める省令の早期提示を求めるとともに、その処分先の確保について、国が主体的に責任を持って対応するよう要望していく。

【担当：環境生活部 原子力安全対策課】二 放射能対策として（ハ）損害賠償対策・風評被害対策 等

《取組内容》

- 民間事業者等の損害賠償請求の支援

原発事故に係る損害賠償については、「原子力損害の賠償に関する法律」に基づく原子力損害賠償制度が設けられており、原子力事業者が無過失・無限の賠償責任を負うものとされている。

県としては、農林水産業の風評被害による逸失利益や検査費用等について、民間事業者等の損害賠償請求が円滑に進むよう弁護士会や原子力損害賠償紛争解決センターと連携し、研修会や個別相談会を開催するなどして風評被害に係る損害も含め、被害者が行う損害賠償請求を支援している。

(1) 損害賠償請求説明会・個別相談会の開催（継続）

目的：東京電力福島第一原子力発電所事故により被害を受けた民間事業者等が円滑に損害賠償請求を行うことができるよう、東京電力(株)の担当者による説明会及び個別相談会を開催し、損害賠償請求への支援を行う。

内容：損害賠償請求の説明 損害賠償請求に係る事務手続き等の説明
個別相談会 請求内容・請求方法等の具体的内容に係る個別相談

(2) 法律等研修会・個別相談会の開催（継続）

目的：東京電力福島第一原子力発電所事故により被害を受けた民間事業者等のうち、「中間指針に明示がないため損害賠償請求が認められなかった」、「東京電力の個別事情への対応が不十分である」などとする者が円滑に損害賠償請求を行うことができるよう、仙台弁護士会及び原子力損害賠償紛争解決センターと連携し研修会及び個別相談会を開催し、損害賠償請求への支援を行う。

内容：損害賠償請求の説明 損害賠償請求に係る法的理解の促進（仙台市弁護士会）
和解仲介申立の説明 損害賠償請求に係る和解仲介申立についての説明（原子力損害賠償紛争解決センター）
個別相談会 仙台市弁護士会、原子力損害賠償紛争解決センターによる個別相談

《成果（取組結果）》

- 民間事業者等の損害賠償請求の支援

(1) 損害賠償請求説明会・個別相談会の開催

実施時期 平成 26 年 5 月

参加者等 7 回開催（県内 7 圏域）、延べ 57 名が参加

成果の概要 県内産の農林水産物の風評被害等に係る損害賠償について、農林水産物の加工業者等の制度等の理解が深まり、円滑な賠償請求につながった。

(2) 法律等研修会・個別相談会の開催

実施時期 平成 26 年 9 月～ 11 月

参加者等 7 回開催（県内 7 圏域）、延べ 123 名が参加

成果の概要 東京電力福島第一原子力発電所事故により被害を受けた民間事業者等の、「中間指針に明示がないため損害賠償請求が認められなかった」、「東京電力の個別事情への対応が不十分である」などの不満や不安が一定程度解消されるとともに、損害賠償に係る法制度の理解が進み、円滑な賠償請求につながった。

《今後の課題》

- 民間事業者等の損害賠償請求の支援
 - ・民間事業者等が十分な賠償を迅速に受けることができるよう、引き続き研修会や個別相談会を実施
 - ・東京電力との直接交渉が進まない請求者の原子力損害賠償紛争解決センター和解仲介制度等の利用促進

《平成 27 年度以降の取組》

- 民間事業者等の損害賠償請求の支援
 - 県としては、今後も民間事業者等の損害賠償請求が円滑に進むよう弁護士会等の協力を得て研修会・個別相談会等を開催するとともに、必要に応じて原子力損害賠償紛争解決センター等に紹介を行うなど、被害者の損害賠償請求をきめ細やかに支援していく。

【担当：経済商工観光部 観光課】二 放射能対策として（ハ）損害賠償対策・風評被害対策 等

《取組内容》

震災以降、関東・関西でのキャラバンや昨年 4 月からの仙台・宮城観光キャンペーンの開催などにより誘客に努めてきたとともに、国内外に向けて宮城の観光の安全・安心の情報発信を継続的に行ってきた。また、風評の影響を被っている県内観光事業者への支援としては、風評の実態を把握するための調査事業を実施した。（継続）

《成果（取組結果）》

キャンペーン時に行った入込数のサンプル調査の結果では、ほぼ震災前の水準に戻るなど順調な回復を見せている。反面、本県を含む東北全体における外国人観光客の回復は遅れている。

《今後の課題》

原発事故の風評の影響が根強く残っているものと考えられ、外国人観光客の回復に向けた取組を強化していく必要がある。

《平成 27 年度以降の取組》

従来の東アジアの重点都市（中国、韓国、台湾、香港）に加えて、観光客の増加が期待できる東南アジア諸国（タイ、シンガポール、マレーシア等）や親日国をターゲットとして、具体的には東北各県や東北観光推進機構と連携し誘客事業に取り組むほか、海外から旅行会社・マスコミ等を招請して安全・安心の情報発信を図っていく。また、風評の実態を把握するための調査事業については、平成 26 年度に引き続き実施し、経過を追跡確認していく。そのほか、外国人旅行者の利便性向上のために宿泊施設や観光集客施設への無料公衆無線 LAN の設置支援にも平成 26 年度に引き続き取り組む。

【担当：経済商工観光部 国際経済・交流課】二 放射能対策として（ハ）損害賠償対策・風評被害対策 等

《取組内容》

県HPを活用した多言語（英語、中国語（繁体字・簡体字）、韓国語）による復興状況の情報発信（継続）や Facebook を活用した外国人スタッフによる外国人目線からの県内の観光、自然、食、文化等に関する英語での情報発信（新規）を行ったほか、姉妹省州等の交流関係を活かした復興状況の情報発信や食の安全のPR等（継続）を実施した。

《成果（取組結果）》

多言語による情報発信は月 1 回程度の更新に努めた。

Facebook による英語での情報発信については、外国人スタッフ等が実際県内で取材を行うなど月数回程度の更新に努めた。

姉妹省・州等との相互交流を通じた復興状況等の情報発信に努めた。

《今後の課題》

HP等を活用しながら、外国語による定期的な情報発信を継続していくことや姉妹省等との相互交流の機会を捉え、現地政府や関係機関等に、復興状況や観光情報等を継続して発信していくことが必要と考える。

《平成 27 年度以降の取組》

中国・吉林省、米国・デラウェア州、ロシア・ニジェゴロド州、台湾等と、行政機関等との相互訪問を通し、復興支援への御礼と復興状況の発信に努めていく。併せて、外国語による情報発信を継続していく。

【担当：経済商工観光部 海外ビジネス支援室】二 放射能対策として（ハ）損害賠償対策・風評被害対策 等

《取組内容》

ジェットロ仙台とともに、海外バイヤー等の利用を想定し、日英両文で「宮城県の風評被害対策」「宮城県産品の紹介」等の情報を掲載した「宮城県貿易関係企業名簿 2014」を作成した。(新規)

《成果（取組結果）》

「宮城県貿易関係企業名簿 2014」をジェットロ及び県のホームページで公表した。

《今後の課題》

海外では放射能への懸念が未だに根強いことから、本県の放射線量や食品等の安全性について、科学的なデータを含め、正しい情報を様々な機会を捉えて継続的に発信し、販路開拓につなげていく必要がある。

《平成 27 年度以降の取組》

ホームページや海外事務所等を活用した情報発信を引き続き行うとともに、ジェットロ仙台と連携し、現地のバイヤーや消費者に影響力を持つ海外メディアの招聘等を検討する。

【担当：農林水産部 農林水産政策室】二 放射能対策として（ハ）損害賠償対策・風評被害対策 等

《取組内容》

「東京電力福島第一原子力発電所事故被害対策基本方針」に定める取組方針等に基づき、農林水産業における取組を進めている。

中でも、放射性物質検査については、市町村、関係団体等の協力を得ながら、厚生労働省通知等に基づき年間を通して計画的に検査を実施し、基準値を超過した県産農林水産物が流通することがないよう安全確保に万全を期している。その上で、各団体等の損害賠償請求が円滑かつ適切に行われるよう支援するとともに、風評の払拭に向けた取組を実施している。

なお、原子力損害賠償紛争審査会の中間指針第 3 次追補（平成 25 年 1 月 30 日策定）において、本県農林水産業等の風評被害が、賠償の対象として位置付けられたことから、風評被害に係る損害賠償の円滑な実現に向けた取組も進めている。

1 風評被害対策

○風評を払拭するため、放射性物質検査を計画的に実施し、その結果を消費者や生産者に対し迅速に公表しているほか、県内や首都圏等での広報・宣伝活動等を積極的に展開している。(継続)

2 損害賠償対策

○風評によって発生した農林水産物の損害の状況を把握するなど、東京電力(株)に対して適切に損害賠償請求が行われるように情報収集・発信等の取組を進めている。(継続)

○生産者や団体等が損害賠償請求を行う際の協議や検討の場の設定、研修会や個別相談会の開催、十分な損害賠償が実現するよう国や東京電力(株)に対する要望・要請活動を実施している。(継続)

○各種団体・組織等が損害賠償請求を行う際、請求の基礎となる資料の提供や東京電力(株)との協議に立ち会うなど、円滑な交渉に向けて側面的な支援を行っている。(継続)

《成果（取組結果）》

1 風評被害対策

部内各担当課において、消費者や生産者に対し、県産農林水産物の安全性を広く公表し、県内外での PR 活動に力を入れている。その前提として実施されている農林水産物の放射性物質検査の実績については、以下のとおりである。

(1) 農林水産物の放射性物質検査実績

		平成 25 年度実績		平成 26 年度実績(平成 27 年 3 月末現在)	
		検査点数	基準値超過点数	検査点数	基準値超過点数
農産物	米	34,893	—	458	—
	麦	65	—	43	—
	大豆	1,844	—	251	—
	そば	128	—	106	—
	野菜・果樹等	3,525	—	1,986	—
畜産物	原乳	250	—	250	—
	牛肉	29,684	—	29,777	—
林産物		570	29	896	19
水産物		2,056	14	2,332	5
計		73,015	43	36,099	24

※検査点数は、前年度の検査結果をもとに計画するため増減が生じる。

(2) 検査機器の整備状況

1) 放射性物質濃度測定機器 計 37 台 [内訳:ゲルマニウム半導体検出器 3 台 NaI シンチレーション検出器 34 台]

2) 放射線測定機器 計 70 台

[内訳:NaI シンチレーションサーベイメータ 40 台,GM 式サーベイメータ 11 台,CsI シンチレーションサーベイメータ 9 台,簡易型放射線測定器 10 台]

2 損害賠償対策

(1) 農林水産関係団体の損害賠償請求状況 (平成 27 年 3 月末現在 累計)

(単位:百万円)

団体名称等	請求額	支払額	支払割合
J Aグループ 東京電力原発事故農畜産物損害賠償対策宮城県協議会	32,979	28,535	86. 5 %
宮城県森林組合連合会系統	204	183	90. 0 %
J F みやぎ 他水産業団体	7,707	7,292	94. 6 %
計	40,890	36,010	88. 1 %

※四捨五入の関係で、合計値は一致しない。

(2) 損害賠償請求支援状況

(平成 27 年 3 月末現在)

	研修会, 個別相談会	関係団体の協議会, 東京電力との協議の場への参加	要望・要請活動
平成 26 年度	<ul style="list-style-type: none"> 風評被害説明会(水産) 森林組合理事監事(賠償)研修会 損害賠償請求説明会及び個別相談会 <p style="text-align: center;">【18 回】</p>	<ul style="list-style-type: none"> J A 損害賠償協議会 賠償基準等打合せ(畜産) 県牧草地再除染チーム員会議 賠償関係打合せ(林業) 東京電力との損害賠償協議等(水産) <p style="text-align: center;">【53 回】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 福島第一原発に係る汚染水対策に関する要望 政府要望 全国知事会 北海道東北地方知事会 農林水産物の損害賠償に関する要望 <p style="text-align: center;">【8 回】</p>

《今後の課題》

- 失われた販路が十分に回復していないなど、風評の影響は続いていることから、県産農林水産物の安全性に関する理解の促進をさらに図る必要がある。
- 損害賠償について、支払率は向上してきているものの、依然として十分な支払いに至っていないことから、引き続き生産者等に対する十分な損害賠償に向けた支援が必要である。

《平成27年度以降の取組》

- 放射性物質に対する県民の不安を解消するため、引き続き、県産農林水産物の放射性物質検査を計画的に実施し、その結果の迅速な公表に努めていく。
- 農林水産物等の風評の早期払拭を図るため、新聞や各種媒体広告、食のイベントなどを活用した県産品のPR事業の実施などにより、県内外における県産農林水産物のイメージアップと一層の消費拡大を図っていく。
- 団体等に属さない個人生産者等が損害賠償請求を行う際、東京電力(株)との協議の場の設定や説明会等の開催支援を行う。
- 出荷制限指示等による実害のほか、風評被害による損害賠償請求について、引き続き関係団体等への支援を行う。

【担当：農林水産部 食産業振興課】二 放射能対策として(ハ)損害賠償対策・風評被害対策 等

《取組内容》

県産農林水産物の放射性物質検査を継続するとともに、迅速でわかりやすい情報提供と、イベントや各種媒体を活用したPR活動を実施し、県産品の信頼回復と消費拡大に努めている。(継続)

主な事業については、以下のとおり。

【宮城県産品風評対策強化事業】(事業名：みやぎ県産品魅力発信事業、県産食品信頼回復事業)

○交通施設や交通機関でのPR、主婦向け雑誌等でのPR、WEBサイトでのPR、各種イベントへの出展によるPR、メディアの招へい等を通じて、宮城県産品の信頼回復と消費拡大を図る。

【県産農林水産物等イメージアップ推進事業】

○農林水産関係団体等が行う広報PR活動に対して補助を行い、復興状況に合わせた県産品のイメージアップを図る。

《成果(取組結果)》

【宮城県産品風評対策強化事業】(事業名：みやぎ県産品魅力発信事業、県産食品信頼回復事業)

○各種広報媒体やイベントを通じた県産品のPRを行い、県産品のイメージアップを図った。

■ホームページの運営

■メディア招へいツアーの実施

・関西メディア10社の参加

■交通拠点等を活用したPR

・仙台空港旅客ターミナルビルへのバナー掲出(4～3月)

・仙台駅へのフラッグ掲出(4～5月)

■雑誌・イベントを活用した広報宣伝

・情報誌への掲載(4誌)

・イベントへの出展 首都圏3回・関西圏2回

■物産展の開催

・大阪の商業施設内において、県内事業者10社による物産展(対面販売)を実施

【県産農林水産物等イメージアップ推進事業】

○各団体が行う県産農林水産物等のイメージアップを目的とした事業に補助を行い、県産農林水産物等のイメージアップを図った。

■各団体への補助

・農業関係団体、漁業関係団体等の5団体が行った14計画に対して、補助を決定した。

《今後の課題》

風評被害に関する消費者意識の実態調査（消費者庁・平成26年10月1日公表）によれば、「被災三県（福島県、宮城県及び岩手県）製品の購入をためらう」との回答が12.9%に上っており、未だ風評被害は払拭されておらず、今後とも県産品の信頼回復と消費拡大のための取り組みを続けていく必要がある。

《平成27年度以降の取組》

消費者の信頼を得るためには、正確な情報を繰り返し発信していく必要があるため、引き続き各種の広報PRを行っていく。

【宮城県産品風評対策強化事業】（事業名：「食材王国みやぎ」魅力発信プロジェクト事業）

○県産農林水産物の安全性と「食材王国みやぎ」が誇る様々な食材について情報発信を行い、県産食材の信頼回復と消費拡大を図る。

【県産農林水産物等イメージアップ推進事業】

○農林水産関係団体等が行う広報PR活動に対して補助を行い、復興状況に合わせた県産品のイメージアップを図る。

【担当：農林水産部 水産業振興課】二 放射能対策として（ハ）損害賠償対策・風評被害対策 等

《取組内容》

震災によりシェアを失った本県産水産加工品等水産物の販売支援を強力に推進するため、より流通・販売に直結した取組を早急に支援することで、風評被害を払拭し、活気ある水産都市の復活とさらなる活力強化を目指す。（拡充）

《成果（取組結果）》

活気ある水産都市の復活とさらなる活力強化を目指し、次の4項目を柱に事業を実施した。

イ 漁業生産強化：漁業・養殖生産現場における高付加価値化を推進するため、漁獲物の船上加工等の取り組みに対し支援した。

ロ 魚市場水揚強化：商品販売力向上のための産地イメージを確立し、原料の安定確保を図るため、魚市場が実施した漁船誘致に向けた取り組みに対し支援した。

ハ 水産加工業生産強化：商談の機会を創出するため、商品及び生産技術を盛り込んだ「水産加工データベース（サカナップみやぎ）」を構築するとともに、商談の機会が限られる一次加工業者を対象にした需要開拓や実需者とのマッチングを行い、新たな販路開拓を支援した。

ニ 水産物販売強化：震災により失ったシェアを回復させるため、中央卸売市場や県外企業との連携による販路拡大に努めた他、商談会やセミナー等を開催し、生産者による販売力強化に向けた取り組みを支援した。加えて「水産加工品直売所マップ」を作成し地元での販売促進に努めた。

《今後の課題》

関東以西で風評等による取引の敬遠など、復旧した水産加工業者の売り上げが回復しておらず、継続して販路回復・拡大の支援を行い、水産加工業者の経営の安定を図り、水産加工業の復興を図る必要がある。

《平成27年度以降の取組》

これまでは、主として流通業者との商談や一般消費者向けの販売会など「場」の創出に努めてきたところである。今後は、これまでの事業を継続しつつ、安定取引に結びつけるための新たな取組として、実際に販売店や飲食店で取り扱ってもらおうとともに、「みやぎ水産の日」を核とした消費者の購入を促す支援を実施することにより、失われた販路の回復を目指す。

【担当：農林水産部 農産園芸環境課】二 放射能対策として（ハ）損害賠償対策・風評被害対策 等

《取組内容》

【農産物直売所等における風評被害の早期払拭と集客及び販売額の拡大に向けた取組】

○農産物直売所等PR事業として、スタンプラリー、雑誌やフリーペーパー等のメディアを活用したPR、消費者バスツアーを実施（継続）

○農産物直売所等における集客力や販売力の向上を目的とした専門家の派遣（継続）

《成果（取組結果）》

○農産物直売所等PR事業

・スタンプラリー：消費者に複数の直売所等を周遊してもらうため、県内の直売所等136カ所が参加し、平成26年9月1日～11月30日の期間で実施し、9,905通の応募があった。

・メディアを活用したPR：スタンプラリー期間中に、TVやラジオ、雑誌、フリーペーパーなどのメディアを活用した集中的なPRを行った。

・消費者バスツアー：仙台都市圏の消費者を農産物直売所等に案内し、その魅力について再認識してもらうとともに、話題づくりにより集客を図った。

実施地域：大崎市・美里町（32名参加）

○専門家の派遣

・12の農産物直売・農産加工組織に対し、販売戦略・商品開発・接客などについての専門家を派遣し、課題解決を図った。

《今後の課題》

- 風評被害については、未だ完全に払拭されていない状況にあることから、平成27年度以降も継続した集客及びPR活動の実施が必要である。
- 農産物直売所等の集客力や販売力の向上に向けた知識及び技術の更なる習得が必要である。

《平成27年度以降の取組》

- 農産物直売所等への集客を図るため、スタンプラリーやメディアを活用したPR、消費者バスツアーを継続して実施するとともに、新たなガイドブックを作成・配布することにより、直売所等の魅力を広く発信する。
- 農産物直売・農産加工組織の商品力や販売力の向上を支援するため、継続して各組織が抱える課題の解決に必要な専門家を派遣する。

【担当：総務部 危機対策課】ホ 将来の災害への対応として（イ）東日本大震災後の県の対応の検証・評価、宮城県地域防災計画の見直し

《取組内容》

東日本大震災の風化の防止と防災意識の向上を図るため、県、市町村、国、警察、自衛隊、消防、海上保安本部、防災関係機関等の応急・復旧対応について検証、記録した「東日本大震災－宮城県の発災後1年間の災害対応の記録とその検証－」（以下「検証記録誌」という。）を作成する。（継続）
東日本大震災での教訓や県の応急・復旧対応についての検証、さらには国の防災基本計画の修正内容等を反映させ、宮城県地域防災計画の修正を行う。（継続）

《成果（取組結果）》

検証記録誌を平成27年3月に発行し、関係機関等へ配布するとともに、県ホームページにおいて公表した。今後起こりうる大規模災害等への備えとして、県はもとより関係機関に活用していただく。
宮城県地域防災計画については、平成25年度に引き続き災害対策基本法の改正及び防災基本計画の修正が行われたことから、その内容を反映させるとともに、土砂災害防止法の改正、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」等防災に関する法令・指針等を反映させ、平成27年2月に「地震災害対策編」、「津波災害対策編」及び「風水害等災害対策編」を修正した。

《今後の課題》

東日本大震災の災害対応の記録や教訓を必要なマニュアル等の改善に反映させることで、さらに効果的な防災対策を講じていく必要がある。
未曾有の大災害となった東日本大震災クラスの災害を完全に防ぐことは不可能であるが、仮に被災したとしても人命が失われることなく、かつ経済的被害をできるだけ少なくする「減災」の考え方を基本方針とし、過去の災害での教訓を踏まえながら、衆知を集め、ハード、ソフトを組み合わせた、さらに効果的な防災対策を講じていく必要がある。

《平成27年度以降の取組》

震災の風化防止を含め、検証記録誌でとりまとめた教訓等を広く国内外に向け発信していく。
また、東日本大震災に係る検証結果や関係法令・制度の改正等を踏まえ、宮城県地域防災計画の継続的な修正を実施するとともに、各種のマニュアル・ガイドライン等の見直しや防災意識の普及啓発等を実施するなど、効果的な防災対策に向けた取組を推進する。

【担当：土木部 都市計画課】ホ 将来の災害への対応として（ロ）広域防災拠点整備の在り方検討

《取組内容》

広域防災拠点整備の在り方検討（継続）

《成果（取組結果）》

平成26年2月に策定した「宮城県広域防災拠点基本構想・計画」をより具体化するため、広域防災拠点基本設計に着手するとともに、JR貨物仙台貨物ターミナル駅の移転候補地である岩切地区において、JR貨物による各種調査が開始された。

- ・平成26年3月28日 日本貨物鉄道(株)（JR貨物）と基本合意書を締結
- ・平成26年5月28日 岩切地区において県・JR貨物の共催により住民説明会を開催
- ・平成26年6月24日 JR貨物と「仙台貨物ターミナル駅移転事業の調査設計に関する費用負担協定」を締結
- ・平成26年7月14日 JR貨物が岩切地区の環境アセスメント調査及び地質調査に着手
- ・平成26年8月12日 プロポーザル方式により「宮城県広域防災拠点基本設計」に着手
- ・平成26年10月1日 JR貨物が岩切地区の測量調査に着手
- ・平成26年12月16日 岩切地区において県・JR貨物の共催により住民説明会を開催
- ・平成26年12月27日 JR貨物が岩切地区の鉄道施設基本設計に着手
- ・平成27年3月10日 JR貨物と用地に関する覚書を締結
- ・平成27年3月13日 JR貨物が岩切地区の環境アセスメント方法書説明会を開催

《今後の課題》

J R 貨物仙台貨物ターミナル駅の移転を進めるため、その移転候補地である岩切地区において J R 貨物が実施する新たな駅計画の立案及び各種法手続を進める必要がある。

《平成 27 年度以降の取組》

引き続き宮城野原広域防災拠点整備事業の推進を図るため、仙台貨物ターミナル駅の用地取得を進めるとともに、J R 貨物による仙台貨物ターミナル駅の岩切地区への移転が円滑に行われるよう支援する。

【担当：総務部 危機対策課】ホ 将来の災害への対応として（ハ）通信手段の多様化及び情報・通信体制の整備

《取組内容》

- ① Lアラートとの連携により再構築した宮城県総合防災情報システム（MIDORI）について、適切な運用を行い防災情報の伝達、被害情報の収集等迅速な防災体制の確立を図る。また、平成 25 年 8 月に導入された特別警報に対応するためのシステム改修を行う。（新規）
- ② 復旧箇所である原子力センター及び既設箇所の 54 局（合庁 6、仙台土木 1、市町村 32、消防本部 11、防災機関 4）の衛星系防災行政無線設備の更新工事を行う。また、地上系防災行政無線設備の更新に関する調査を行う。（継続）

《成果（取組結果）》

- ① 災害時に市町村で入力された避難勧告等の情報について、MIDORI を介し Lアラートにより瞬時にマスコミ等へ情報伝達が行なわれるなど災害情報の的確な伝達が行えた。また、MIDORI のシステム改修を行い、特別警報発表時における市町村等への FAX 送信や県防災担当職員へのメール配信など特別警報に係る情報伝達が可能となった。
- ② 既設箇所の 54 局（合庁 6、仙台土木 1、市町村 32、消防本部 11、防災機関 4）の衛星系防災行政無線設備については、平成 27 年 2 月末に工事が完了し、復旧箇所である原子力センター（現：環境放射線監視センター）については、平成 27 年 3 月末に工事が完了した。また、地上系防災行政無線設備の更新に関する調査を行い、「安全性」「保守の容易性」「コスト」の面から評価し、現行の大容量無線装置を一部簡易無線装置に置き換える構成案で地上系防災行政無線設備の更新を行うこととした。

《今後の課題》

- ① MIDORI については、市町村による迅速・確実な情報入力を推進するとともに、Lアラートと連携したシステムとなっていることから情報入力者である市町村の適正・的確なシステム利用を推進する。
- ② 地上系防災行政無線設備については、設置から 19～27 年が経過しており老朽化が著しく、早急な設備更新を行う必要がある。

《平成 27 年度以降の取組》

- ① Lアラートとの連携により再構築した MIDORI について、引き続き、適切な運用を行い防災情報の伝達、被害情報の収集等迅速な防災体制の確立を図る。また、MIDORI の操作研修において、市町村防災担当職員に対し Lアラートの有効性を説明し、MIDORI への適時的確な入力を引き続き働きかけていく。
- ② 地上系防災行政無線設備について、平成 27 年度は、平成 26 年度の基礎調査結果に基づく実施設計を行い、平成 28 年度から更新工事を行う。

【担当：教育庁 スポーツ健康課】ホ 将来の災害への対応として（ニ）学校の防災マニュアルの改善と対応の徹底 等

《取組内容》

- 「みやぎ学校安全基本指針」に基づき、市町村立学校園及び県立学校における学校防災マニュアルの自校化や整備状況について、点検・確認を行った。（継続）
- 東日本大震災を語り継ぎ、震災の教訓や「みやぎ学校安全基本指針」の内容を教材化するとともに、ホームページで公開した。（拡充）
- 東日本大震災の厳しい教訓を踏まえ、学校と地域関係機関が連携した防災教育の推進及び防災体制の充実が図られるよう連携強化に取り組んだ。（継続）

《成果（取組結果）》

- 全ての市町村立学校園及び県立学校において、学校防災マニュアルにおいて自校化が図られているとともに、「みやぎ学校安全基本指針」を基にした整備が進んだ。
- みやぎ防災教育副読本「未来へのきずな（絆）」（小学校 1・2 年用、小学校 5・6 年用）を作成し、平成 27 年 3 月に各学校へ配布した。
- 昨年度設置した「みやぎ防災教育推進ネットワーク会議」の検討を経て、圏域（地域）毎防災教育推進ネットワーク会議を設置し、各市町村におけるネットワークの強化と各学校における地域学校安全委員会等の設置に向けた連携が図られた。

《今後の課題》

- 防災教育副読本の活用及び学校と地域関係機関が連携した防災教育及び防災体制の充実に向けた施策の工夫
- 各学校等における学校防災マニュアルの試行と評価、改善・改良のサイクルの確立

《平成 27 年度以降の取組》

- 「みやぎ学校安全基本指針」に基づき、市町村立学校園及び県立学校における学校防災マニュアルの自校化や整備状況について、点検・確認。(継続)
- 東日本大震災を語り継ぎ、震災の教訓や「みやぎ学校安全基本指針」の内容を教材化(幼稚園用、中学校用、高等学校用を作成)。(拡充)
- 東日本大震災の厳しい教訓を踏まえ、学校と地域関係機関が連携した防災教育の推進及び防災体制の充実を図る。(継続)

【担当：震災復興・企画部 震災復興・企画総務課】へ 国への要望として(イ)長期的な復興関連予算の確保

《取組内容》

長期的な復興関連予算の確保については、平成 26 年度の政府要望から、集中復興期間以降必要となる県と市町村の復興事業と規模を具体的に明らかにしたうえで、「集中復興期間の延長と特例的な財政支援の継続」を新たに最重要要望項目と位置づけ、国に対してその実現を強く求めている。(新規)

《成果(取組結果)》

現在までのところ、「集中復興期間の延長と特例的な財政支援の継続」に対しては、明確な回答は得られていない。

《今後の課題》

平成 28 年度以降も現在の国による特例的な財政支援等が継続されない場合、本県や被災市町の復旧・復興に大きな支障が生じる。

《平成 27 年度以降の取組》

国においては、6 月末までに平成 28 年度以降における復興支援の枠組を決定する見込みであることから、国の動向を踏まえつつ、政府要望や国との協議の場などの機会を通じ、県と市町村で今後必要となる復興事業やその規模、必要性等を具体的に説明しながら、引き続き、「集中復興期間の延長と特例的な財政支援の継続」の実現を目指してまいりたい。

【担当：総務部 財政課】へ 国への要望として(ロ)復旧・復興事業に係る繰越手続の弾力的運用

《取組内容》

昨年度の関係省庁との調整の結果、事故繰越事業の再予算化等の措置が認められたことから、今年度もその措置の継続について政府要望を行った。(継続)

《成果(取組結果)》

事故繰越事業について、再予算化や手続きの簡素化・弾力化の措置が継続された結果、事業の中断による復興事業の遅れは回避できた。

《今後の課題》

平成 27 年度への繰越については、現年予算・繰越予算を合算して 3 千億円規模になるものと見込んでおり、今後も迅速な執行を図る必要がある。

《平成 27 年度以降の取組》

多額となる繰越予算について、事業の迅速な執行と一層の進捗を図るとともに、現年予算についても着実な執行に努め、復興を推進する。

【担当：震災復興・企画部 地域復興支援課】へ 国への要望として(ハ)地域の実情を踏まえた復興支援制度の弾力的運用 等

《取組内容》

平成 24 年度に宮城県が「国と地方の協議会」において提案した「復興特区法の税制上の特例措置の期間延長」について引き続き復興庁との協議を行うとともに、要望を行った。(継続)

《成果(取組結果)》

復興庁では復興特区法の効果検証を行っていることから、それに合わせて「復興特区法の税制上の特例措置の期間延長」について復興庁と協議を行うとともに、要望を行った。

《今後の課題》

「復興特区法の税制上の特例措置の期間延長」については、被災市町からも強く要望されていることから、引き続き復興庁と協議を行うとともに、要望を継続していく必要がある。

《平成 27 年度以降の取組》

平成 28 年度税制改正において「復興特区法の税制上の特例措置の期間延長」が実現するよう、要望・協議を行う。
また、被災市町の課題やニーズを把握しながら、その解決に向けて国との調整を行っていく。

【担当：震災復興・企画部 震災復興推進課】ト 東日本大震災を風化させないための発信として（イ）各種支援機関、ボランティア等を通じた情報発信の強化

《取組内容》

震災からの復興に向けた取組や復興支援に対する感謝の気持ち、中長期的な支援の必要性などに関して、継続的に広報展開することは、震災の風化防止のために重要であり、インターネットを活用し、ホームページや復興応援ブログ「ココロプレス」、メールマガジンによる情報発信や、情報紙「みやぎ復興プレス」や「みやぎ・復興の歩み」等の印刷物、さらに「震災復興ポスター」の掲示など、様々な媒体を活用した広報を展開し、県内の関係機関、全国の自治体や支援団体等に加えて、郵便局や銀行などの民間等の協力をいただき、広く発信に努めている。（継続）

《成果（取組結果）》

「みやぎ復興プレス」（毎月1回、7千部発行）や「みやぎ・復興の歩み」（15,000部発行）などの広報紙の配布については、各自治体のほか、約20の支援団体、民間企業5社（655箇所の店舗等）の協力を得ることができた。

また、「震災復興ポスター」（4種類、延べ4万2千枚作成）は、全国の各自治体や公共交通機関等の協力により、県外を中心に約4千箇所へ配布・掲示した。

「ココロプレス」（H26年度 記事429件、アクセス数564,995件、1,547件/日）や「みやぎ復興プレス（メールマガジン版）」（H27年3月時点の送信先は1,373箇所）については、様々な機会においてPRに努め、アクセス数や配信数が増加している。

《今後の課題》

震災の風化を防ぎ、県民等がより復興を実感できるよう、被災市町の協力のもと、様々な情報を収集し、戦略的に、かつ効果的、タイムリーに発信していくことが必要とされている。

《平成27年度以降の取組》

インターネットや広報紙など、様々な媒体を活用した広報を引き続き行うとともに、全国の自治体や支援団体等の協力を一層引き出し、さらに情報発信チャンネルを増やすなど、復興情報の強化を図っていく。

【担当：震災復興・企画部 震災復興推進課】ト 東日本大震災を風化させないための発信として

（ロ）市町村及び民間のノウハウを含めた被災対応事例に係る各種情報の発信（後世への伝承） 等

《取組内容》

東日本大震災から3年が経過し、記憶の風化が懸念される中、再び悲劇を繰り返さないよう、安全で安心な県土づくりを推進するためには、震災により得られた経験や教訓を、しっかりと後世に伝承していくことが大切であり、加えて、復興に向けた様々な取組等とともに広く全国に向けて情報発信することは、各方面からの支援に支えられ復興を進めている我が県にとっての責務であると認識している。こうしたことから、平成23年10月に策定した「震災復興計画」で定める計画期間ごとに、取組等を取りまとめた記録誌等を作成することとし、平成26年度においては、「復旧期（平成23年度から平成25年度まで）」の3年間に係る記録誌の作成及び記録映像の収集等を行った。（新規）

《成果（取組結果）》

「宮城県震災復興計画」の「復旧期」における復興に向けた取組等を取りまとめた記録誌を作成し、県内外の関係機関等へ配布した（本編1,000部、概要版15,000部作成。概要版のうち3,000部は英訳版。）。概要版について、広く各方面に配布するとともに、英訳版は、平成27年3月に開催された国連防災会議等において、外国人向けにも配布するなど、積極的に情報を発信した。また、併せて記録映像の収集も行っており、今後、様々な機会を通して、情報発信することとしている。

《今後の課題》

時間の経過とともに、震災の記憶の風化が進むことが懸念され、教訓等を後世に伝承していく長期的かつ継続的な取組が必要とされている。

《平成27年度以降の取組》

今後、平成30年度において、「再生期（平成26年度から平成29年度まで）」の4年間の取組等に係る記録誌等を作成する計画であり、それに向けた各種情報の収集及び整理を行う。

【担当：総務部 職員厚生課】チ 職員の健康管理等の徹底と人材確保として（イ）職員の健康管理と交通事故防止

《取組内容》

- 1 健康管理についての注意喚起（継続）
職員及び所属長等の管理監督者に対して健康への配慮を注意喚起するとともに、セルフケアのためのストレスチェックを実施し、分析結果を所属に提供して活用を促した。また、多くの職員が参加できるよう、圏域ごとにメンタルヘルス研修会を実施した。
- 2 長時間の時間外勤務者に対する保健指導（継続）
平成25年8月から地方産業医として民間医師を選任し、復旧・復興事業が集中する地方機関の職員へのケア体制の整備を充実させ、面談による保健指導や健康相談を実施した。
- 3 定期健康診断等の実施及び受診勧奨（継続）

《成果（取組結果）》

- 1 健康管理についての注意喚起
 - (1)一般職員対象
 - ①ストレスチェックの実施（地方公務員災害補償基金事業の活用）
職員が自己のストレス状況を把握しセルフケアに役立てるためのストレスチェックをH26年6月に実施。（回答率97.4%）
個人結果を個別に通知し、併せてカウンセリング窓口の活用、医療機関の受診を勧奨した。
 - ②研修会の実施（地方公務員災害補償基金または地方職員共済組合宮城県支部との共催）
 - ・メンタルヘルスセミナー 7回実施（本庁・合同庁舎） 受講者数：延べ146人（うち市町村職員46人）
 - ・職場のメンタルヘルスセミナー 7回実施（本庁・合同庁舎） 受講者数：延べ100人
 - (2)管理監督者対象
 - ①ストレスチェック実施後の所属への支援（地方公務員災害補償基金事業の活用）
 - ・臨床心理士等の専門家の派遣 4所属
 - ・ストレスチェックの再実施 18所属（回答率94.8%）
 - ・所属単位のメンタルヘルスセミナー開催 14所属（受講者439人）
 - ②研修会の開催（地方公務員安全衛生推進協会ほか他団体との共催を含む。）
 - ・メンタルヘルスマネジメント実践研修会 受講者数：135人（うち市町村職員21人）
 - ・管理職員及び各部署人事管理担当者向けメンタルヘルス宿泊研修 2回実施（仙台市内会場） 受講者数：21人
 - ・管理監督者向けメンタルヘルスセミナー 7回実施（本庁・合同庁舎） 受講者数：延149人（うち市町村職員4人）
 - ・管理監督者のメンタル対策実践講座 受講者数：45人
 - ③管理監督者向けメールマガジン等の活用により、職員の健康状態の把握、不調サインの早期発見と適切な対応、産業医の活用などについて注意喚起している。
- 2 長時間の時間外勤務者に対する産業医の保健指導（面談）
【H26年度実績】延べ201人（うち地方機関の職員77人）
【H25年度実績】延べ128人（うち地方機関の職員59人）
- 3 定期健康診断等の実施及び受診勧奨
他の自治体からの災害派遣職員についてもほとんどの健康事業の対象者とし、任期付職員等を含む職員に対する健康診断を適切に行い、未受診者には所属長を通じて受診を促した。また、健診後の事後指導や各種健康相談における産業医の活用を推奨した。

《今後の課題》

復興業務の加速化に伴い、職員の負担がさらに増えることも予想され、過重労働によるリスクの高まりが懸念される。このため、職員の健康管理を一層徹底するとともに、心身の不調を早期に発見し適切に対応することが求められる。

《平成27年度以降の取組》

健康診断等の確実な受診を促すとともに、地方公務員災害補償基金事業の継続活用によるメンタルヘルス対策の強化・充実を図りながら、職員自身及び管理監督者に対する健康管理の注意喚起、助言指導を行っていく。

【担当：総務部 行政管理室】チ 職員の健康管理等の徹底と人材確保として（イ）職員の健康管理と交通事故防止

《取組内容》

【職員の交通事故防止】

- ①職員の交通事故等の発生状況を分析して得られた原因や傾向を基にした具体的な防止策や、交通安全運動の実施、気候等を踏まえた注意点等を、毎月、各所属に周知し、職場会議や研修等により、交通法規の遵守及び安全運転の励行について、継続的に注意喚起を実施（継続）
- ②安全運転の心がけ、交通事故発生時の措置等について、職員のセルフチェックを行うとともに、各所属では、その実施結果を踏まえながら、職場会議等で職員の指導を実施（継続）

《成果（取組結果）》

【職員の交通事故防止】

（交通事故等発生件数（各年度3月末現在））

平成26年度 327件（対前年度42件増） [内訳] 加害118件、被害148件、自損等61件

平成25年度 285件 [内訳] 加害95件、被害125件、自損等65件

（取組の実施状況）

①注意喚起

イ 職員への注意喚起

○交通事故等の月ごとの発生件数の状況を所属に通知する際、事故事例から原因や傾向等を分析した上で具体的な防止策を示すとともに、気候の変化等、時宜に応じた注意点を周知（毎月）

○春の交通安全県民総ぐるみ運動に合わせて、交通法規の遵守及び安全運転の励行について周知（H26.4.3）

○全職員を対象とした倫理保持に係る通達において、交通法規の遵守及び安全運転の励行について徹底（H26.12.1）

ロ 管理者の指導水準の向上

○所属の管理者に対して、管理者向けメールマガジンを活用し、職員に安全運転の励行等の指導を行うに当たっての注意点を周知（H26.4.22, H26.10.31）

○地方単独公所の次長（総括担当）を対象に、交通事故等の防止について、傾向及び指導のポイントを講義（H26.10.15～30, 7回開催, 対象者約70人）

○新任の総括担当の課長補佐・次長が対象の課長補佐（総括担当）級研修において、事故の発生事例や傾向、職員の指導を行うに当たっての注意点を周知（H26.5.12, H26.5.15, H26.6.5）

②こころの身だしなみチェックシステムによるセルフチェックの実施

安全運転の心がけ、交通事故発生時の措置、飲酒運転の防止をはじめ、公務員としての職責を果たすために必要な心構えについて、電子申請システムを用いて職員のセルフチェックを実施するとともに、その実施結果を周知し、所属においては職場会議等で職員の指導を実施

《今後の課題》

【職員の交通事故防止】

平成26年度の交通事故発生件数は平成25年度に比べ増加したことから、交通事故の傾向等について分析し、その結果を踏まえ防止策の徹底を図る必要がある。

《平成27年度以降の取組》

【職員の交通事故防止】

交通事故の傾向等を踏まえた注意点等について、あらゆる機会を捉えて繰り返し注意喚起を実施し、交通事故の未然防止に一層努めてまいりたい。

【担当：総務部 人事課】チ 職員の健康管理等の徹底と人材確保として（ロ）復興事業に係る人材確保 等

《取組内容》

- ・ 復旧・復興に対応するための事業費は平時の数倍にも及び、県職員だけでは対応できないことから、全国知事会や関係省庁を通じ、全国の自治体に対して職員の派遣を要請・受入。（継続）
- ・ 復旧・復興事業を速やかに実施するためには、一時的な業務量の増加に伴うマンパワー不足の解消を図る必要があることから、任期付職員を採用したほか、非常勤職員及び臨時職員を増員。（継続）
- ・ 震災復興のマンパワー確保のため、新任職員の採用を拡大。（継続）

《成果（取組結果）》

- ・平成 25 年度の自治法派遣による支援として、全国知事会等を通じて 315 人（教育庁含む。）の職員派遣を要請したところ、36 都道県 2 市から 258 人の派遣をいただいた。平成 26 年度は、同様に 269 人の派遣を要請し、38 都道県 1 市から 263 人の派遣を受けたほか、平成 27 年度も 290 人の派遣要請を全国知事会等に対して行った結果、38 都道県 1 市から 244 人の派遣が決定。
- ・復興に伴う一時的なマンパワー不足解消のため、県配属の任期付職員を平成 24 年 5 月から随時採用し、平成 27 年 4 月 1 日現在、4 職種 243 人を配属した。
- ・また、非常勤職員及び臨時職員については、平成 27 年度当初では震災前の平成 22 年度当初比で非常勤職員 119 人、臨時職員 24 人を増員している。（いずれも承認任用枠ベース）
- ・震災復興に対応するため、平成 27 年 4 月までに新規採用職員数の拡大を図り、176 人を採用した。

《今後の課題》

- ・震災以降、平時の数倍にも及ぶ復旧事業費を執行していく必要がある中で、職員への負担やマンパワー不足が懸念される状況が続いていることから、任期付職員の任用や全国の自治体からの職員派遣の要請・受入を継続していくなどの手段を講じて、一層の職員確保を図っていく必要がある。

《平成 27 年度以降の取組》

- ・震災からの復興事業が本格化する中で、より一層のマンパワー確保が求められていることから、国に対して更なるマンパワー確保に向けた取組を要望していくほか、派遣職員の確保に向け、各都道府県への訪問や全国知事会等を通じて派遣の働きかけを強化するとともに、県としても必要な任期付職員を継続して任用していくなどの取組を進め、引き続き人材の確保に取り組んでいく。

事項名：（ 1 1 ） 再生可能エネルギー及び省エネルギーの推進について

意 見 の 内 容
再生可能エネルギー及び省エネルギーについては、震災時の停電及び原発事故の経験から電源確保に対する県民の意識が向上したことに加え、国や県の補助事業の効果もあり、住宅用太陽光発電の導入が飛躍的に進んでいる。県としても、市町村や民間事業者等と連携しながら、さらに地域資源を活かした再生可能エネルギーの普及を加速させ、環境と経済の両立した、真に豊かな富県宮城の実現を目指し、関係する施策のより一層の推進に努められたい。併せて、省エネルギー社会の推進についても継続して取組を図られたい。
対 応 の 状 況
<p>【担当：環境生活部 環境政策課・再生可能エネルギー室】</p> <p>《取組内容》</p> <p>○宮城県震災復興計画に掲げる「再生可能なエネルギーを活用したエコタウンの形成」の実現に向け、再生可能エネルギーのさらなる導入拡大及び県経済産業の活性化を図るため、平成 24 年 4 月に知事を本部長とする「宮城県再生可能エネルギー等・省エネルギー導入推進本部」を設置し、全庁的に推進する体制を構築している。</p> <p>○平成 17 年 10 月に策定した「自然エネルギー等の導入促進及び省エネルギーの促進に関する基本的な計画（以下「再エネ・省エネ計画」という。）」について、震災後の環境変化が大きいことを受け、見直し時期を前倒しし、平成 26 年 3 月に新たな計画を策定した。</p> <p>○以降、計画に基づき、各種施策に積極的に取り組み、市町村や民間事業者と連携しながら、災害時のエネルギー確保にも配慮した自立分散型のエネルギーの導入や省エネルギーの促進を図っている。</p>

(関連事業)

名 称	H26 予算額 (百万円)	H27 予算額 (百万円)	内 容
新エネルギー設備導入支援事業 (拡充)	100	101	太陽光、風力、太陽熱、バイオマスなどの新エネルギー設備を導入する民間事業者に経費の一部を補助(原則、補助率1/2、上限2千万円、太陽光は補助率1/10又は1/3、上限5百万円又は10百万円)するもの。
地域グリーンニューディール基金事業 (拡充)	5,098	6,039	市町村などが行う防災拠点となる公共施設への再生可能エネルギーの導入や民間事業者が行う防災拠点となる民間施設への再生可能エネルギーの導入に対し、必要な経費を補助(補助率10/10、民間は1/2)するもの。
エコタウン形成支援事業(実現可能性調査補助、再エネ推進地域協議会形成支援補助等) (継続)	9	8	再生可能エネルギー等を活用した地域づくりに向け、市町村と連携した事業者の事業可能性調査や、地域協議会運営に対し経費の補助を行うほか、再生可能エネルギー等を活用した地域づくりに関する広報啓発資料の作成及び市町村職員等向け研修会の開催を行う。
住宅用太陽光発電普及促進事業 (拡充)	296	300	住宅用の太陽光発電設備を設置した県民等に対し、1施設あたり6万円の経費補助を行うもの。
既存住宅省エネルギー改修促進事業 (継続)	40	40	県内の既存住宅に、平成11年省エネルギー基準を満たす断熱改修を行う所有者に対し、経費の補助(補助率1/10、上限10~35万円)を行うもの。
低炭素型水ライフスタイル導入支援事業 (継続)	36	18	節湯・節水機器及び低炭素社会対応型浄化槽を住宅に導入する県民に対し設置経費の一部を補助(定額6万円/世帯)するもの。
産学官結集型クリーンエネルギーみやぎ創造チャレンジ事業 (継続)	10	10	産学官及び地域等の主体が参画したクリーンエネルギー活用プロジェクトへの助成(補助率1/2、上限5百万円)を行うもの。
木質バイオマス活用拠点形成事業 (継続)	40	40	伐採跡地などに放置されている木質バイオマスの利活用のための体制整備や、木質バイオマス燃料の利用促進に向けた取組の推進を図るため、林地残材の搬入や木質チップへの破碎経費の補助、モデル地域でのペレットストーブ導入に対する補助を実施するもの。
クリーンエネルギー利活用実践推進事業 (継続)	—	5	県立高校において、クリーンエネルギーの利活用などに関する実践的な学習をとおし、課題に対応できる職業人の育成を目指すもの。
図書館・美術館照明設備整備事業(一部新規)	—	39	県立図書館及び美術館において、照明設備のLED化を進め、二酸化炭素の削減に努め、県民への照明のLED化に関する普及啓発を図るもの。
クリーンエネルギー・省エネルギー関連新製品創造支援事業 (継続)	13	13	事業者がクリーンエネルギー等関連製品を実用化する際、経費の一部を補助(補助1/2以内、上限5百万円)するほか、共同開発の支援を実施するもの。
高効率潜熱利用蓄熱モジュール開発事業 (新規)	—	3	蓄熱量が大きい潜熱蓄熱材を利用した蓄熱モジュールを開発するもの。
省エネルギー・コスト削減実践支援事業 (継続)	150	150	省エネルギー設備を導入する民間事業者に経費の一部を補助(補助率1/3又は1/2、上限5百万円)するもの。
公共インフラ省エネ推進事業 (拡充)	15	18	県が管理する国県道の道路照明を水銀灯からの高圧ナトリウム灯省エネ型に改修するもの。
せせらぎ水路小水力発電普及推進事業 (継続)	—	1	小水力発電について、低コストで最適な整備手法の早期確立と効果検証を目的に、モデル施設の整備に取り組むもの。
宮城県農業高校跡地太陽光発電事業 (拡充)	0	11	宮城県農業高等学校跡地を発電事業者へ貸し付け、メガソーラー事業を行うもの。
県有施設屋根貸し太陽光発電導入事業 (継続)	0	0	県内11施設の屋根を発電事業者へ貸し付け、太陽光発電事業を導入するもの。
災害公営住宅屋根貸し太陽光発電導入事業 (拡充)	0	2	市町の災害公営住宅の屋根を県がとりまとめ、発電事業者を公募して太陽光発電事業を導入するもの。

《成果（取組結果）》

- 平成 26 年 3 月に策定した再エネ・省エネ計画において、再生可能エネルギー等の導入量の平成 32 年度目標値を、30, 747 T J と設定している。
- 再生可能エネルギー等の導入量は、東日本大震災後、その影響を受け減少したが、平成 24 年度以降、微増傾向となっており、平成 26 年度においては、前年度比 1,282 テラジュール増の 21,761 T J となっている。
- これは、固定価格買取制度による太陽光発電の導入量の急増によるところが大きく、前年からの増加量の 8 割以上を太陽光発電の導入量が占める。

《今後の課題》

- 現在、住宅用やメガソーラーなどの事業用の太陽光発電の導入は進んでいるものの、太陽光以外の導入量の伸びは低い。
- そのため、地域に賦存する資源を活用し、地域に根ざした再生可能エネルギーの導入の取組を促進するなど、本県の特徴を生かしながら、自立分散型の地産地消エネルギーの確保に向けて、総合的に施策を展開していく必要がある。
- 地域における取組を活性化させるため、普及啓発や市町との連携を強化しながら、先進的なエコタウンの形成に向けた取組が必要である。

《平成 27 年度以降の取組》

- 再エネ・省エネ計画に基づき、①震災復興にあわせた建物の低炭素化の推進、②太陽光発電設備の普及加速化、③県民総ぐるみの省エネルギー行動の促進、④地域に根ざした再生可能エネルギー等の導入と持続的利用の推進、⑤環境と防災に配慮したエコタウンの形成促進、⑥産学官連携による環境・エネルギー関連産業の振興の 6 つの重点施策を中心に、各種施策を展開していく。
- みやぎ環境税や地域グリーンニューディール基金などを活用しながら、防災拠点への再生可能エネルギーの導入や、住宅及び事業者の再生可能エネルギーの導入に向けた補助を継続して行う。
- 地域資源を活用した自立分散型の地産地消エネルギーの確保を目指し、地域での調査や検討に対する支援を行うとともに、観光 P R と併せて再生可能エネルギーに関する取組事例を紹介した「みやぎ復興エネルギーパークガイドブック」を発行し、県内外に対して P R していくほか、市町村との連携強化及び情報共有のため研修会等を行う。
- さらに、将来の二次的エネルギーの中心的役割を担うことが期待される水素の利活用を積極的に進めるため、水素ステーションの整備促進やビジョンの策定及び普及啓発に取り組んでいく。

事項名：（12）男女共同参画社会の推進について

意見の内容

宮城県男女共同参画基本計画に掲げる県の審議会等における女性委員の割合については、計画策定時の平成 22 年 4 月 1 日現在 33.9 % でスタートしたが、その後においても大きく改善されず、平成 25 年 4 月 1 日現在で 34.8 %、平成 26 年 4 月 1 日現在では 35.1 % (速報値) とほぼ横ばいの状況となっている。

この指標は、県行政の男女共同参画社会実現に向けた取組姿勢を示す代表的な指標であるが、諸般の事情があるとはいえ、積極的な女性委員登用の実績は認められない。したがって、これまでの監査及び決算審査において、全庁一体となった取組を繰り返し求めてきた経緯を考えると、ほぼ横ばいの現状は甚だ遺憾である。

県では、平成 28 年度までに審議会等における女性委員の割合を 40 % とする目標を設定している。このことから、各審議会等においては、40 % 前後に達することで責任を果たしたものと受け止めている面もあり、このことが全体の伸びを抑える大きな要因になっている。

このため、女性の活躍が進んでいる分野では 40 % を超える更なる登用を図るとともに、団体推薦の委員が多数を占める審議会等においては依頼方法を工夫することなどにより、女性委員の割合を加速度的に引き上げることを求める。さらに、今後は男女共同参画社会により相応しい目標値を設定することを含めた「男女共同参画基本計画」の見直しを求める。

また、知事部局における管理職に占める女性職員の割合は、平成 26 年 4 月 1 日現在で 5.6 % と前年の 5.7 % と比較しほぼ横ばいとなっているが、2 人の部長級職員への登用が実現したことは評価するものである。引き続き女性職員の幹部職員への登用を積極的に進められたい。

現在、国においては、新たな成長戦略で、女性の力は我が国最大の潜在力であるとし「女性の活躍推進」を中核に位置づけるとともに、社会のあらゆる分野において、平成 32 年までに指導的地位に女性が占める割合を少なくとも 30 % 程度とする目標を設定するなど、女性の活躍推進について、その決意を強く発信している。また、企業においても経営戦略の一環として、女性の管理職登用に数値目標を定める動きも出ている。

このような国や企業の積極的な取組が始まっている中で、県行政においては、国等の最近の動きに連動して、男女共同参画を主要施策の柱の一つに位置づけることを求める。さらに、施策の実現に向けては、改めて宮城県男女共同参画推進条例（平成 13 年宮城県条例第 33 号）の前文*の決意を熟慮し、職員の意識改革を含め、県組織に男女共同参画を推進する風土を醸成することを最重点として取り組む必要がある。その上で、男女が共にその個性と能力を発揮できる「新しい生活文化」を創造する諸施策の推進を強く求める。

【担当：総務部 人事課】

《取組内容》

・女性職員の管理職への登用については、これまでも強く意識し、職域の拡大等を通じた育成と配置に努めてきている。(継続)

《成果(取組結果)》

- ・平成26年4月の人事異動では、知事部局の本庁部長職に初めて女性職員を任命するなど、積極的に女性登用を進め、課長級以上の職員に占める女性の割合は5.6%と5年前(H21)の3.9%から1.7ポイント増加している。
- ・また、課長級への登用対象層である課長補佐級職員については、平成26年4月1日現在、女性職員が234人で15.0%を占めており、5年前(H21)の164人(9.9%)と比較すると、人数・割合ともに確実に上昇してきている。

《今後の課題》

- ・現時点で、宮城県男女共同参画基本計画(第2次)に記載の水準(係長級以上に占める女性職員の割合を平成32年度までに22%以上とする・・・)には達していない。(平成26年4月現在18.6%)
- ・係長級以上の職員構成は、男女比が4:1と女性の絶対数が少なく、特に昇任適期である高い年齢層になるほど女性の構成比率が低くなっている。
- ・職員構成の変化や女性職員のキャリア形成には比較的長期間を要することから、施策の性質上、現在の取組をしっかりと長期間にわたって着実に進めていく必要がある。

《平成27年度以降の取組》

・平成に入り、女性の採用比率が徐々に高まり、相応の経験を積んだ女性職員が増加しており、女性登用の可能性は広がっていることから、引き続き実績主義を前提とした適材適所の人事配置に努めるとともに、女性の持てる能力を十分に発揮できるよう仕事と家庭生活・子育てが両立しやすい環境づくりに努め、宮城県男女共同参画基本計画(第2次)で掲げている「係長級以上に占める女性職員の割合を平成32年度までに22%以上とする」の達成に向け、女性の能力の活用、組織の活性化、男女共同参画社会実現の観点から、更なる職域の拡大や女性職員の課長補佐級さらには課長級以上への登用を推進していく。

【担当：環境生活部 共同参画社会推進課】

《取組内容》

- ・宮城県男女共同参画施策推進本部会議において、本部長(知事)から、女性委員の更なる登用推進について、各部局長がリーダーシップを発揮し取り組むよう指示をした。(継続)
- ・各部局において、審議会等ごとに委員構成や委員選任方法の見直し等、今後の女性委員の登用推進に向けた具体的な取組内容について検討を実施し、平成28年度末までを計画期間とする「県の審議会等への女性委員の登用に関する実施計画」を作成した。(新規)
- ・委員の推薦を依頼している団体の長を訪問し、女性の適任者の積極的な推薦に特段の配慮をいただくよう依頼を行った。(新規)

《成果(取組結果)》

・女性委員の登用率については、毎年度4月1日時点で調査を行うため、現時点では今年度の成果を数値に示すことはできないが、各部局で女性委員の登用推進に向けた具体的な取組内容の検討を実施したことにより、登用推進について全庁で一層の浸透が図られた。今後は、検討内容を委嘱替の時点で実行に移すことにより登用率の向上を図っていくこととなる。

《今後の課題》

・宮城県男女共同参画基本計画に掲げる目標値である「女性委員の割合40%」を達成するため、各部局で検討した登用推進に向けた取組内容が着実に実行されるよう、委員の推薦を依頼している団体の理解促進や委員候補者選任時の環境生活部長への事前協議の徹底を図る必要がある。

《平成27年度以降の取組》

- ・関係団体に委員の推薦を依頼する際に、役職に限定せず、女性の適任者の推薦に協力を求める知事名の文書を発出する。(新規)
- ・委員候補者選任時の事前協議手順等についてマニュアルを作成し、年度当初に当該年度に改選時期を迎える審議会等名を抽出したデータとともに各部局主管課へ提供すること等により主管課が委員候補者の選任時から審議会等所管課とともに登用推進に取り組む体制を整える。(新規)
- ・宮城県男女共同参画基本計画(第2次)は、平成28年度末までを計画期間としており、期間内に目標を達成できるよう各種施策を推進するとともに、第2次計画期間の目標の達成状況や、平成27年度に閣議決定される予定の国の「男女共同参画基本計画(第4次)」の内容等も踏まえ、平成28年度に計画の見直しを行う。(継続)